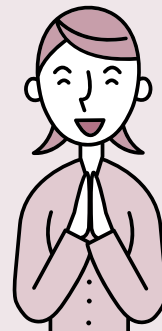


お申込みいただいた保険の 主契約・特約を チェックして、 保障内容をご確認ください。



※主契約および付加された特約の種類は、お引受け承諾後にお送りいたします
保険証券にてご確認ください。

保障内容チェック表

(しおり・約款の該当ページには、各主契約・特約の
保障内容(支払内容)を掲載しています。)

ご契約された 項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを		しおり 該当ページ	約款 該当ページ
主契約	<input type="checkbox"/> 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)	23ページ	4ページ
特 則	<input type="checkbox"/> 悪性新生物無事故給付金特則	32ページ	21ページ
特 約	<input type="checkbox"/> 上皮内新生物診断給付金特約(2014)	26ページ	26ページ
	<input type="checkbox"/> 悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	28ページ	36ページ
	<input type="checkbox"/> がん先進医療特約(2014)	29ページ	45ページ
	<input type="checkbox"/> がん入院・手術特約(2014)	30ページ	55ページ
	<input type="checkbox"/> がん死亡保障特約(2014)	31ページ	66ページ
	<input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約	34ページ	76ページ
	<input type="checkbox"/> 指定代理請求人特約	36ページ	93ページ
	<input type="checkbox"/> 5年ごと利差配当付年金払特約	40ページ	98ページ

ご契約のしおり・約款

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

ご契約のしおり・約款 もくじ

「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎保障内容チェック表

◎目的別もくじ しおり - 4

◎主な保険用語のご説明 しおり - 6

I ご契約にあたって

- ① 申込書・告知書の記入について しおり - 10
- ② 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について しおり - 10
- ③ クーリング・オフ制度について しおり - 11
- ④ 個人情報のお取扱いについて しおり - 13
- ⑤ 健康状態や職業等の告知義務について しおり - 14
- ⑥ 保障の責任開始期について しおり - 16
- ⑦ ご契約内容等の確認制度について しおり - 18
- ⑧ 保険証券・告知内容のご確認について しおり - 19

II 保険の特長としくみについて

- ⑨ 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)の特長としくみ しおり - 20
- ⑩ 給付金のお支払いと保険料払込みの免除 しおり - 23
- ⑪ 付加できる特約・特則について しおり - 26
 - (1) 上皮内新生物診断給付金特約(2014) しおり - 26
 - (2) 悪性新生物初回診断一時金特約(2014) しおり - 28
 - (3) がん先進医療特約(2014) しおり - 28
 - (4) がん入院・手術特約(2014) しおり - 30
 - (5) がん死亡保障特約(2014) しおり - 31
 - (6) 悪性新生物無事故給付金特則 しおり - 32
 - (7) リビング・ニーズ特約 しおり - 34
 - (8) 指定代理請求人特約 しおり - 36
 - (9) 5年ごと利差配当付年金払特約 しおり - 39
 - (10) 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約 しおり - 41
- ⑫ 特則の自動更新について しおり - 43

III 保険料について

- ⑬ 保険料の払込方法(回数)について しおり - 44
- ⑭ 保険料の払込方法(経路)について しおり - 44
- ⑮ 保険料をまとめて払い込む方法について しおり - 46
- ⑯ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について しおり - 46
- ⑰ 効力を失ったご契約の復活について しおり - 49
- ⑱ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法 しおり - 49
- ⑲ 給付金等支払いの際の保険料精算 しおり - 50
- ⑳ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い しおり - 52

IV 給付金等について

- ㉑ 給付金等のご請求について しおり - 54
- ㉒ 給付金等の支払期限 しおり - 56
- ㉓ 給付金等をお支払いできない場合 しおり - 57
- ㉔ 給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例 しおり - 61

V ご契約後のお取扱いについて

25	ご契約の解約と解約返戻金	しおり	64
26	給付金等の受取人によるご契約の存続	しおり	65
27	被保険者からご契約者への解約請求について	しおり	65
28	ご契約者・死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人の変更	しおり	66
29	死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人が亡くなられた場合	しおり	67
30	住所変更などの場合	しおり	68
31	管轄裁判所について	しおり	68
32	生命保険と税制上の特典	しおり	69
33	手続きに必要な書類一覧	しおり	72

VI その他生命保険に関するお知らせ

34	保険金額等が削減される場合	しおり	76
35	「生命保険契約者保護機構」について	しおり	76
36	保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり	79
37	ご契約内容等のお取扱いについて	しおり	80
38	現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項	しおり	80
39	当社の組織形態について	しおり	81
40	取引時確認(本人確認)について	しおり	81
41	F A T C A (外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて	しおり	82
42	このような場合、ただちにご連絡ください。	しおり	83

「約款」 ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)普通保険約款	約款	1
上皮内新生物診断給付金特約条項(2014)	約款	24
悪性新生物初回診断一時金特約条項(2014)	約款	34
がん先進医療特約条項(2014)	約款	43
がん入院・手術特約条項(2014)	約款	53
がん死亡保障特約条項(2014)	約款	64
リビング・ニーズ特約条項	約款	74
指定代理請求人特約条項	約款	92
5年ごと利差配当付年金払特約条項	約款	96
特別条件付保険特約条項(2015)	約款	104
保険料口座振替特約条項	約款	109
保険料口座振替特約条項(団体扱・集団扱用)	約款	113
団体扱特約条項Ⅰ	約款	116
団体扱特約条項Ⅱ	約款	120
集団扱特約条項	約款	124
保険料クレジットカード払特約条項	約款	128
電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項	約款	131
責任開始期に関する特約条項	約款	134
別表	約款	137

A I G 富士生命からのお願い
説明事項ご確認のお願い



目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

ご契約にあたって

保険用語が分からない



▶ **主な保険用語のご説明**

しおり-6ページへ ▶▶▶

申込みを撤回したい

▶ **3** クーリング・オフ制度について

しおり-11ページへ ▶▶▶

告知について知りたい



▶ **5** 健康状態や職業等の告知義務について

しおり-14ページへ ▶▶▶

いつから保障が
開始されるか知りたい

▶ **6** 保障の責任開始期について

しおり-16ページへ ▶▶▶

主契約・特約について

保険の特長としくみを
知りたい



▶ **9** 無解約返戻金型悪性新生物療養保険
(2014)の特長としくみ

しおり-20ページへ ▶▶▶

保険料払込みの免除に
ついて知りたい

▶ **10** 給付金のお支払いと保険料払込みの
免除

しおり-23ページへ ▶▶▶

付けることのできる
特約について知りたい



▶ **11** 付加できる特約・特則について

しおり-26ページへ ▶▶▶

更新について知りたい

▶ **12** 特則の自動更新について

しおり-43ページへ ▶▶▶

保険料について

保険料をまとめて払い込む
方法について知りたい



▶ **15** 保険料をまとめて払い込む方法に
ついて

しおり-46ページへ ▶▶▶

保険料の払込みができなかった
場合について知りたい

▶ **16** 保険料払込みの猶予期間とご契約の
失効について

しおり-46ページへ ▶▶▶

効力を失った保険を
元に戻したい



▶ **17** 効力を失ったご契約の復活について

しおり-49ページへ ▶▶▶

保険料の払込みの都合がつかない
場合の継続方法について知りたい

▶ **18** 保険料のお払込みが困難なときの継
続方法

しおり-49ページへ ▶▶▶

給付金等について

給付金等の請求手続き
について知りたい



▶ **21** 給付金等のご請求について

しおり-54ページへ ▶▶▶

受取人が請求できない場合の
代理請求について知りたい

▶ **11** 付加できる特約・特則について
(8) 指定代理請求人特約

しおり-36ページへ ▶▶▶

給付金等が受け取れない
ケースについて知りたい



▶ **23** 給付金等をお支払いできない場合
24 給付金等をお支払いする場合または
お支払いできない場合の事例

しおり-57ページへ ▶▶▶

しおり-61ページへ ▶▶▶

ご契約後のお取扱いについて

契約の解約について
知りたい



▶ **25** ご契約の解約と解約返戻金

しおり-64ページへ ▶▶▶

契約者や死亡給付金
受取人を変更したい

▶ **28** ご契約者・死亡給付金(特約
がん死亡保険金)受取人の変更

しおり-66ページへ ▶▶▶

生命保険に関する
税金について知りたい



▶ **32** 生命保険と税制上の特典

しおり-69ページへ ▶▶▶

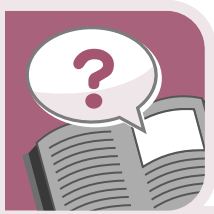
各種お手続き等

証券をなくした
結婚して姓が変わった
電話で保障内容を
確認したい



42 このような場合、
ただちにご連絡ください。

しおり-83ページへ ▶▶▶



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
き	給付金	上皮内新生物や悪性新生物と診断確定されたときや、上皮内新生物や悪性新生物による入院をしたときや手術を受けたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	給付金受取人	給付金を受け取る人をいいます。
け	契約者 (保険契約者)	当社とご契約を結び、ご契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例)ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	次の時を「保険期間の始期」とし、その日をご契約の契約日とします。なお、この契約日が保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 <ul style="list-style-type: none">・被保険者に関する告知を受け、当社がご契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 ……第1回保険料を受け取った時・第1回保険料相当額を受け取った後に当社がご契約の申込みを承諾した場合 ……第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時) ただし、口座振替月払等の場合は、「保険期間の始期」の属する月の翌月1日が契約日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例)契約日が平成26年12月1日の場合 年単位の契約日の応当日 : 平成27年12月1日以降の毎年12月1日 半年単位の契約日の応当日 : 平成27年6月1日以降の毎年12月1日および6月1日 月単位の契約日の応当日 : 平成27年1月1日以降の毎月1日
	減額	給付金額等を減らすことをいいます。減額分は解約したものととして取扱います。
こ	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことからについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し	失効	保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料払込みがなかったために、ご契約の効力が失われることをいいます。
	指定代理請求人	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、給付金等を請求することができる方であり、ご契約者によりあらかじめ指定された方をいいます。
	支払査定時照会制度	保険金等のお支払いの判断またはご契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用する制度のことをいいます。
	支払事由	約款に定める給付金等をお支払いする事由のことをいいます。
	主契約と特約・特則	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約・特則はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診査	診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
せ	責任開始期(日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた場合、最終の復活の際の責任開始期(日)とします。
	責任準備金	将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料相当額	ご契約のお申込みのときにお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
は	払込期月	保険料をお払込みいただく月のことをいいます。払込方法(回数)に応じて、次の契約日の応当日が属する月の1日から末日までをいいます。(例)払込方法(回数)が月払で、契約日が平成26年12月1日の場合、第2回目の保険料の払込期月は、平成27年1月1日から1月31日までとなります。
ひ	被保険者	生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。
ふ	復活	ご契約が失効した後、ご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。なお、失効後1年が経過すると復活できなくなります。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間の終了する日のことをいいます。保険期間の終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

- ・ 保険期間満了日が年数で定められている場合(年満期)：
契約日からの年数とその定められた年数に達する年単位の契約日の応当日の前日
 - ・ 保険期間満了日が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期)：
被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する年単位の契約日の応当日の前日
- (例)80歳満了のご契約の場合、契約日の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了日となります。

保険証券

ご契約の成立や内容を証する重要なもので、給付金額(保険金額)や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……といいます。

保険料

ご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

保険料期間

保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間のことをいいます。

- (例)年 払の場合：年単位の契約日の応当日から次の年単位の契約日の応当日の前日までの期間(1年)
- 半年払の場合：半年単位の契約日の応当日から次の半年単位の契約日の応当日の前日までの期間(6か月)
- 月 払の場合：月単位の契約日の応当日から次の月単位の契約日の応当日の前日までの期間(1か月)

保険料払込期間

保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。

む

無効

以下のような場合等のため、ご契約や特約の効力が保険期間の始期からなくなることをいいます。

- ・ 責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合
- ・ 責任開始期の前日までに上皮内新生物と診断確定されていた場合(上皮内新生物診断給付金特約(2014)、がん先進医療特約(2014)、がん入院・手術特約(2014)、がん死亡保障特約(2014)のみ)
- ・ 『責任開始期に関する特約』を付加した場合で第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき
- ・ 給付金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご加入された場合

め

免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、ご契約者の故意などのケースでは給付金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。

ゆ

猶予期間

第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間のことをいいます。猶予期間内に保険料が払込まれないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います(失効)。

『責任開始期に関する特約』を付加した場合は、猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないとご契約は無効となります。

I ご契約にあたって

1 申込書・告知書の記入について

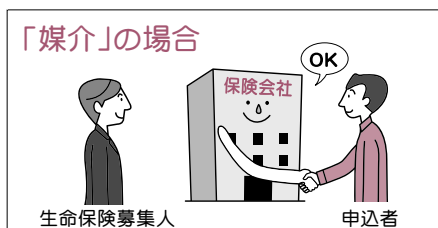
1. 申込書はご契約者・被保険者ご自身で記入し内容を十分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
2. 告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

他人が署名・押印をすると
契約が認められないので
ご注意ください。



2 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について



生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

!! 重要

- 生命保険の募集は保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、ご契約内容の変更等に関する当社の承諾が原則として必要になります。

【当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例】

- ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 等

*お客さまの取扱者である当社生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、当社総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

3 クーリング・オフ制度について

1 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

1. 申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）は「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
2. お申込みの撤回等の書面の発信時に給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
3. お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

ご注意

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- (1) 当社が指定する医師の診査が終了した場合
- (2) 債務履行の担保のための保険契約である場合
- (3) 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- (4) 法人をご契約者とする保険契約である場合

2 申出方法

1. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により総合サービスセンター宛に発信してください。
2. お申込みの撤回等の書面はご契約者ごとに作成してください。また、ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてご送付ください。
3. 保険証券がお手元に到着している場合には、書面とともに封書にてご送付ください。書面送付後に保険証券が到着した場合には、総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

●お申込みの撤回等の書面送付先

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11
A I G 富士生命保険株式会社 総合サービスセンター

●お申込みの撤回等の書面記入例

A I G 富士生命保険株式会社 行

私は平成〇〇年〇月〇日に申し込みました下記契約の申込みを撤回します。

- ・証券番号 : 才〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- ・保険種類 : 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)
- ・契約者 : 〇〇 〇〇 (加: 〇〇〇〇 〇〇〇〇)
- ・被保険者 : 〇〇 〇〇
- ・住所 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
- ・電話番号 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (※1)
- ・申込者名 : 〇〇 〇〇 印 (※2)
- ・送金先口座 : 〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇口座名義〇〇〇〇 〇〇〇〇 (※3)

(※1) 日中連絡のつく電話番号をご記入ください。

(※2) 自署、申込書と同一印にてお願いします。

(※3) すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。

4 個人情報のお取扱いについて

1. 当社は、ご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微(センシティブ)情報を含むお客さまの個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - (1) 各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、給付金等のお支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 本契約の申込者および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の(1)～(4)までの目的に基づく利用、ならびに下記の(1)～(5)までの提供・利用をさせていただきます。本契約のお引受等に必要な提供・利用が含まれていますので、同意いただきたくお願いいたします。
 - (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、生命保険面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること
 - (2) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を一般社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること
 - (3) 各種保険商品の開発・サービスの充実、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および給付金等のお支払いの可否を判断するために個人情報を当社グループ企業内で共同利用すること
 - (4) 商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を当社グループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で共同利用すること
 - (5) 再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社(再々保険以降の出再先を含む)に提供すること

※2.(3)、(4)の共同利用について

- ・共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載されたご契約内容、事故状況および保険金支払状況等の内容です。
- ・共同利用する個人データの管理責任者は、A I G富士生命保険株式会社です。

3. 当社グループ企業の範囲、グループ企業・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ(<http://www.aig-fuji-life.co.jp/>)をご覧ください。

4. お客さまから、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求があった場合は、ご本人からの申出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご相談、ご質問あるいは苦情につきましては、適切かつ迅速に対応させていただきますので、総合サービスセンター(0120-211-901)までご連絡ください。

5 健康状態や職業等の告知義務について

1 告知義務とは

1. 生命保険は、多数の方々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。従いまして、ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
2. ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、お身体の障害状態、現在のご職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
*医師の診察を受けた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

2 告知の方法

診査を行うご契約の場合（診査扱）	当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）その他についておたずねいたしますので、その <u>医師に口頭により告知してください。</u> 口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。
勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合	左記の場合においても告知書をご提出いただきますので、被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入してください。</u>
診査を行わないご契約の場合（告知書扱）	被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入してください。</u>

ご注意

- 生命保険会社および生命保険会社が指定した医師は告知受領権を有しています。
- 生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士は告知受領権を有していません。
- 生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはならず、当社所定の告知書に記入していただくことが必要です。

3 傷病歴等がある方への引受対応

1. 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っております。（傷病歴があってもお引受けできる場合があります。）
2. 告知等の結果を踏まえ、当社は次のいずれかのとおり取り扱います。

- (1) 申込内容どおりお引受けする。
- (2) 特別な条件（「特定障害不担保法」）を適用して、お引受けする。
- (3) ご契約の引受けをお断りする。



ご注意

- 『無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)』は、「保険料の割増」、「保険金の削減」、「特定部位の不担保」等の特別な条件を適用してご契約をお引受けすることはできません。ただし、特別な条件として「特定障害不担保法」（当社が指定した視力障害または聴力障害による保険料払込免除を不担保として引き受ける方法）を適用してご契約をお引受けすることがあります。

4 告知義務違反（告知が事実と相違する場合）

1. 告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
2. 責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に生じていた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。
3. ご契約や特約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が生じていても、給付金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込みの免除事由が生じていても、保険料払込みを免除することはできません。ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料払込みを免除することがあります。
4. 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約や特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実でないことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約や特約を解除することができます。

* 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

* 上記のご契約や特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約や特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日または復活日から2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

* 「現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・ 一般の契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合や特別な条件を適用してお引受けする場合があります。
- ・ 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・ 告知が必要な傷病歴等がある場合には、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。

6 保障の責任開始期について

1. 責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
2. 主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障、上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障、がん先進医療特約(2014)・がん入院・手術特約(2014)・がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障については、以下の時を保険期間の始期とし、その属する日から起算して90日を経過した日の翌日を責任開始日とします。

『責任開始期に関する特約』を付加しない場合	「第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を当社が受け取った時（※）」または「告知の時」のいずれか遅い時
『責任開始期に関する特約』を付加する場合	「お申込みを受けた時（当社が保険契約の申込書を受領した時）」または「告知の時」のいずれか遅い時

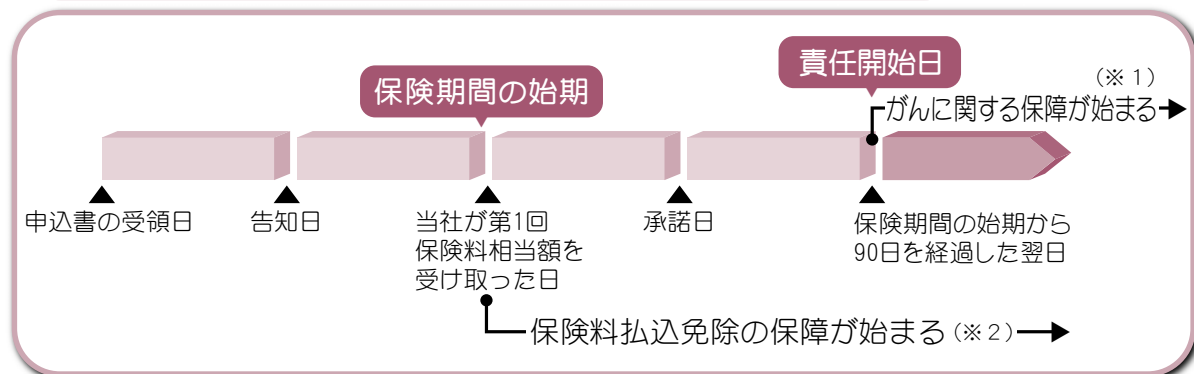
(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

3. 主契約の保険料払込みの免除の責任開始期は以下のようになります。

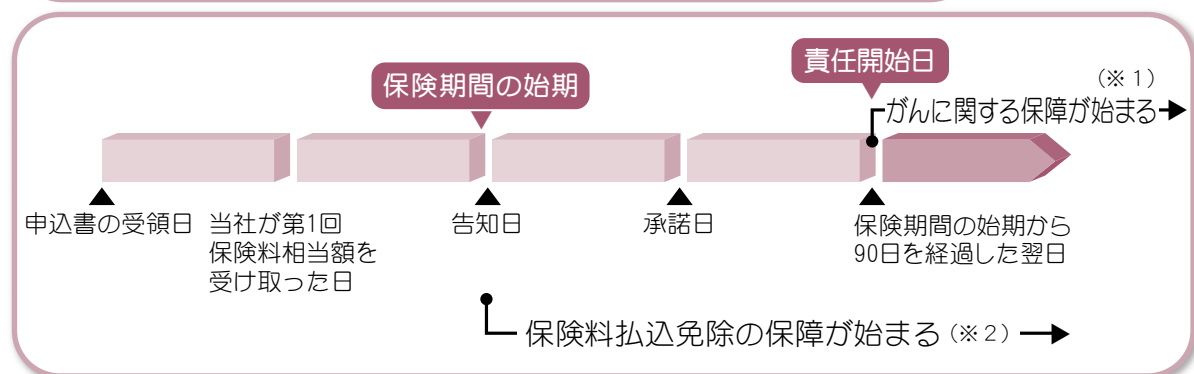
	保険料払込免除事由	責任開始期
①	被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態に該当したとき	保険期間の始期
②	被保険者が保険期間の始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害状態に該当したとき	保険期間の始期
③	被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき	保険期間の始期から90日を経過した日の翌日

● 『責任開始期に関する特約』を付加しない場合

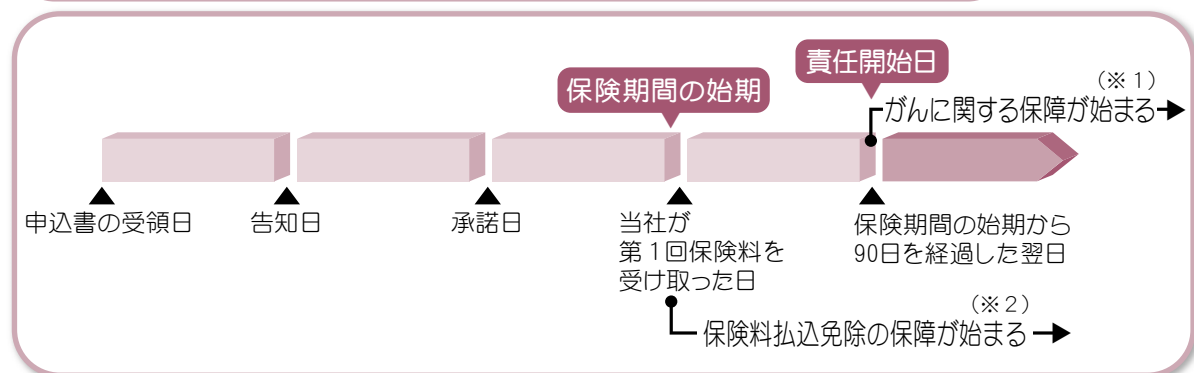
告知をされた後に当社が保険料を受け取った場合



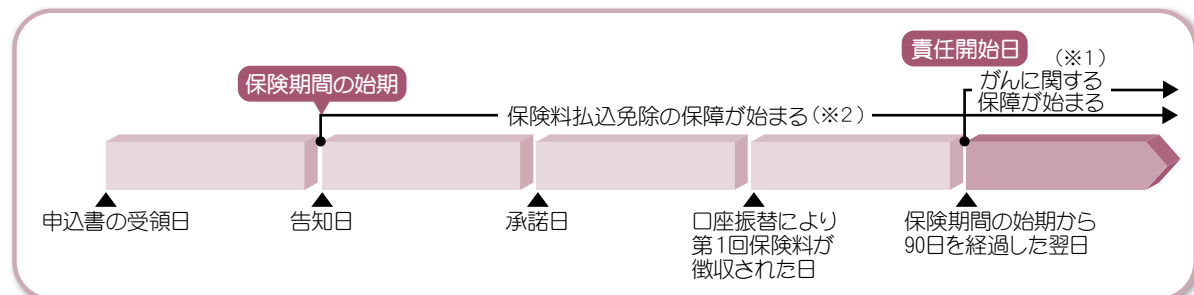
当社が保険料を受け取った後に告知をされた場合



当社が契約を承諾した後に保険料を受け取った場合



● 『責任開始期に関する特約』を付加する場合



(※1) 保険料払込免除事由③の保障も始まります。(「3. の表の③」をご覧ください。)

(※2) 保険料払込免除事由①および②の保障が始まります。(「3. の表の①、②」をご覧ください。)

ご注意

『責任開始期に関する特約』について

1. 第1回保険料は、払込期間（保険期間の始期から保険期間の始期の属する月の翌月末日まで）内に払込む必要があります。なお、第1回保険料払込みについては、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌月末日までの猶予期間があります。
2. 猶予期間を過ぎても第1回保険料のお払込みがなかった場合、ご契約は保険期間の始期にさかのぼって保障がなくなります（無効）。
3. 第1回保険料のお払込みの前に、給付金等の支払事由が発生した場合のお取扱いは次のとおりです。
 - (1) 給付金等から第1回保険料を差し引きます。（第2回以後保険料の払込期月の契約日の応当日が到来している場合は、第2回以後保険料分も差し引きます。）
 - (2) 支払われる給付金等が当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合や、保険料払込みの免除事由に該当した場合は、保険料（不足する場合は不足分）をお払込みください。

7 ご契約内容等の確認制度について

1. ご契約の申込後または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込（告知）内容またはご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、保険料払込みを免除しません。

8 保険証券・告知内容のご確認について

1. ご契約をお引受けしますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. お申込みの際には、告知書の写しをご契約者または被保険者にお渡ししますので、告知内容が相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
3. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

 0120-211-901
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

Ⅱ 保険の特長としくみについて

9 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)の特長としくみ

(1) 特長

1 悪性新生物と診断確定されたとき給付金をお支払いします。

1. 被保険者が責任開始期以後の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたときに、悪性新生物診断給付金をお支払いします。
2. 悪性新生物診断給付金は、その後、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします(2年に1回を限度)。

*詳細については「**⑩ 1** 給付金のお支払い」をご覧ください。

2 初めて悪性新生物と診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。

*詳細については「**⑩ 2** 保険料払込みの免除」をご覧ください。

3 短期払で保険料払込期間満了後に死亡した場合は、死亡給付金があります。

*短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

*詳細については「**⑩ 1** 給付金のお支払い」をご覧ください。

4 短期払で保険料払込期間満了後に解約した場合は、解約返戻金があります。

*詳細については「**㉕** ご契約の解約と解約返戻金」をご覧ください。

5 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。

6 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

ご希望により、『上皮内新生物診断給付金特約(2014)』、『悪性新生物初回診断一時金特約(2014)』、『がん先進医療特約(2014)』、『がん入院・手術特約(2014)』、『がん死亡保障特約(2014)』、『悪性新生物無事故給付金特則』等を付加することができます。

【主契約・特約でお支払対象（保険料払込免除）となるがん（上皮内新生物・悪性新生物）の範囲】
 お支払対象（保険料払込免除）となる場合：○ お支払対象（保険料払込免除）とならない場合：×

		給付金等		保険料払込みの免除	
		上皮内新生物	悪性新生物	上皮内新生物	悪性新生物
主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)	×	○	×	○
	上皮内新生物診断給付金特約(2014)	○	×	×	○
特約	悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	×	○	×	—(※)
	がん先進医療特約(2014)	○	○	×	○
	がん入院・手術特約(2014)	○	○	×	○
	がん死亡保障特約(2014)	○	○	×	○

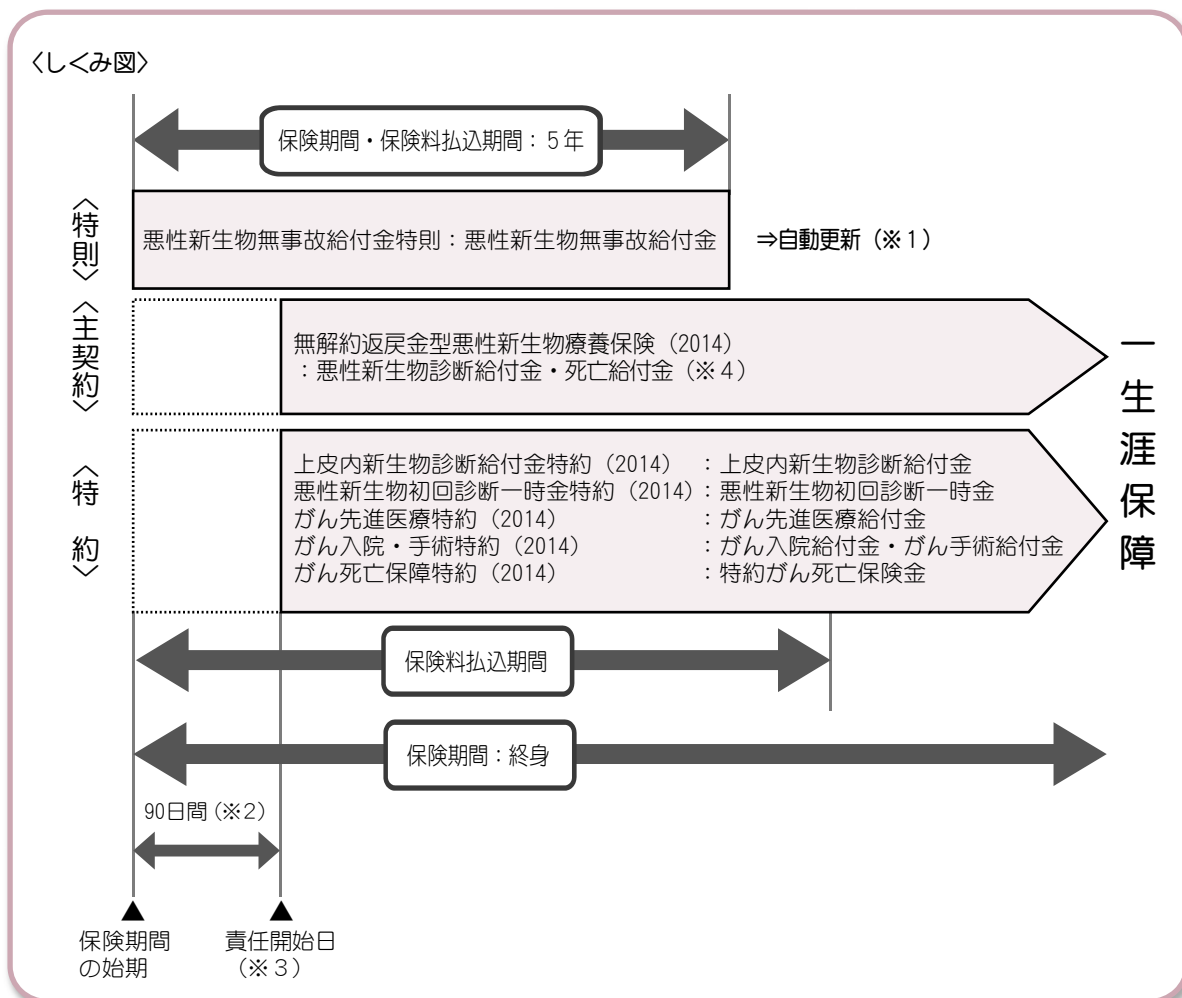
(※) 悪性新生物と診断確定された場合、『悪性新生物初回診断一時金特約(2014)』は、その時にさかのぼって消滅します。

*この保険契約におけるがんの定義については、『別表18 対象となる悪性新生物』『別表21 対象となる上皮内新生物』をご覧ください。

*悪性新生物無事故給付金特則については「⑪(6)悪性新生物無事故給付金特則」をご覧ください。

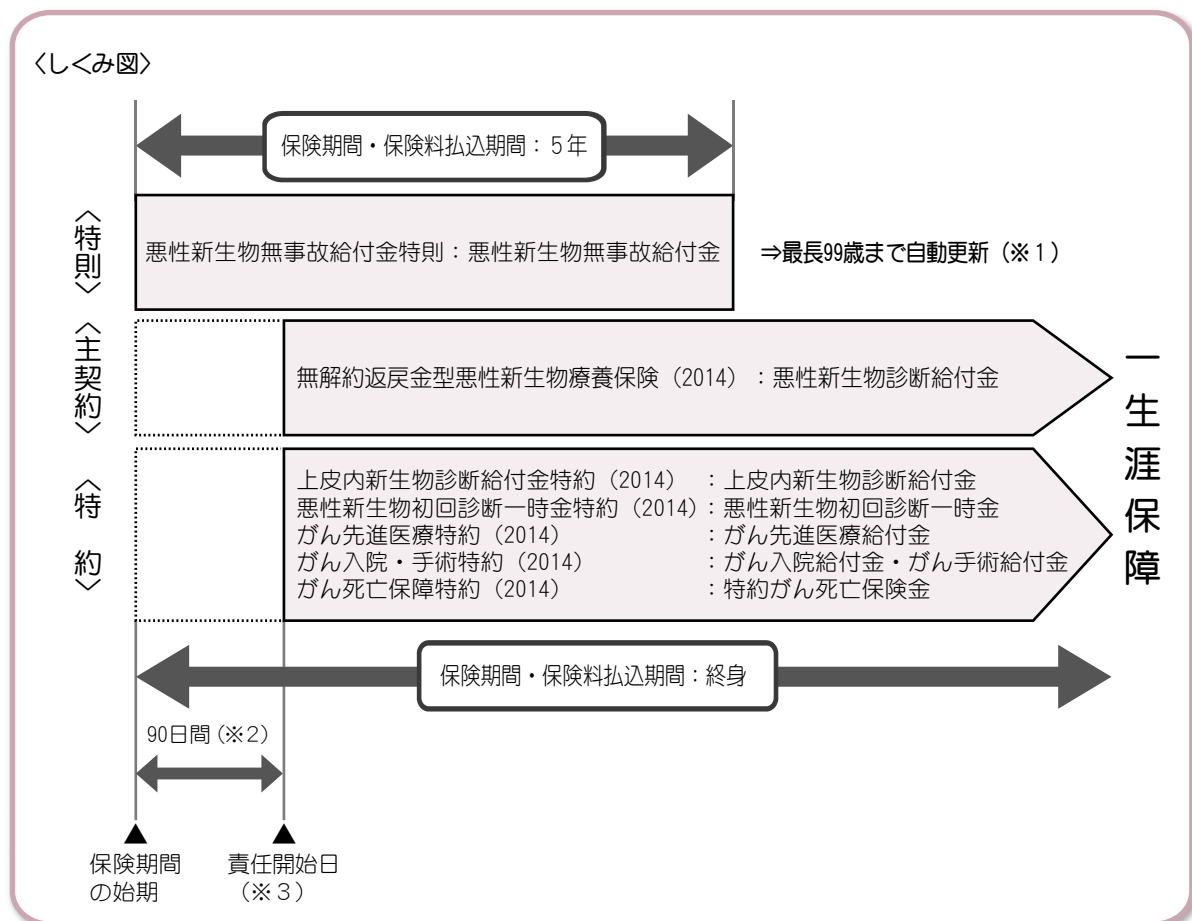
(2) しくみ

保険期間が終身で短期払の場合



- (※1) 自動更新については、「**⑫** 特則の自動更新について」をご覧ください。
- (※2) 以下の保障は、保険期間の始期から91日目に開始します。
- ・主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障
 - ・上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障
 - ・がん先進医療特約(2014)・がん入院・手術特約(2014)・がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障
- (※3) 責任開始日については、「**⑥** 保障の責任開始期について」をご覧ください。
- (※4) 死亡給付金は、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に亡くなられたときにお支払いします。

保険期間が終身で全期払の場合



- (※1) 自動更新については、「**⑫** 特則の自動更新について」をご覧ください。
- (※2) 以下の保障は、保険期間の始期から91日目に開始します。
- ・主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障
 - ・上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障
 - ・がん先進医療特約(2014)・がん入院・手術特約(2014)・がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障
- (※3) 責任開始日については、「**⑥** 保障の責任開始期について」をご覧ください。

10 給付金のお支払いと保険料払込みの免除

1 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
悪性新生物診断給付金	被保険者が責任開始期（※1）以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき （1）初めて悪性新生物（※2）と診断確定（※3）されたとき （2）前回の悪性新生物診断給付金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を目的として病院または診療所において入院を開始したときまたは通院をしたとき（※4）（※5）	悪性新生物診断給付金額	被保険者
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（※6）	悪性新生物診断給付金額×10%	死亡給付金受取人

（※1）責任開始期は、保険料払込みの免除に関する一部事由を除き、保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日となります（「**㊦** 保障の責任開始期について」をご覧ください）。また、復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

（※2）悪性新生物とは、以下の『別表18 対象となる悪性新生物』に定めるものをいいます。

「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたまものをいいます。なお、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

（1）「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」（*）によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68

眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真性赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

(2) 上記(1)において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

*詳細は厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeii/>) をご覧ください。

(※3) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見（注）による診断確定も認めることがあります。

(注) 他の所見とは、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見の全部またはいずれかを指します。これらの所見を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等の状況であるために病理組織学的所見（剖検・生検）を得る可能性がない場合で、かつ、これらの所見にて悪性新生物と診断確定することが可能な場合となります。よって、治療方針の選択など被保険者様の事情やご都合により検査・手術を延期・拒否されている場合には認められません。

(※4) 悪性新生物診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします（2年に1回を限度とします）。

(※5) 前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、悪性新生物の治療を目的とした入院を継続されている場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

(※6) ご契約が短期払（*）の場合に限ります。

死亡給付金	
全期払	・保険期間を通じて死亡給付金はありません。
短期払	・保険料払込期間中の死亡：死亡給付金はありません。 ・保険料払込期間満了後の死亡：悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします（保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します）。

(*) 全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

約款も 合わせて ご覧ください	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)普通保険約款 第5条(悪性新生物診断給付金の支払い)
-----------------------	---

 **ご注意**

- 被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、ご契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。
- 保険料払込期間中に被保険者が亡くなられ、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

2 保険料払込みの免除

被保険者が次のいずれかに該当した場合には、以後の保険料払込みが免除されます。

1. 保険期間の始期(※1)以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態(※2)になられたとき
2. 保険期間の始期(※1)以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(※3)になられたとき
3. 責任開始期(※1)以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき

(※1)「保険期間の始期」、「責任開始期」については、「⑥ 保障の責任開始期について」をご覧ください。

(※2)「高度障害状態」については、『別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※3)「身体障害の状態」については、『別表3 対象となる身体障害の状態』をご覧ください。

 **ご注意**

- 主契約の保険料払込みが免除される場合には、付加されている特約・特則の保険料払込みも同時に免除されます。
- 主契約が上記3. に該当したことにより保険料払込みが免除される場合には、『悪性新生物初回診断一時金特約(2014)』および『悪性新生物無事故給付金特則』は消滅します。
- 保険料払込みが免除された後は、「減額」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報の変更は可能です。

11 付加できる特約・特則について

(1) 上皮内新生物診断給付金特約(2014)

1 特長

上皮内新生物(※1)と診断確定されたとき、給付金をお支払いします。(※2)

(※1) 上皮内新生物とは以下の「別表21 対象となる上皮内新生物」に定めるものをいいます。

(※2) 給付金のお支払いには制限があります。詳細は、「2 給付金のお支払い」をご覧ください。

この特約における「上皮内新生物」とは、下記(1)および(2)をみたすものをいいます。
なお、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌を含みます。

(1) 平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(*)によるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00~D07、D09

(2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード
/2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

*詳細は厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeii/>) をご覧ください。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
上皮内新生物診断給付金	被保険者がこの特約の責任開始期(※1)以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき(※2)(※3)(※4)	上皮内新生物診断給付金額	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

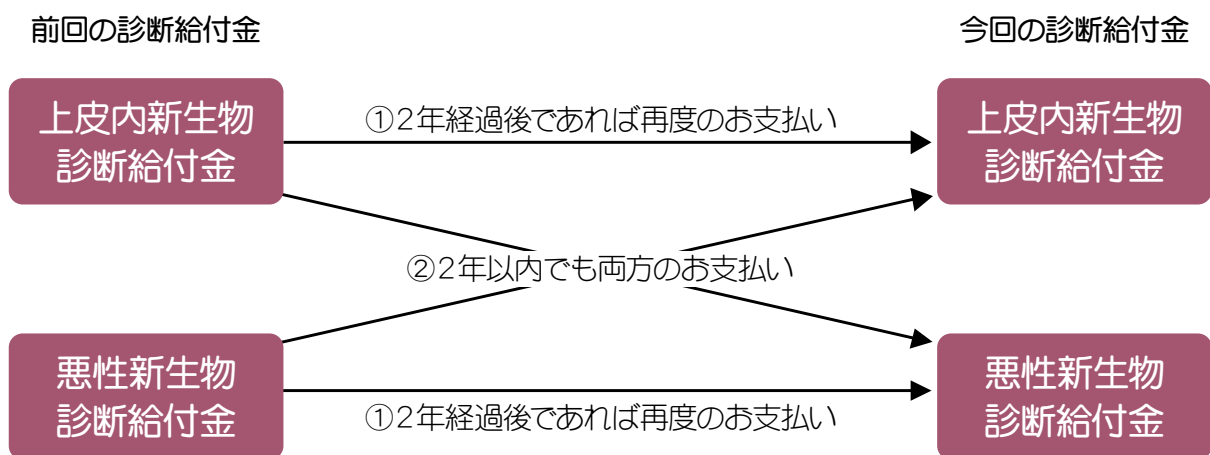
(※1) 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

(※2) 上皮内新生物と診断確定されていれば、入院の有無は問いません。また、責任開始期前に上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合には上皮内新生物診断給付金は

支払われず特約は無効となります。この場合の保険料の取扱いは「㉓ 給付金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

- (※3) 上皮内新生物診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします（2年に1回を限度とします）。
- (※4) 前回の支払事由該当日から2年以内に再び支払事由に該当後に次のいずれかに該当した場合、給付金をお支払いします。
 - ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、上皮内新生物の治療を目的とした入院をしているとき
 - ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を開始したとき
 - ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした通院をしたとき

3 悪性新生物診断給付金と上皮内新生物診断給付金のお支払い



①主契約の悪性新生物診断給付金またはこの特約の上皮内新生物診断給付金のお支払後、その支払事由該当日から2年経過後に再び同一の給付金の支払事由に該当した場合、保険期間中であれば何回でもお支払いします（それぞれ2年に1回を限度とします）。

②主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、支払事由間の期間にかかわらず、両方の給付金をお支払いします。

！ **ご注意**

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合でも、それぞれの給付金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたときは悪性新生物診断給付金を支払い、上皮内新生物診断給付金は支払いません。なお、すでに上皮内新生物診断給付金を支払っている場合には、悪性新生物診断給付金額から上皮内新生物診断給付金額を差し引いた金額を悪性新生物診断給付金として支払います。

(2) 悪性新生物初回診断一時金特約(2014)

1 特長

初めて悪性新生物と診断確定されたときに、主契約の給付金に加えて一時金をお支払いします。

2 一時金のお支払い

一時金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
悪性新生物初回診断一時金	被保険者がこの特約の責任開始期（※1）以後のこの特約の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき（※2）（※3）	悪性新生物初回診断一時金額	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

（※1）復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

（※2）悪性新生物と診断確定されていれば、入院の有無は問いません。また、責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていた場合には悪性新生物初回診断一時金は支払われず特約は無効となります。この場合の保険料の取扱いは「**23** 給付金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

（※3）悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。

ご注意

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(3) がん先進医療特約(2014)

1 特長

がん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療を目的に先進医療を受けたとき、その技術料と同額の給付金を何回でもお支払いします（支払通算限度：2,000万円）ので、最先端の治療法にも備えられます。

* 給付金のお支払いには制限があります。詳細は「**2** 給付金のお支払い」をご覧ください。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期(※1)以後に診断確定されたがん(※2)を直接の原因とする療養(※3)であること (2) 先進医療(※4)による療養であること	先進医療による療養に係わる技術料と同額 【支払通算限度： 2,000万円】	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

(※1) 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

(※2) この特約におけるがんについては、『別表18 対象となる悪性新生物』『別表21 対象となる上皮内新生物』をご覧ください。

(※3) 療養については、『がん先進医療特約条項(2014)第5条 備考1』をご覧ください。

(※4) 支払対象となる先進医療については、『がん先進医療特約条項(2014)第5条 備考3』をご覧ください。

1. 先進医療による療養について

- (1) がん先進医療給付金の支払対象となる先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養でがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的としたものをいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所(以下、「病院等」といいます。)において行われるものに限りです。
- (2) 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかわる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかわる技術料は給付対象外となるため、全額自己負担となります。

2. 先進医療に関するご注意

- (1) ご加入後も、この特約の保険期間中に新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術のうちがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的としたものは、がん先進医療給付金の支払対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金の支払対象とはなりません。
- (2) がん先進医療給付金のご請求には、給付金請求書・当社所定の診断書等の他に、先進医療に係る技術料が記載されている領収書等が必要となる場合がありますので、先進医療による療養を受けた病院等の発行する領収書等を大切に保管してください。

3. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約のがん先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2か月前までにご契約者宛にご連絡します。ただし、正当な理由によって2か月前までにご連絡できない場合には、変更日前にご連絡します。

! ご注意

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- この特約の付加は、被保険者お一人につき1契約に限ります。また、この特約は次の①または②と重複して付加することは可能ですが、③または④と重複して付加することはできません。
 - ①『先進医療特約(08)』『無解約返戻金型医療保険(08)』の特約)
 - ②『引受基準緩和型先進医療特約(10)』『引受基準緩和型終身医療保険(10)』の特約)
 - ③『がん先進医療特約(10)』『無解約返戻金型がん療養保険(10)』の特約)
 - ④『先進医療特約(2013)』『無解約返戻金型医療保険(2013)』の特約)
- 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・病院等の詳細については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>) をご覧ください。

(4) がん入院・手術特約(2014)

1 特長

がん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的に入院をしたとき、入院日数に応じた給付金を、また手術を受けたとき、手術1回につき給付金をお支払いします。給付金は入院日数や手術回数に制限なくお支払いしますので、長期入院や複数回の手術にも備えられます。


*給付金のお支払いには制限があります。詳細は「**2** 給付金のお支払い」をご覧ください。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(※1)以後にがん(※2)と診断確定されたこと (2) 診断確定されたがん(※2)の治療を直接の目的とする入院であること (3) 病院または診療所(※3)における入院(※4)であること	がん入院給付金日額 ×入院日数	主契約の悪性新生物診断給付金受取人
がん手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期(※1)以後に診断確定されたがん(※2)の治療を直接の目的とする手術であること (2) 所定の手術(※5)であること (3) 病院または診療所(※3)における手術であること	手術1回につき、 がん入院給付金日額 ×20	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

- (※1) 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。
- (※2) この特約におけるがんについては、『別表18 対象となる悪性新生物』『別表21 対象となる上皮内新生物』をご覧ください。
- (※3) 病院または診療所とは『がん入院・手術特約条項(2014)第5条 備考2』に定めるものとします。
- (※4) 入院とは『がん入院・手術特約条項(2014)第5条 備考3』に定めるものとします。
- (※5) 所定の手術とは『別表20 対象となる手術』に定めるいずれかの種類の手術とします。

1. がん入院給付金の支払対象となる入院の日数に限度はありません。
2. がん手術給付金の支払対象となる手術の回数に限度はありません。ただし、手術の種類によっては、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とするものがあります。
3. 被保険者が、時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

 **ご注意**
この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(5) がん死亡保障特約(2014)


1 特長

がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、万一のことがあったとき、保険金をお支払いします。

2 保険金のお支払い

保険金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約がん死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始期(※1)以後に診断確定されたがん(※2)を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき(※3)	特約がん死亡保険金額	特約がん死亡保険金受取人

- (※1) 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。
- (※2) この特約におけるがんについては、『別表18 対象となる悪性新生物』『別表21 対象となる上皮内新生物』をご覧ください。
- (※3) 責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合には特約がん死亡保険金は支払われません。

 **ご注意**
この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

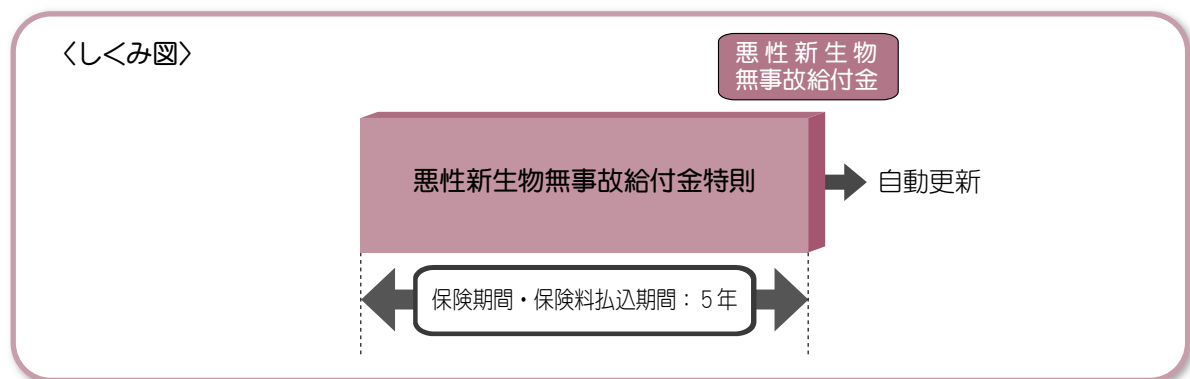
(6) 悪性新生物無事故給付金特則

1 特長

悪性新生物に罹患せず、特則の保険期間を健康に過ごせたとき、給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
悪性新生物無事故給付金	被保険者がこの特則の保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に悪性新生物診断給付金が支払われなかったとき	悪性新生物無事故給付金額	保険契約者



1. 悪性新生物無事故給付金の自動すえ置

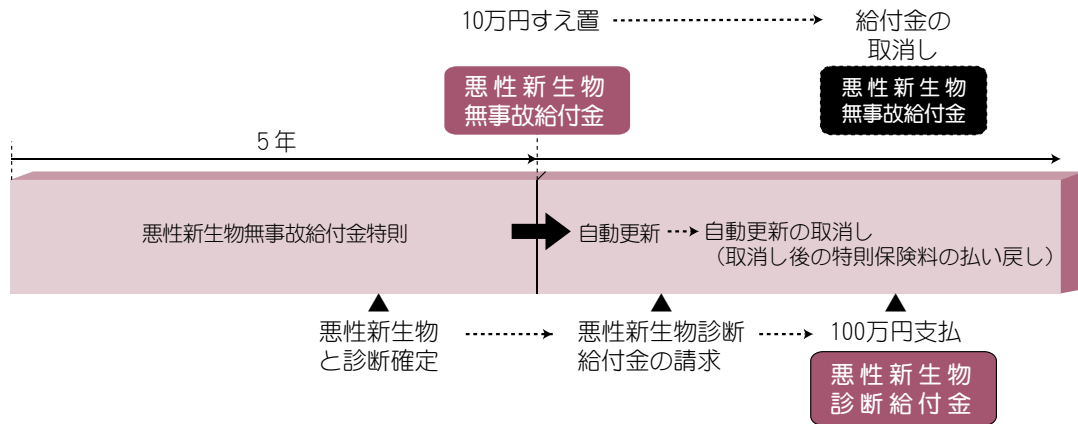
- (1) 悪性新生物無事故給付金は、支払事由が生じたときから当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- (2) すえ置かれた悪性新生物無事故給付金は、ご契約者からご請求があったとき、または主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除く。）にお支払いします。

2. 悪性新生物無事故給付金のお支払いに関するご注意

- (1) 悪性新生物無事故給付金のすえ置後に悪性新生物診断給付金の請求を受けた場合、悪性新生物無事故給付金がすえ置かれていた場合で、その対象期間中の悪性新生物診断給付金の請求があり当社がこれを支払う場合は、悪性新生物無事故給付金はお支払いしません。

ご契約例

- ・悪性新生物診断給付金額：100万円
- ・悪性新生物無事故給付金額：10万円

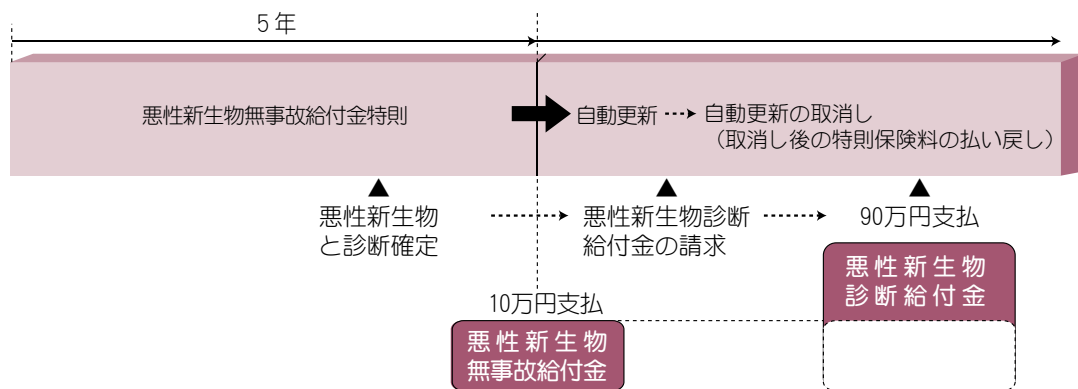


(2) 悪性新生物無事故給付金のお支払後に悪性新生物診断給付金の請求を受けた場合
悪性新生物無事故給付金が支払われた後に、その対象期間中の悪性新生物診断給付金の請求があり当社がこれを支払う場合は、次のとおり取り扱います。

- ①悪性新生物診断給付金がお支払いした悪性新生物無事故給付金より多い場合は、支払われた悪性新生物無事故給付金を差し引いて悪性新生物診断給付金をお支払いします。

ご契約例

- ・悪性新生物診断給付金額：100万円
- ・悪性新生物無事故給付金額：10万円



- ②悪性新生物診断給付金がお支払いした悪性新生物無事故給付金より少ない場合は、ご契約者は、その差額（不足額）を当社に返還してください。



ご注意

- この特則には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 自動更新については、「12 特則の自動更新について」をご覧ください。
- 被保険者がこの特則の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき、この特則は消滅します。

(7) リビング・ニーズ特約

1 特長

- この特約は、責任開始期以後に診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因として被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の特約がん死亡保険金の支払いに代えて特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
- この特約に対する保険料は不要です。

2 特定状態保険金のお支払い

お支払いする場合	支払額	受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めたとき	がん死亡保障特約(2014)の特約がん死亡保険金額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度（※1）としてご請求時に指定した金額（指定保険金額）から、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額（※2）	被保険者（※3）

- （※1）複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者についての指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。
- （※2）保険料払込みの免除事由に該当し、保険料払込みが免除されている場合、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応した保険料に相当する額は指定保険金額から差し引かれません。
- （※3）法人がご契約者かつ主契約の悪性新生物診断給付金受取人である場合には、法人が特定状態保険金受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、被保険者を特定状態保険金受取人とすることができます。

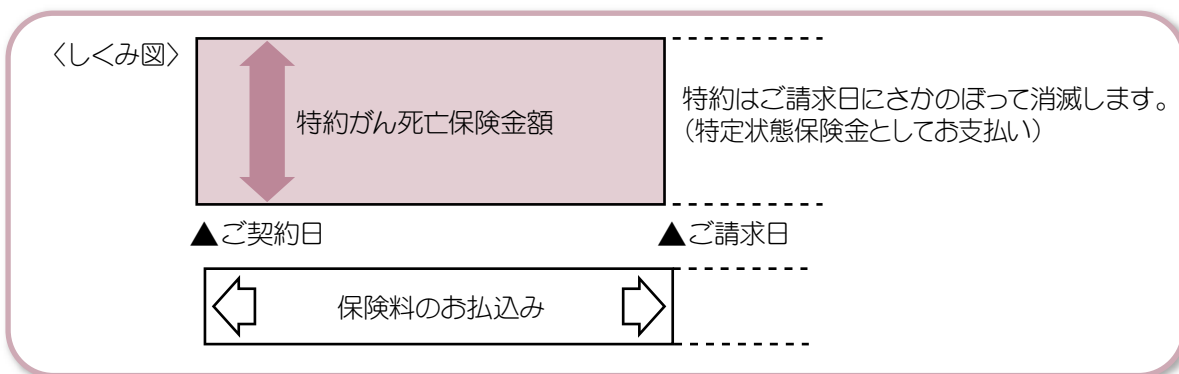
ご注意

- この特約を『無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)』に付加する場合には、『がん死亡保障特約(2014)』の付加を要します。（『がん死亡保障特約(2014)』の特約がん死亡保険金が特定状態保険金の対象となります。）
- 『がん死亡保障特約(2014)』の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金のお支払いの対象となりません。（『がん死亡保障特約(2014)』が更新されるときを除きます。）
- 特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。

3 特定状態保険金の支払後のお取扱い

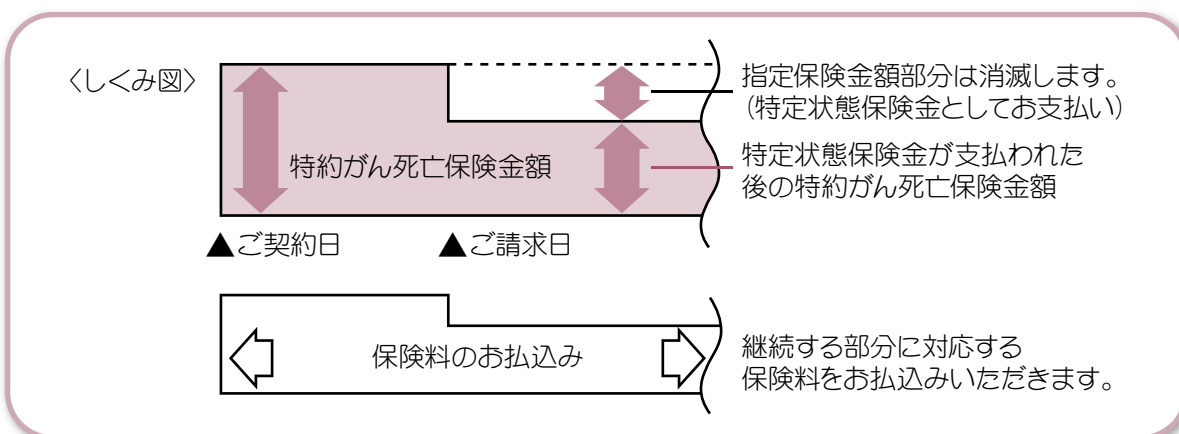
特約がん死亡保険金の全部をお支払いした場合

- がん死亡保障特約(2014)はご請求日にさかのぼって消滅します。



特約がん死亡保険金の一部をお支払いした場合

- 特約がん死亡保険金額のうち、指定保険金額部分をご請求日にさかのぼって消滅し、残りの部分は継続します。
- 継続する部分に対応する保険料を引続きお払込みいただきます。



4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) この特約により特定状態保険金がお支払されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約に付加している『がん死亡保障特約(2014)』が消滅したとき

(8) 指定代理請求人特約

1 特長

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない下記の特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

◆特別な事情



2 対象となる給付金等の種類

1. 被保険者と受取人が同一人である給付金（悪性新生物無事故給付金を除く）、保険金、一時金
2. ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除および悪性新生物無事故給付金

主契約・特約・特則	対象となる給付金等
無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)	悪性新生物診断給付金、保険料払込免除
上皮内新生物診断給付金特約(2014)	上皮内新生物診断給付金、保険料払込免除
悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	悪性新生物初回診断一時金、保険料払込免除
がん先進医療特約(2014)	がん先進医療給付金、保険料払込免除
がん入院・手術特約(2014)	がん入院給付金、がん手術給付金、保険料払込免除
がん死亡保障特約(2014)	保険料払込免除
悪性新生物無事故給付金特則	悪性新生物無事故給付金、保険料払込免除
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金

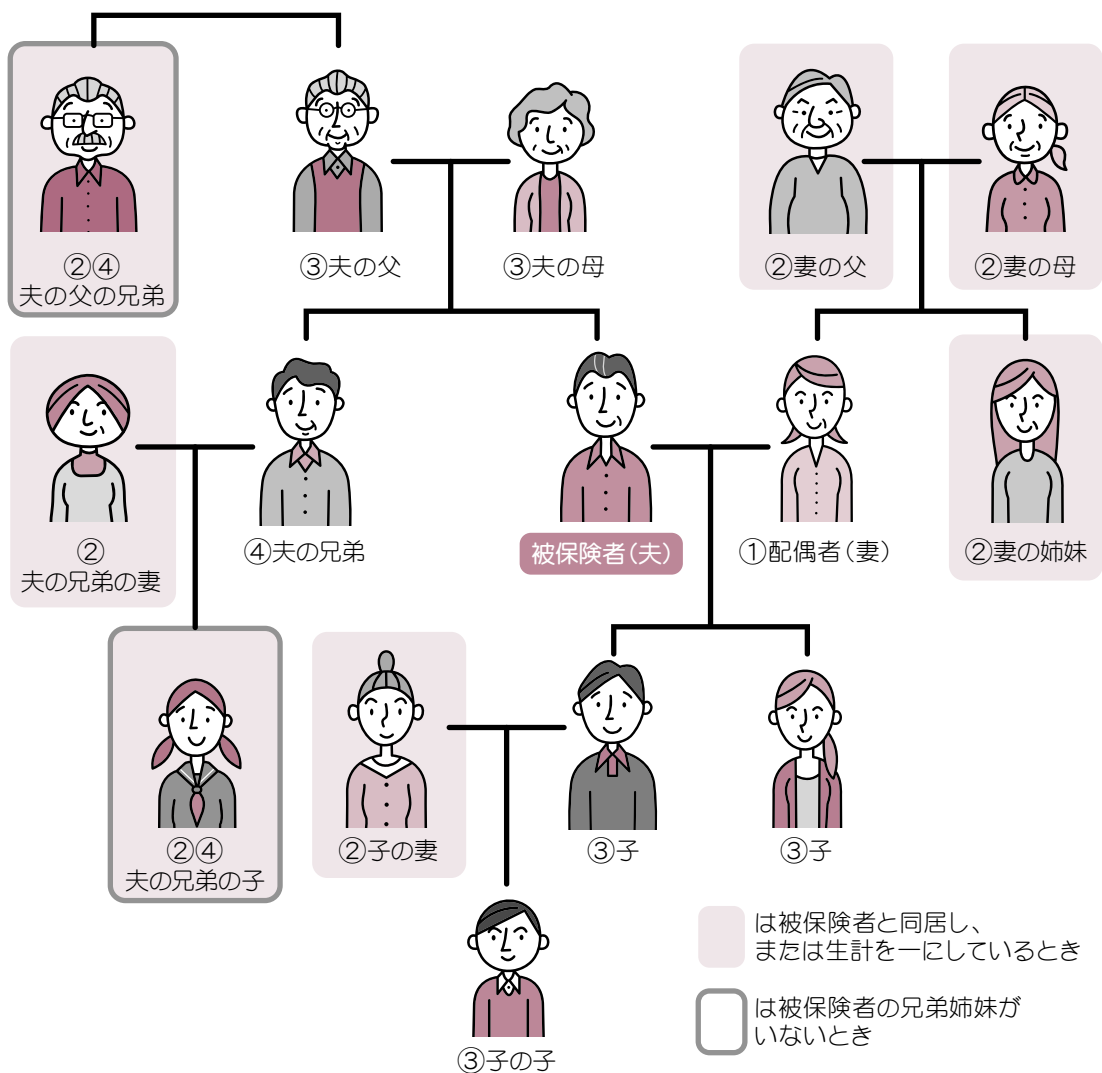
3 指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の1. または2. の範囲内であらかじめ指定された方（指定できる方は1人に限ります。）を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の1. または2. の範囲内であることを要します。

1. 次の範囲内の方

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者の直系血族
- ④被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

1.の範囲の例



2. 次の範囲内の方。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限りません。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前1.②以外の方
 ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
 ③その他、前2.①および2.②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3. 上記1.および2.の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が亡くなっているときもしくは請求時に1.または2.の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ①主契約の死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限りません。）
 ②前3.①に該当する方がいない場合または前3.①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 ③前3.①もしくは3.②に該当する方がいない場合または前3.①もしくは3.②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

4 指定代理請求人の変更

1. ご契約者は、被保険者の同意を得て、「**3** 指定代理請求人の範囲」1. および2. の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
2. 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
3. 給付金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更が行われたものとして取り扱います。

5 指定代理請求人による給付金等の請求

1. 指定代理請求人は給付金等の受取人である被保険者に特別な事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として給付金等を請求することができます。
2. 指定代理請求人から給付金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくこととなります。
3. 指定代理請求人による給付金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがって、給付金等は、原則として、給付金等の受取人である被保険者の口座にお振込みさせていただきます。

6 指定代理請求人に給付金等をお支払いした後の注意事項

1. 指定代理請求人から給付金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合には、重複して給付金等はお支払いしません。
2. 指定代理請求人のご請求により給付金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は給付金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答します。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者でご解決いただくこととなります。

7 その他

1. 故意に給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人として給付金等を請求することはできません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 給付金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。

!! 重要

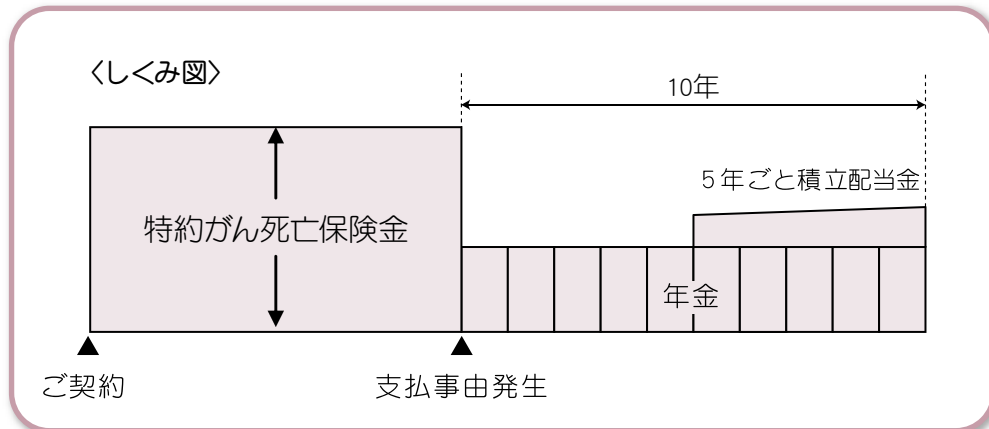
「ご契約の内容」および「代理請求ができること」をご契約者から指定代理請求人へ必ずお伝えください。

(9) 5年ごと利差配当付年金払特約

1 特長

1. この特約および『がん死亡保障特約(2014)』を付加した場合、特約がん死亡保険金の全部または一部を一時金に代えて、年金でお支払いします。
2. 責任準備金の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとに契約者配当金をお支払いします（運用の状況によっては配当金が生じない場合があります）。

(特約がん死亡保険金の全部を10年確定年金でお支払いする場合)



*運用の状況によっては配当金が生じない場合もあります。

2 年金のお支払い

この特約を適用する場合	支払時期	支払額	年金種類	受取人
特約がん死亡保険金が一時に支払われるとき	<ul style="list-style-type: none"> 第1回の年金支払日(年金支払開始日) : 年金基金設定日(※) 第2回以後の年金支払日 : 年金支払開始日の年単位の応当日 	基本年金額(当社所定の金額以上である必要があります。)	実際の支払事由発生時に所定の範囲内で次のいずれかからお選びいただけます。 3・5・10・15年確定年金 (2015年4月1日現在、保証期間付終身年金は取扱っておりません)	特約がん死亡保険金受取人

(※) 保険金等の支払事由が生じた時(保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結時)

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、未払年金の現価について一括払いを請求することができます。
2. 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、残余年金支払期間の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。



ご注意

年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出されます。

3 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または『がん死亡保障特約(2014)』が消滅したとき
- (2) 特約がん死亡保険金の支払事由の発生日以後、特約がん死亡保険金受取人が特約がん死亡保険金の全部について一時に受け取ったとき

(10) 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約

1 特長

1. この特約を『保険料クレジットカード払特約』とともに付加することにより、申込書等の書面の提出に代えて、電磁的方法（インターネット）によりお申込みの手続きが可能になります。
2. ご契約者は、主たる保険契約の被保険者と同一人に限ります。

⚠️ ご注意

電磁的方法（インターネット）によるお申込みの場合、保険料の払込方法は「クレジットカード払い」に限ります。

*ご利用いただけるクレジットカードは、当社指定のご契約者名義のものに限ります。

2 しくみ

電子情報処理機器による保険契約のお申込みは、以下のお手続きにより取扱います。

①当社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等の電磁的方法により、保険契約のお申込みの際に確認いただく契約情報に関する電子書面と保険契約の申込内容を入力する画面を申込者へ表示します。



②申込者は、電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面にお申込みに関する必要な情報を入力し、当社へ送信してください。
*携帯電話端末機を用いて保険契約のお申込みを行う場合、申込者より当社所定の書面を提出いただく場合があります。



③当社は上記②の受信をもって、保険契約のお申込みの意思があったものとして取り扱います。この場合、当社は、電磁的方法により、保険契約のお申込みを受け付けた旨を申込者へ送信します。



④当社は、保険契約のお申込みの諾否について、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約のお申込みを承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知に代えることがあります。

3 電磁的方法について

電磁的方法とは、以下に掲げる方法をいいます。

1. 当社からご契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

約款上の記載	解説
当社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法	当社から保険契約者等の使用するパソコンにEメールで通知等を送信することを指します。
当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法	当社がインターネット上に用意した重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、意向確認書等の電子ファイルを保険契約者等の使用するパソコンにダウンロードし、保存していただくことを指します。
保険契約者等ファイル（当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法	当社がお客さま専用ページ上に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、意向確認書等を電子ファイルで用意し、保険契約者等に閲覧いただくことを指します。
当社の閲覧ファイル（当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法	当社がお客さま専用ページ以外のインターネット上に一般的なお知らせ等の掲示を行い、不特定多数の方に閲覧いただくことを指します。

2. 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合

約款上の記載	解説
保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法	当社のお客さま専用ページ上の手続画面等において、保険契約者等に必要事項を入力していただくことを指します。
保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法	インターネット上の当社所定の手続画面等にしたがって、保険契約者等に必要事項を入力の上送信していただくことを指します。

12 特則の自動更新について

1. 『悪性新生物無事故給付金特則』を付加した場合で、主契約の保険料払込期間中に特則の保険期間が満了する場合、特則の保険期間が満了する月の前月の末日（月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日。）までにご契約者から継続しない旨のお申出がない限り、特則は保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
2. 特則の自動更新をご希望されない場合は、保険期間満了日前に当社より送付いたします「更新不要・変更連絡通知」にてお申出ください。
3. 次の場合には、更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後の特則の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - (2) 更新後の特則の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
 - (3) 保険料払込みが免除となったとき
4. 更新後の特則のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。
保障額	更新前の給付金額と同一とします。
約款	更新日時点の特則を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険料の払込方法（回数） および（経路）	本則の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一とします。

Ⅲ 保険料について

13 保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）をお選びいただけます。

払込方法（回数）	内容
年 払	年に1回、保険料を払い込む方法です。
半年払	半年に1回、保険料を払い込む方法です。
月 払	月に1回、保険料を払い込む方法です。

14 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法（経路）によってお払込みください。

1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、保険料振替日（払込期月の27日。その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。）に、保険料がご契約者の指定した口座から当社の口座に自動的に振替えられます。

約款も 合わせて ご覧ください	保険料口座振替特約条項
-----------------------	-------------

ご注意

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
（翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りします。）
- 翌月にもお振替できなかった場合には、保険料払込みの猶予期間（※）内に「生命保険料再請求のご案内」に添付の用紙にて当社指定のコンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行からお払込みください。
（※）詳しくは「16 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。

2 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みください。

約款も 合わせて ご覧ください	団体扱特約条項 I 団体扱特約条項 II
-----------------------	-------------------------

3 クレジットカードによるお払込み

1. ご契約者名義のクレジットカード（当社指定のクレジットカードに限ります。）により、保険料が当社に自動的に払い込まれます。
2. 払い込まれた保険料について、領収証は発行いたしません。
3. クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更等を行ってください。
4. クレジットカードによるお払込みは、個人契約、その他当社所定の条件を満たした場合に限らせていただきます。

4 その他の一時的な払込方法

前記 **1** ～ **3** のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお払込みできないときは、その保険料についてのみ一時的に次のいずれかの方法によりお払込みください。

- (1) ご契約者のお申出により、「振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込みください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。
- (2) 当社の本社または当社の指定した場所に持参してお払込みください。

ご注意

- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合は、すみやかに当社の代理店、支店または総合サービスセンター（TEL：0120-211-901）までお申出ください。
- 団体を通じてのお払込みから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社までお払込みいただくことになります。

【ご参考】契約日特例について

1. 月払契約で前記 **1** ～ **3** の場合、約款の定めによる「契約日」は責任開始日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、責任開始日を「契約日」とし、責任開始日時点の年齢を契約年齢とすることができます。これを「契約日特例」といいます。
 - (1) 保険料は「契約日」時点の被保険者の満年齢で算出します。
 - (2) 「責任開始日」はお申込み、告知（診査）、第1回保険料相当額のお払込み（契約者直接入金の場合は着金）が全て完了した日です。
 - * 申込日、告知（診査）日、第1回保険料相当額の払込日のいずれか1つでも誕生日当日以降となった場合は、契約日特例を適用できません。
2. 契約日特例は、誕生日前日までお取扱いが可能です。
 - (1) 契約日特例を適用しない場合（通常の場合）は、申込日より1歳高い保険料を算出します。
 - (2) 契約日特例を適用する場合は、責任開始日時点の満年齢で保険料を算出します。ただし、第1回保険料相当額は2回分をお払込みいただきます。

15 保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめてお支払いいただく方法があります。

1 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分から12か月分までまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合、一括払する月数に応じて所定の割引が適用されます。

2 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

1. 将来の保険料を当社所定の範囲内でまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した前納保険料をお支払いください。
2. 前納保険料は、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
3. 前納期間が満了した場合または保険料のお支払いを要しなくなった場合（保険料払込みの免除、死亡や解約による契約の消滅時）に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します（上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません）。
4. 月払契約で前納を希望される場合には、払込方法（回数）を年払に変更してください。この場合、年単位の契約応当月の前月までの月数の保険料を「一括払」するとともに、年単位の契約応当月からの保険料を「前納」してください。

ご注意

前記 **1** **2** について、詳しくは代理店、支店または総合サービスセンター（0120-211-901）までご相談ください。

16 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお支払いが無い場合でも、次の **1** または **2** の猶予期間があります。

1 第2回以後の保険料払込みの猶予期間

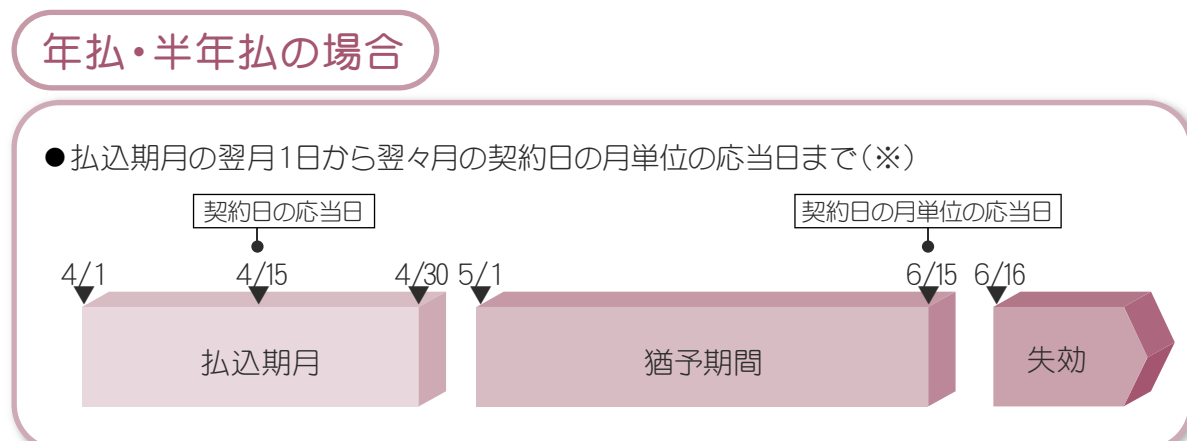
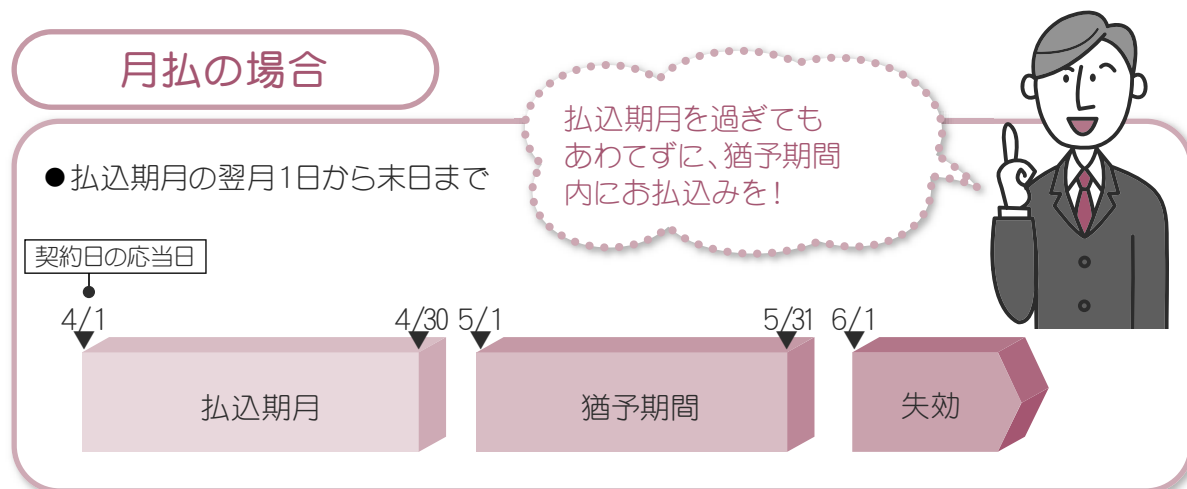
1. 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は以下のようになります。

	払込期月（保険料をお払込みいただく月）	猶予期間
月 払	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払 年 払	契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（ただし、契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間満了日までに第2回以後の保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなります（失効）。

*詳しくは「**18** 保険料のお払込みが困難なときの継続方法」をご覧ください。

【払込期月と保険料払込みの猶予期間】



（※）年払・半年払の場合、払込期月内の契約日の応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了します。

2 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約の 第1回保険料の払込みの猶予期間

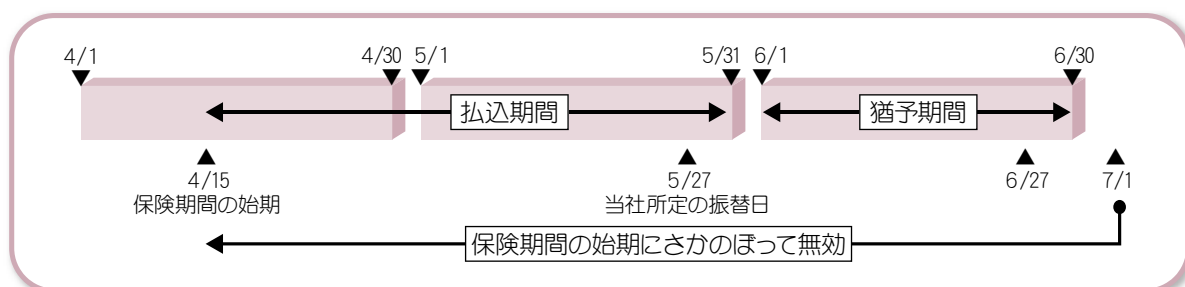
1. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約の第1回保険料の払込期間および猶予期間は以下のようになります。

	払込期間（保険料をお払込みいただく期間）	猶予期間
年払 半年払 月払	主契約の保険期間の始期から保険期間の始期の属する月の翌月末日まで	払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌月末日まで

2. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約で、猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了日の翌日に、保険期間の始期にさかのぼって保障がなくなります（無効）。

【払込期間と保険料払込みの猶予期間】

年払・半年払・月払の場合



⚠️ ご注意

『責任開始期に関する特約』を付加して第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合

- 第1回保険料は、原則として払込期間内の所定の振替日にお客さまの指定口座より振替を行います。
- 払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日（猶予期間中）に再度指定口座へご請求します（月払の場合、第2回の保険料もあわせてご請求します）。
- 猶予期間内に保険料のお払込みが無い場合、ご契約は保険期間の始期にさかのぼって無効となります。この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 責任準備金等のその他の返戻金の払い戻しはありません。
 - ・ 復活のお取扱いはありません。

17 効力を失ったご契約の復活について

1. 第2回以後の保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合（失効）でも、失効日から起算して1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
2. この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - (2) 失効している期間の延滞保険料をお払込みください。
 - (3) ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。



ご注意

解約を請求された後はご契約の復活はお取り扱いしません。

18 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次の制度が設けられています。

1 給付金額の減額

1. 当社所定の範囲内で給付金額等を減額することにより払込保険料が少なくなります。
2. 減額部分は解約されたものとして取り扱います。
3. 減額後の給付金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。



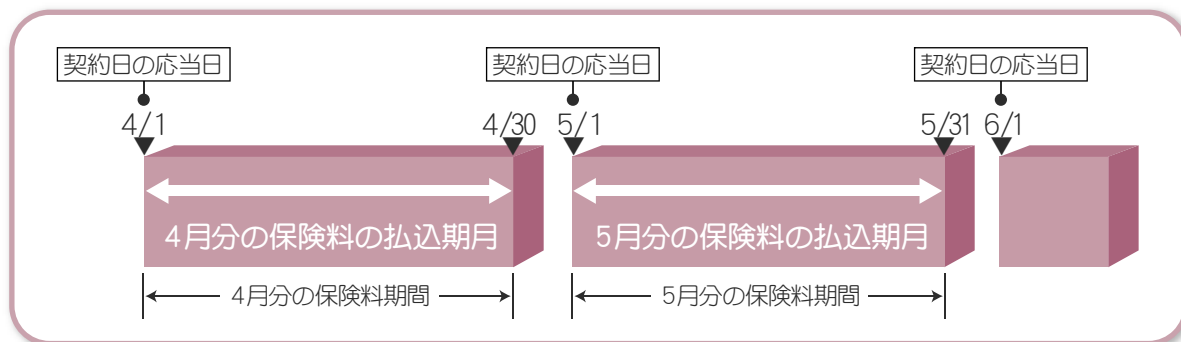
ご注意

- 短期払の場合、保険料払込期間中に悪性新生物診断給付金額を減額されたときは解約返戻金はありません。全期払の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
* 全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- 特約の給付金額等を減額された場合には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- がん先進医療給付金額を減額することはできません。
- 「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」および「払済保険への変更」はお取り扱いしておりません。

19 給付金等支払いの際の保険料精算

1. 保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から次の契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払の場合

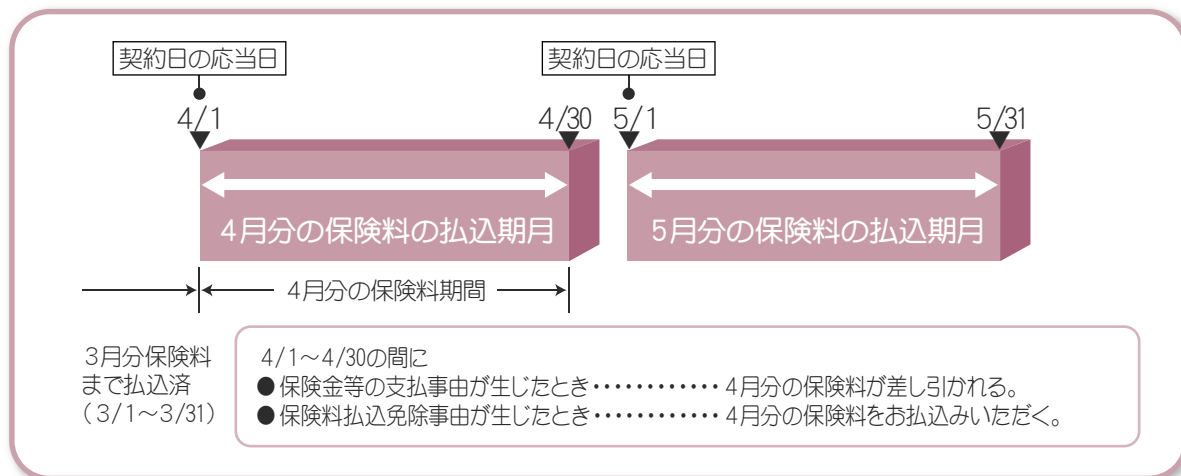


2. 給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

給付金等支払いのとき……… 未払込保険料を給付金等から差し引きます。
 (給付金等が未払込保険料より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。)

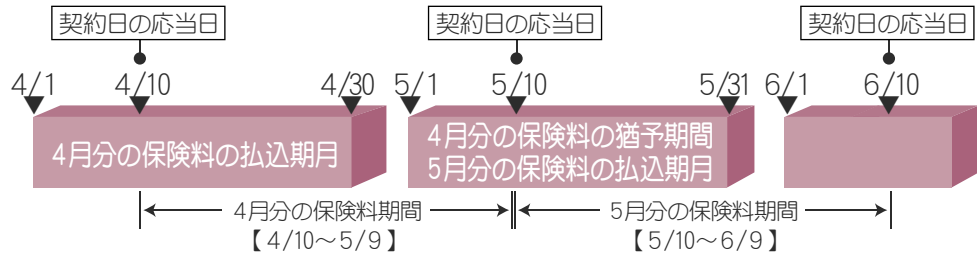
保険料払込みの免除のとき… 未払込保険料をお払込みいただきます。

月払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合



3. 月払契約で猶予期間中の契約日の応当日以降に給付金等の支払事由が生じた場合は、2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。また、保険料払込みの免除事由が生じた場合は、2か月分の保険料をお払込みいただきます。

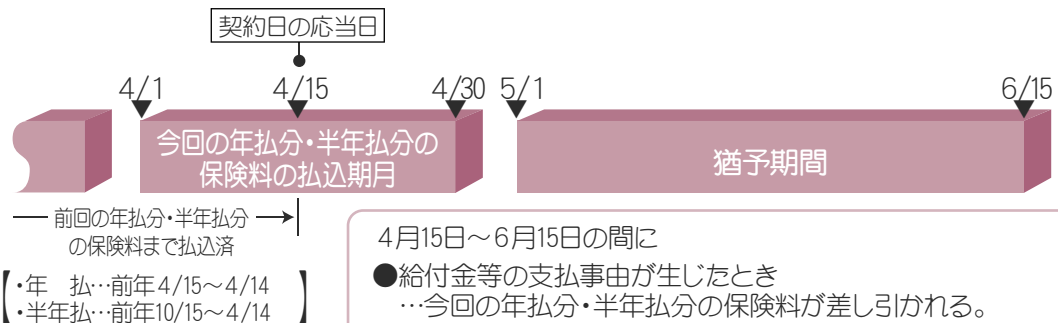
月払で2か月分の未払込保険料を差し引く場合(給付金等の支払い)、
払い込んでいただく場合(保険料払込みの免除)



4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10～5/31の間に

- 給付金等の支払事由が生じたとき ……4月分および5月分の保険料が差し引かれる。
- 保険料払込免除事由が生じたとき ……4月分および5月分の保険料をお払込みいただく。

年払・半年払で未払込保険料を差し引く場合(給付金等の支払い)、
払い込んでいただく場合(保険料払込みの免除)



4月15日～6月15日の間に

- 給付金等の支払事由が生じたとき ……今回の年払分・半年払分の保険料が差し引かれる。
- 保険料払込免除事由が生じたとき ……今回の年払分・半年払分の保険料をお払込みいただく。

4. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、次のようなお取り扱いとなります。

給付金等支払いのとき…………… 第1回保険料(※)を給付金等から差し引きます。
(給付金等が第1回保険料(※)より少ないときは猶予期間満了日までに保険料をお払込みください。)

保険料払込みの免除のとき… 第1回保険料(※)をお払込みいただきます。
(※)月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約日の応当日が到来している場合は、第2回以後の保険料を含みます。

20 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等（※1）により保険料のお払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

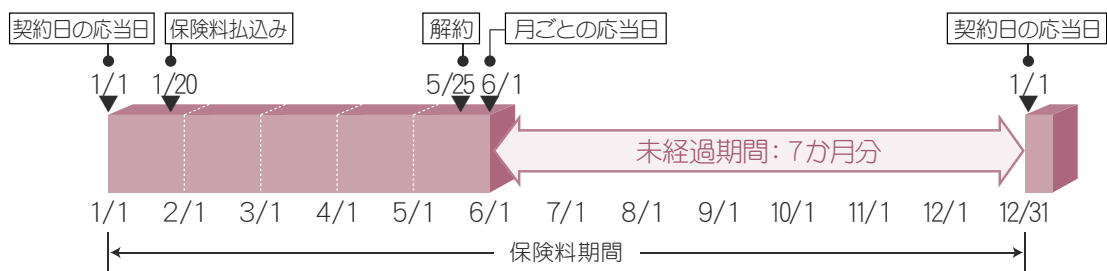
1 解約・減額するとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

年払契約

◆ご契約例

契約日の応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日



・ 1月20日に年払保険料を払い込まれた後、5月25日に契約を解約されたとき
 保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

2 被保険者が亡くなられたとき

お払込みいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

- （※1） ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、死亡給付金等の支払いによる消滅、および保険料払込みの免除等を含みます。
- （※2） 保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、そのお払込みが不要となった部分に限ります。
- （※3） 保険料払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数をいいます。

 **ご注意**

- 保険料の払込方法（回数）が月払の場合、「**⑳** 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。
- ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合や、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となった場合は、保険料相当額（未経過保険料）は支払いません。

IV 給付金等について

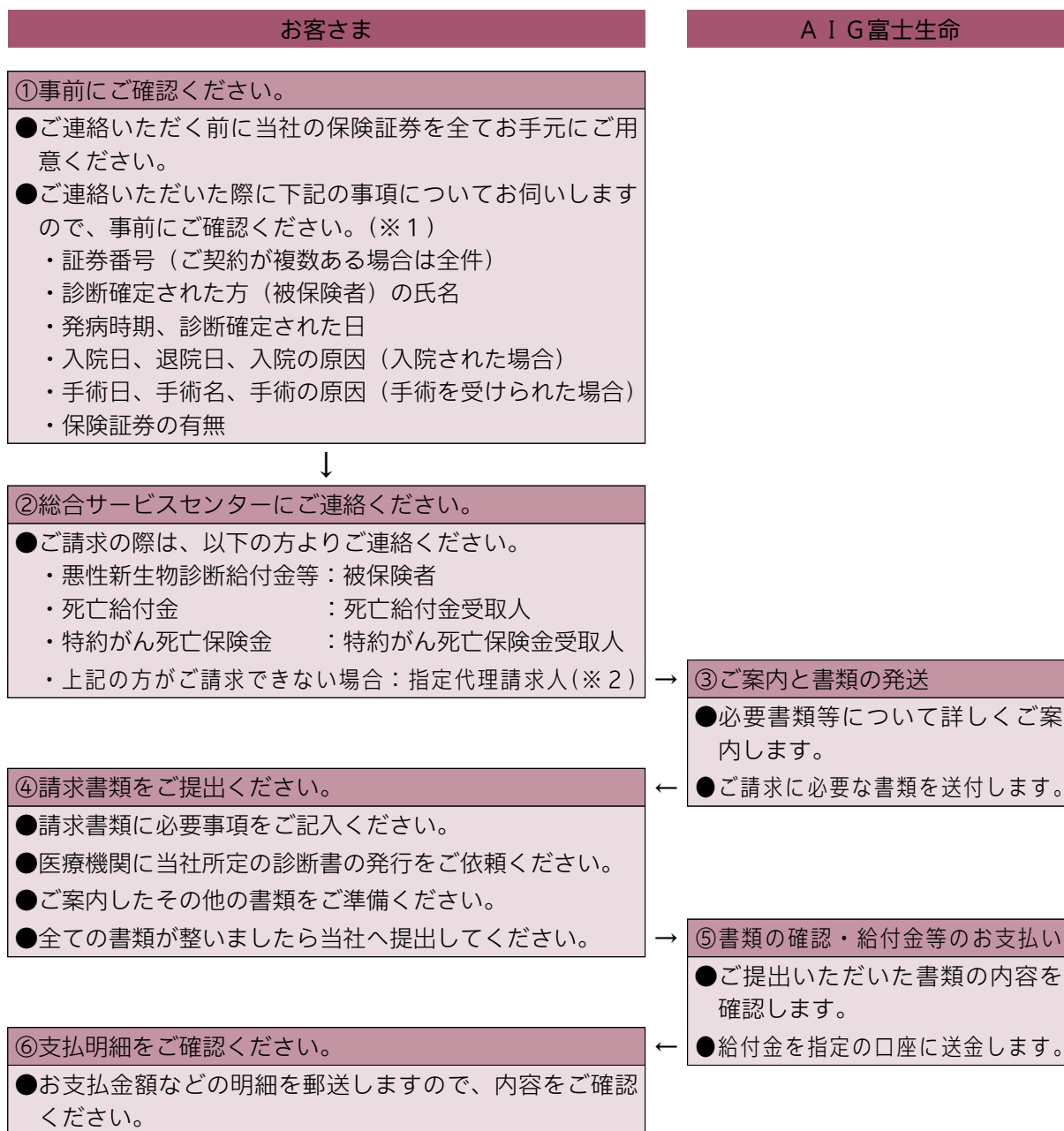
21 給付金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- ・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- ・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性があると思われる場合
- ・ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ

給付金等のご請求からお支払いまでの流れ（概略）は以下のとおりとなります。



（※1）ご契約やご請求の内容によって別途確認をさせていただく場合があります。

（※2）詳しくは「⑪（8）指定代理請求人特約」をご覧ください。

！ ご注意

- 保険契約者が法人で、保険契約締結時に保険契約者から申出があり当社がその旨を保険証券に記載している場合には、保険契約者より給付金をご請求ください。
- お客さまにお取寄せいただく書類（診断書や公的書類等）にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。（詳しくは、「⑳ 給付金等の支払期限」をご参照ください。）
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

お電話
ください！

総合サービスセンター
受付時間

☎ 0120-211-901
月～金（祝日・年末年始を除く）
9:00～17:00

2 給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

- (1) 複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
- (2) 『がん先進医療特約(2014)』を付加されていないかご確認ください。
この特約の責任開始期以後に診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因とし、厚生労働大臣の定める所定の先進医療による療養を受けられた場合、がん先進医療給付金の支払対象となる可能性があります。
- (3) 『がん死亡保障特約(2014)』および『リビング・ニーズ特約』を付加されていないかご確認ください。
被保険者ががん（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因として余命6か月以内と判断される場合、特定状態保険金の支払対象となる可能性があります。
- (4) 傷害または疾病により約款所定の高度障害状態に該当された場合や不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当された場合には、保険料払込みの免除の対象となる可能性があります。

！ ご注意

給付金・保険料払込免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなります。

22 給付金等の支払期限

1. 給付金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に給付金等をお支払いします。
2. ただし、給付金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限（完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・ 給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法またはその他の法令に基づく照会 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ ご契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・ 日本国外における調査 ・ 災害救助法が適用された地域における調査 	180日以内

3. 上記の期限をこえて給付金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。



ご注意

上記の確認等の際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間給付金等をお支払いしません。

23 給付金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、給付金等の支払事由が生じても給付金等はお支払いできません。また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

給付金等		お支払いしない場合
主契約	死亡給付金	ご契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき
主契約等	保険料払込免除	【約款所定の高度障害状態に該当されたとき】 1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱によるとき（※） 【約款所定の身体障害状態に該当されたとき】 1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 地震、噴火または津波によるとき（※） 8. 戦争その他の変乱によるとき（※）
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱によるとき

（※）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料払込みを免除することがあります。

2 責任開始期前の診断確定による無効の場合

被保険者が責任開始日の前日までに上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず下表のとおり無効となることがあり、その場合には無効となった主契約・特則・特約の給付金等はお支払いできません。

診断確定された疾病名	主契約・特則・特約	
	主契約 悪性新生物無事故給付金特則 悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	上皮内新生物診断給付金特約(2014) がん先進医療特約(2014) がん入院・手術特約(2014) がん死亡保障特約(2014)
上皮内新生物	無効となりません	無効となります
悪性新生物	無効となります	無効となります

ご注意

無効となる場合、既に払い込まれた保険料は次のように取り扱います。

- (1) 告知前に診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかった場合
ご契約者に払い戻します。
- (2) 告知前に診断確定されていた事実を、ご契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合
払い戻しません。
- (3) 告知の時から保険契約の責任開始期の前日までに診断確定されていた場合
ご契約者に払い戻します。

3 保険期間の始期前に生じた傷害や疾病の場合

保険期間の始期前に生じた傷害や疾病（以下、「保険期間の始期前の疾病等」といいます。）は、保険料払込みの免除事由の原因に該当しないため保険料払込みの免除をすることはできません。

ご注意

次の1、2のいずれかに該当する場合は、保険期間の始期前の疾病等を、保険期間の始期以後に生じたものとみなして、保険料払込みの免除に関する規定を適用します。なお、悪性新生物については本規定を適用しません。（責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたときに保険料払込みの免除に関する規定が適用されます。）

1. この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が保険期間の始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等について、ご契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
2. 保険期間の始期前の疾病等について、保険期間の始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、保険期間の始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4 告知義務違反による解除の場合

1. ご加入（復活）に際して当社が告知を求めた事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実でないことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はできません。
2. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
3. 給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。また、保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料払込みを免除します。

5 重大事由による解除の場合

1. 下記3. ①～⑤のいずれかの事項に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はできません。
2. 複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記3. ④の事由にのみ該当した場合、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人が給付金等（保険料払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の給付金等（保険料払込みの免除を含みます。）のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的

勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

6 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由（保険料払込みの免除事由を含みます。）が生じた場合、給付金等をお支払いすることはできません。

7 詐欺による取消し

ご契約者、被保険者、または給付金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

8 不法取得目的による無効

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。




24

給付金等をお支払いする場合 またはお支払いできない場合の事例




⚠️ ご注意

- 給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考として挙げたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合があります。実際のご契約でのお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1. 悪性新生物診断給付金について

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
責任開始期以後に、病院へ通院して乳がん（悪性新生物）と診断確定された場合	責任開始期前に、胃がん（悪性新生物）と診断確定され、その治療のために医療法に定める日本国内にある病院に入院した場合
<div style="text-align: center;">  解説 </div> <p>初回の悪性新生物診断給付金が支払われるのは、責任開始期以後の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定された場合であり、入院の有無を問いません。また、悪性新生物の診断確定は、医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。）の資格を持つ者による診断であることが必要です。</p>	

2. 悪性新生物診断給付金について

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
責任開始期以後に初めて「大腸がん（悪性新生物）」と診断確定され悪性新生物診断給付金が支払われた後、その診断日から3年経過後に肺へ転移したと診断確定された場合	責任開始期以後に初めて「大腸がん（悪性新生物）」と診断確定され悪性新生物診断給付金が支払われた後、その診断確定日から1年経過後に肺へ転移したと診断確定されたが、その6か月後に治癒した場合
<div style="text-align: center;">  解説 </div> <p>すでに悪性新生物診断給付金が支払われた場合で、その悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した最後の日（以下「前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日」といいます。）から起算して2年を経過した日の翌日以降に悪性新生物診断給付金の支払事由に新たに該当した場合に悪性新生物診断給付金をお支払いします。</p> <p>また、前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限り）に、悪性新生物の治療を直接の目的とした入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。</p>	

3. 悪性新生物診断給付金について

○ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
ご契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知されてご加入され、その1年後に「胃がん（悪性新生物）」と診断確定された場合	ご契約前の「肝硬変」での通院について告知書で正しく告知されずにご加入され、その1年後に「肝硬変」を原因とする「肝臓がん（悪性新生物）」と診断確定された場合
解説	
<p>ご契約の際には、過去の傷病歴、現在の健康状態・お身体の障害状態について事実をありのまま正確にもれなく告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知いただけない場合や事実でない内容を告知いただいた場合、責任開始日から2年以内（※）であれば告知義務違反としてご契約や特約を解除することがあります。この場合、支払事由が発生していても給付金等はお支払いできません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。（なお、告知義務違反によりご契約や特約は解除となります。）</p> <p>（※）責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。</p>	

4. がん先進医療給付金について（『がん先進医療特約(2014)』が付加されている場合）

○ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
『がん先進医療特約（2014）』の責任開始期以後に初めて診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療のため、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において先進医療による療養を受けられた場合	『がん先進医療特約（2014）』の責任開始期以後に初めて診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療のため、国民健康保険法の保険給付対象である治療のみを受けられた場合
解説	
<p>がん先進医療給付金の支払事由に該当する「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められた評価療養のうち、厚生労働大臣が定める「先進医療」（先進医療の種類ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。</p> <p>ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療から除きますので、上記の「お支払いできない場合」の事例では、がん先進医療給付金はお支払いできません。</p>	

5. がん入院給付金について（『がん入院・手術特約(2014)』が付加されている場合）

○ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、10日間入院された場合	責任開始期以後に初めて「良性脳腫瘍」を発病し、20日間入院された場合
解説	
<p>支払対象となる「がん」は、「別表18 対象となる悪性新生物」「別表21 対象となる上皮内新生物」で定められています。「良性脳腫瘍」はこの別表で該当する項目がないためお支払いできません。</p>	

V ご契約後のお取扱いについて

25 ご契約の解約と解約返戻金

!! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 『無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)』の解約返戻金は以下のとおりとなります。

	解約返戻金
全期払	・ <u>保険期間を通じて解約返戻金はありません。</u>
短期払	・ <u>保険料払込期間中の解約</u> : 解約返戻金はありません。 ・ <u>保険料払込期間満了後の解約</u> : 悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。(保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)

*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

*主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

*特約・特則に関しては保険期間を通じて解約返戻金はありません。

2. やむをえずご契約を解約される場合、当社所定の解約に関する書類をご提出ください。

3. 解約返戻金がある場合には、当社所定の解約返戻金請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

! ご注意

- 『無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)』にお申込みいただく際には、保険料払込期間中の解約返戻金がないことについての説明書面を受領のうえ、その内容を確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。
- 保険料払込期間中に解約の請求をされる場合には、解約返戻金がないことを確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。
- 被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、ご契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。なお、保険料払込期間中に被保険者が亡くなられ、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

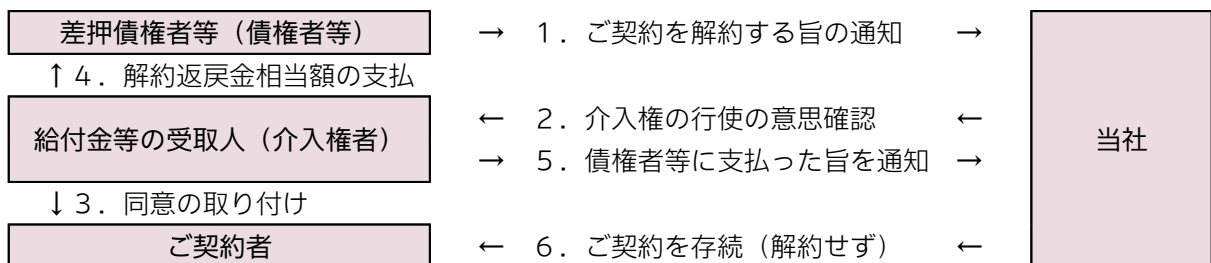
保険料のお払込みが困難なときは悪性新生物診断給付金額を減額する方法があります。

詳しくは、
しおりの該当記載箇所を
ご覧ください

⑱ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

26 給付金等の受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - (1) ご契約者でないこと
 - (2) ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - *ご契約者を通して給付金等の受取人（介入権者）に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。
3. 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。
 - (1) ご契約者の同意を得ること
 - (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (3) 上記（2）について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）



27 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者のご契約者異なるご契約で、次の（1）～（4）のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- (1) ご契約者または給付金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- (2) 給付金等受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐取を行った、または行おうとした場合
- (3) 上記（1）・（2）の他、被保険者のご契約者または給付金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

! ご注意

被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

28

ご契約者・死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人の変更

1 ご契約者の変更

1. ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
2. ご契約者を変更しますと、ご契約上の権利義務（契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務等）は全て変更後のご契約者に引き継がれます。

2 当社への通知による死亡給付金（特約がん死亡保険金）受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金（特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。）の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 死亡給付金受取人を変更される場合には当社へご通知ください。

3 遺言による死亡給付金（特約がん死亡保険金）受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金（特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。）の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することができます。
2. ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。

! ご注意

上記 **2** **3** の場合、当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

29 死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人が亡くなった場合

1. 死亡給付金(特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。)受取人が亡くなったときは、すみやかに当社にご連絡ください。
2. 新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
3. 死亡給付金受取人が亡くなった時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。(死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。)



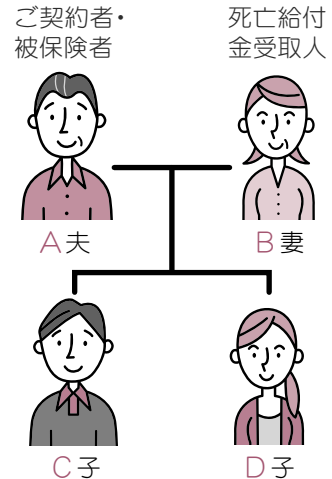
ご注意

ご契約者・被保険者・受取人の関係によっては、死亡給付金等の税法上のお取扱いが異なります。ご契約者や死亡給付金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分ご確認ください(「[32](#) 生命保険と税制上の特典」をご参照ください)。

<例>

ご契約者・被保険者：Aさん
死亡給付金受取人：Bさん

* Bさん(死亡給付金受取人)が亡くなれば、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が亡くなった場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、代理店、支店、または総合サービスセンターまでご連絡ください。

お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

☎️ 0120-211-901
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

30 住所変更などの場合

以下のときには、すみやかに代理店、支店または総合サービスセンターまでご連絡ください。

- (1) 転居、住居表示の変更などによって、ご住所に変更が生じたとき
- (2) ご契約者・被保険者・給付金（保険金）受取人が改姓または改名されたとき
- (3) 保険証券を紛失されたときまたは盗難に遭われたとき

ご連絡いただきたい事項

1. 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
2. ご契約者名
3. 新住所と電話番号
4. 旧住所

<お願い>

保険証券は大切に保管してください。

お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

 0120-211-901
月～金（祝日・年末年始を除く）
9:00～17:00

31 管轄裁判所について

給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

32 生命保険と税制上の特典

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、平成27年4月現在の法令・通達・判例に基づくものであり将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額をご契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金等受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

2. この「ご契約のしおり」に記載の主契約・特約の保険料は、次のとおり区分されます。

一般生命保険料	『悪性新生物無事故給付金特則』、『がん死亡保障特約(2014)』
介護医療保険料	『無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)』、『悪性新生物初回診断一時金特約(2014)』、『上皮内新生物診断給付金特約(2014)』、『がん先進医療特約(2014)』、『がん入院・手術特約(2014)』

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額（※）	年間払込保険料額	控除額（※）
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,001円以上 40,000円以下	払込保険料×1/2 +10,000円	12,001円以上 32,000円以下	払込保険料×1/2 +6,000円
40,001円以上 80,000円以下	払込保険料×1/4 +20,000円	32,001円以上 56,000円以下	払込保険料×1/4 +14,000円
80,001円以上	一律 40,000円	56,001円以上	一律 28,000円

（※）控除額は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

4 契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約について

契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約には旧制度が適用され、従来の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額（※）	年間払込保険料額	控除額（※）
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,001円以上 50,000円以下	払込保険料×1/2 +12,500円	15,001円以上 40,000円以下	払込保険料×1/2 +7,500円
50,001円以上 100,000円以下	払込保険料×1/4 +25,000円	40,001円以上 70,000円以下	払込保険料×1/4 +17,500円
100,001円以上	一律 50,000円	70,001円以上	一律 35,000円

（※）控除額は、「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。



ご注意

契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約と【平成24年1月1日以後】のご契約の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

5 税法上のお取扱い

死亡給付金（特約がん死亡保険金）の税法上のお取扱い

ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり死亡給付金（特約がん死亡保険金）に対する課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡給付金・特約がん死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税



6 非課税扱いの特典

1. 生命保険金非課税扱いの特典

ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金（特約がん死亡保険金）の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡給付金（特約がん死亡保険金）（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

（相続税法第12条）

2. 悪性新生物診断給付金、上皮内新生物診断給付金、悪性新生物初回診断一時金、がん先進医療給付金、がん入院給付金、がん手術給付金は、受取人が次のような場合には税金がかかりません。

- (1) 被保険者本人
- (2) 被保険者の配偶者
- (3) 被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

33 手続きに必要な書類一覧

1. 諸手続きの際は、下記書類をご準備ください。
2. 下記以外の書類の提出を求め、または下記書類の一部の省略を認めることがあります。
3. 下記書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、「**22** 給付金等の支払期限」に記載の事項について確認（当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。）させていただきます。

1 給付金等、保険料払込みの免除の請求書類

請求項目		必要書類
無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)	悪性新生物診断給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書 (3) 被保険者の住民票（※1）
悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	悪性新生物初回診断一時金	(4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
上皮内新生物診断給付金特約(2014)	上皮内新生物診断給付金	
がん入院・手術特約(2014)	がん入院給付金 がん手術給付金	
がん先進医療特約(2014)	がん先進医療給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書 (3) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (4) 被保険者の住民票（※1） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
悪性新生物無事故給付金特則	悪性新生物無事故給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（※2） (3) ご契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券
無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)	死亡給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（※3） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（※2）
がん死亡保障特約(2014)	特約がん死亡保険金	(4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等	保険料払込みの免除	(1) 当社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券

	請求項目	必要書類
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書 (3) 被保険者の住民票（※1）（※2） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
5年ごと利差配当付年金払特約	年金の支払い (年金の分割支払い、および年金の一括払いの請求を含みます。)	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金受取人の住民票（※2） (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
	契約者配当金	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
指定代理請求人特約	給付金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める給付金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (5) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し

（※1）受取人と同一の場合は不要

（※2）当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

（※3）当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書

2 その他の請求書類

請求項目	必要書類
保険契約の復活	(1) 当社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当社所定の告知書
解約	(1) 当社所定の解約請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
給付金額の減額	(1) 当社所定の保険契約内容変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 変更前のご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険期間が終身の無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)への変更	(1) 当社所定の請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
死亡給付金受取人・特約がん死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
遺言による死亡給付金受取人・特約がん死亡保険金受取人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 遺言書 (3) ご契約者の相続人の戸籍抄本
死亡給付金受取人・特約がん死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍抄本 (3) ご契約者の同意書 (4) 受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

VI その他生命保険に関するお知らせ

34 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

35 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、生命保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
2. 保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。
3. 早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

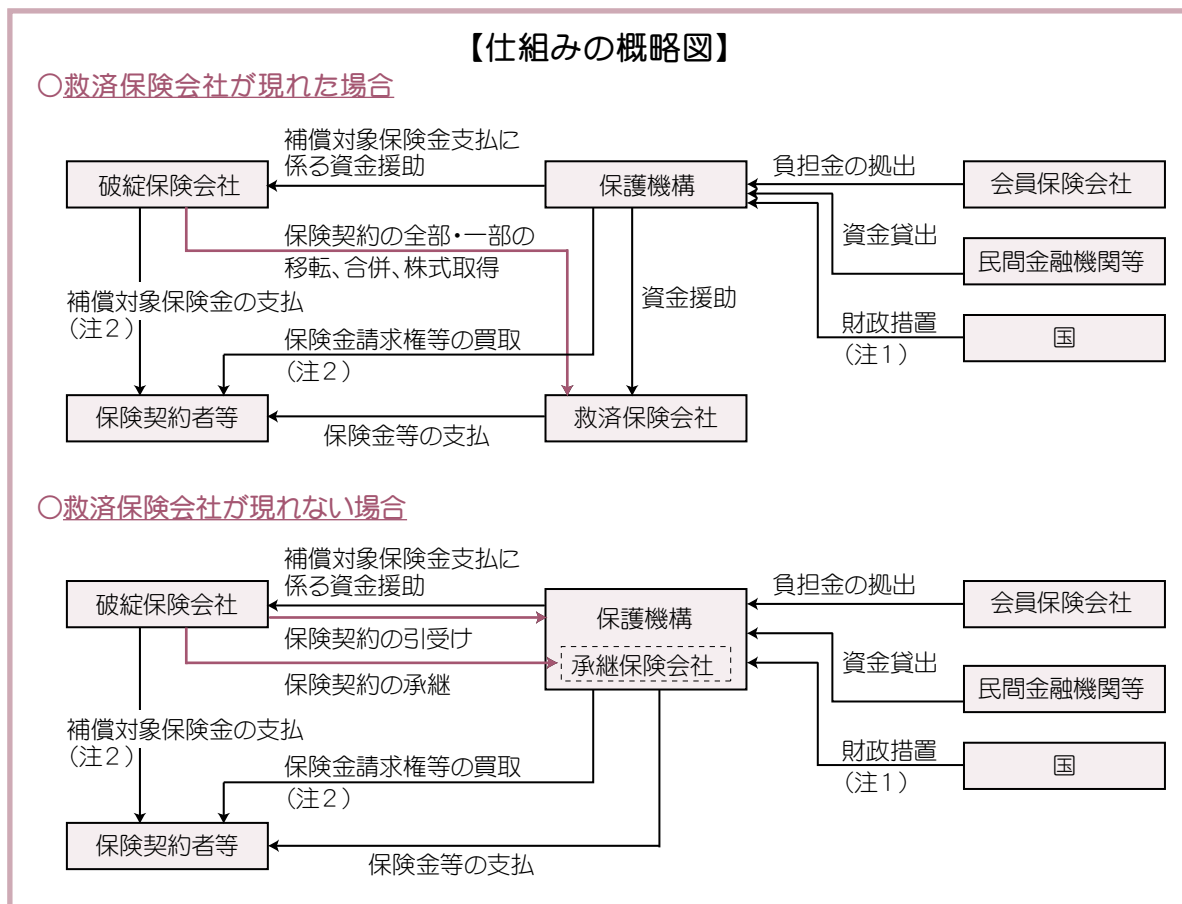
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

36 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

1 照会の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

2 情報の相互照会について

1. 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
2. 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

*上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

3. 相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
4. 照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。
5. 各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

3 情報に関する各種手続きについて

1. 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。
2. ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。
3. 個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
4. 上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

37 ご契約内容等のお取扱いについて

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。したがって、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

38 現在のご契約を解約・減額等して新たなお契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たなお契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

●現在のご契約についての留意事項

- ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約した場合、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻せません）。

●新たなご契約についての留意事項

- ・保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合や特別な条件を適用してお引受けする場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日前にがん（上皮内新生物・悪性新生物）（※）と診断確定されていた場合には、給付金のお支払いができません。
- ・告知前または告知の時から新たなご契約の責任開始日の前日までにがん（上皮内新生物・悪性新生物）（※）と診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

（※）主契約および悪性新生物初回診断一時金特約(2014)については悪性新生物とします。

39 当社の組織形態について

1. 保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。
2. 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

40 取引時確認（本人確認）について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認（本人確認）を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること）に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認（本人確認）は、以下の場合に行います。
 - (1) 生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引

- (2) 現金等による200万円を超える取引
- (3) 過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
- (4) 過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

*取引時確認（本人確認）が必要な取引・商品等については対象外となるものがあります。

3. 取引時確認（本人確認）では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況（200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ）を確認します。
4. 取引時確認（本人確認）で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

41 FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法（米国税法）の対応について>

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告（それらの要否の判定を含む）を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告（提供）すること

<対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例（報告対象）】

- ・米国民 ・米国居住者（※1）
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

（※1）一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体（※2）をいいます。

（※2）支配者のなかに直接または間接的に25%を超える議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

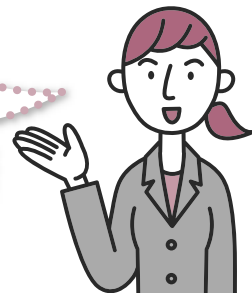
42

このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、A I G 富士生命総合サービスセンターへご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- 改姓・改名、受取人変更
- 住所変更、町名変更
- 保険料の払込方法の変更
- 保険料払込口座の変更
- 給付金等のご請求
- 具体的なお手続等
- 保険証券の再発行
- 本人確認事項等（*）の変更
*「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項



お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

 0120-211-901
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

1. 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人（悪性新生物診断給付金のご請求は被保険者または指定代理請求人、死亡給付金のご請求は受取人）からお願いします。
2. 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
3. お申出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。
4. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
5. 当社のお手続きに関する事項や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。



AIG富士生命ホームページ
<http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

6. この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
7. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
8. 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 目次

1. 契約日および責任開始期	3
第1条 当社の保険期間の始期および契約日	3
第2条 当社の責任開始期	3
2. 保険証券の交付	3
第3条 保険証券の交付	3
3. 悪性新生物の定義および診断確定	4
第4条 悪性新生物の定義および診断確定	4
4. 給付金の支払い・保険料払込みの免除	4
第5条 悪性新生物診断給付金の支払い	4
第6条 死亡給付金の支払い	5
第7条 保険料払込みの免除	5
第8条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	6
第9条 被保険者の死亡	6
第10条 給付金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き	7
第11条 給付金の支払時期および支払い等に必要な確認	7
5. 告知義務・解除・取消し・無効	8
第12条 告知義務	8
第13条 告知義務違反による解除	9
第14条 告知義務違反による解除ができない場合	9
第15条 重大事由による解除	9
第16条 詐欺による取消し	11
第17条 不法取得目的による無効	11
第18条 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効	11
6. 保険料の払込み	11
第19条 保険料の払込み	11
第20条 保険料の払込方法（経路）	12
第21条 保険料の前納および一括払	12
7. 失効・復活	13
第22条 保険契約の失効	13
第23条 失効した保険契約の復活	13
8. 保険契約の消滅時等の取扱い	13
第24条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い	13
9. 保険契約者の住所等の変更	14
第25条 保険契約者の住所等の変更	14
10. 保険契約の解約・解約返戻金	14
第26条 保険契約の解約	14
第27条 解約返戻金	14
第28条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による保険契約の存続	15
11. 契約内容の変更	15
第29条 悪性新生物診断給付金額の減額	15
第30条 保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更	15
第31条 当社への通知による給付金の受取人の変更	16
第32条 遺言による死亡給付金受取人の変更	16
第33条 死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱い	16
第34条 保険契約者の変更	16
第35条 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者	17
12. 被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理	17
第36条 被保険者の年齢の計算	17
第37条 被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理	17
13. 契約者配当金	17

第38条 契約者配当金	17
14. 保険契約の更新	17
第39条 保険契約の更新	17
第40条 保険契約を更新できない場合等	18
15. 時効	18
第41条 時効	18
16. 被保険者の業務の変更、転居および旅行	19
第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	19
17. 管轄裁判所	19
第43条 管轄裁判所	19
18. 保険期間を有期から終身へ変更する特則	19
第44条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	19
第45条 保険期間を有期から終身へ変更できない場合の取扱い	20
19. 悪性新生物無事故給付金特則	20
第46条 用語の意味	20
第47条 悪性新生物無事故給付金特則の締結	20
第48条 悪性新生物無事故給付金特則の責任開始期	20
第49条 悪性新生物無事故給付金の支払い	21
第50条 悪性新生物無事故給付金特則の保険料払込みの免除	21
第51条 悪性新生物無事故給付金の自動すえ置き	21
第52条 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効	21
第53条 悪性新生物無事故給付金特則の保険期間および保険料払込期間	21
第54条 悪性新生物無事故給付金特則の保険料の払込み	21
第55条 悪性新生物無事故給付金特則の失効	22
第56条 失効した悪性新生物無事故給付金特則の復活	22
第57条 悪性新生物無事故給付金特則が消滅した場合等の特則保険料の取扱い	22
第58条 悪性新生物無事故給付金特則の解約	22
第59条 悪性新生物無事故給付金特則の解約返戻金	22
第60条 悪性新生物無事故給付金額の減額	22
第61条 主契約の内容変更に伴う悪性新生物無事故給付金特則の取扱い	23
第62条 悪性新生物無事故給付金特則の更新	23
第63条 悪性新生物無事故給付金特則を更新できない場合等	23
第64条 本則の定め の 準用	23

無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款

(平成27年4月2日改正)

1. 契約日および責任開始期

第1条（当社の保険期間の始期および契約日）

1. 当社は、保険契約の申込みを承諾した場合は、次のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その時の属する日を保険契約の契約日とします。
 - (1) 第1回保険料*1を受け取った時*2
 - (2) 告知が行われた時
2. 保険期間および保険料払込期間は契約日から起算し、被保険者の年齢および保険料の計算はこの日を基準とします。
3. 当社が保険契約の申込みを承諾した場合およびこの保険契約を更新する場合は、保険契約者に対し保険証券を交付します。*3

第2条（当社の責任開始期）

当社は、次に定める日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。

参照する条項		責任開始日
(1)	第5条（悪性新生物診断給付金の支払い）1.	保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日
(2)	第6条（死亡給付金の支払い）1.	
(3)	第7条（保険料払込みの免除）1. 保険料払込みの免除事由(3)	
(4)	第7条（保険料払込みの免除）1. 保険料払込みの免除事由(1)および(2)	保険期間の始期の属する日

2. 保険証券の交付

第3条（保険証券の交付）

1. 当社は、保険契約者に、次のそれぞれの事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 当社の名称
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金の受取人の氏名、名称またはその他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険料払込期間
 - (7) 悪性新生物診断給付金額

備考

第1条 備考

- *1 当社が保険契約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といいます。以下同じ。
- *2 第1回保険料がクレジットカード決済により払い込まれる場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時）を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱います。この場合は、保険契約者に責任開始日*3を通知します。
- *3 保険契約の復活の場合または特約のみが更新される場合は、保険証券は交付しません。

- (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
2. 特約の中途付加の場合は、本条1. の記載事項以外に中途付加日を記載します。

3. 悪性新生物の定義および診断確定

第4条 （悪性新生物の定義および診断確定）

1. この保険契約において「悪性新生物」とは、別表18に定めるものをいいます。
2. 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1 の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 給付金の支払い・保険料払込みの免除

第5条 （悪性新生物診断給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり悪性新生物診断給付金を支払います。

支払事由	被保険者が責任開始期*1 以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 初めて悪性新生物と診断確定されたとき (2) 前回の悪性新生物診断給付金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所*2 において入院*3 を開始したときまたは通院*4 をしたとき
支払額	悪性新生物診断給付金額
受取人	被保険者
免責事由*5	—

備 考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *2 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限りです。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *3 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限りです。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*2 に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *4 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所（患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。
- *5 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合をいいます。

2. 被保険者が悪性新生物以外の原因による入院中に、診断確定された悪性新生物の治療を開始したときは、その治療を開始した日に悪性新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
3. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの保険契約の責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていたときには、悪性新生物診断給付金を支払いません。
4. 前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として被保険者が病院または診療所における入院をしている場合は、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金を支払います。
5. 保険契約者が法人の場合は、保険契約締結時に保険契約者から申出があり、当社がその旨を保険証券に記載したときは、本条1. にかかわらず、保険契約者を悪性新生物診断給付金の受取人とします。

第6条 （死亡給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり死亡給付金を支払います。

支払事由	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき
支払額	悪性新生物診断給付金額*1 × 10%
受取人	死亡給付金受取人
免責事由*2	保険契約者または死亡給付金受取人の故意により上記の支払事由が生じたとき

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合は支払いません。

第7条 （保険料払込みの免除）

1. 当社は、被保険者が次の表の保険料払込みの免除事由*1 に該当した場合、元の払込方法（回数）にかかわらず、月払契約として、以後到来する保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	<p>(1) 被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表2）になったとき*2</p> <p>(2) 被保険者が保険期間の始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3）になったとき*3</p> <p>(3) 被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき</p>
免除となる対象	次に到来する保険料期間*4 以降の保険料

備 考

第6条 備考

- *1 被保険者が死亡した日現在の悪性新生物診断給付金額とします。
- *2 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合をいいます。

第7条 備考

- *1 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
- *2 保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。ただし、保険期間の始期前と保険期間の始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りま。
- *3 保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- *4 本条の場合は、保険料の払込方法（回数）を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。

免責事由*5	<p>(1) 被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由の(1)に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争その他の変乱</p> <p>(2) 被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由の(2)に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦ 地震、噴火または津波</p> <p>⑧ 戦争その他の変乱</p>
--------	--

2. 本条1.にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険期間の始期前の疾病等*6を、この保険契約の保険期間の始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除します。ただし、本条1.の保険料払込みの免除事由(3)については、本条2.の定めは適用しません。

(1) この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が保険期間の始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

(2) 保険期間の始期前の疾病等について、保険期間の始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、保険期間の始期前に健康診断*7において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 保険料払込みの免除事由に該当した時以後は、次の取扱いをしません。

(1) 第29条（悪性新生物診断給付金額の減額）

(2) 第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

第8条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態（別表2）になった場合でも、その原因によって高度障害状態（別表2）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態（別表3）になった場合でも、その原因によって身体障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

第9条 （被保険者の死亡）

1. 被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、遅滞なく当社に通知してください。

備 考

第7条 備考

*5 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

*6 被保険者が保険期間の始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。

*7 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

2. 本条 1. の場合、保険料払込期間中に被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われない場合は、責任準備金その他の返戻金はありません。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、本条 1. および 2. に準じて取扱います。

第10条 （給付金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）

1. 給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. この保険契約に基づく給付金の支払いについてはその給付金の受取人が、保険料払込みの免除については保険契約者が、当社所定の請求に必要な書類*1 を提出して請求してください。
3. 団体*2 が保険契約者および死亡給付金の受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける者が被保険者である保険契約（事業保険契約）の場合、団体がその保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*3 として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、本条 2. の書類のほかに、次の(1)または(2)のいずれかの書類および(3)の書類を提出してください。*4
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証明する書類
 - (3) 受給者が支払いを受けるべき本人であることを団体が確認した書類

第11条 （給付金の支払時期および支払い等に必要な確認）

1. 給付金は、請求日*1 の翌営業日から起算して5営業日以内に、当社の本店で支払います。
2. 当社は給付金の支払い*2 のために次の表の確認が必要な場合において、保険契約の締結時から給付金の支払い*2 の請求時まで当社に提出された書類だけでは次の表の事項の確認ができないときは、改めてその確認を行います。*3 この場合、本条 1. にかかわらず、給付金の支払期限は請求日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

確認が必要な場合		確認が必要な事項
(1)	給付金の支払*2 事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払*2 事由に該当する事実の有無
(2)	給付金の支払い*2 の免責事由*4 に該当する可能性がある場合	給付金の支払*2 事由が生じた原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	次の①および②の事項 ① 当社が告知を求めた事項 ② 告知義務違反に至った原因
		次の①、②または③の事項

備 考

第10条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。以下、本条において同じ。
- *3 遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 受給者が2人以上であるときは、そのうちの1人に対する提出で足りるものとします。

第11条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 当社が指定する医師による診断を求めることを含みます。
- *4 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合および保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	① 本表の(2)および(3)に定める事項 ② 第15条（重大事由による解除）1.(4)に該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の支払い*2の請求の意図に関する、保険契約の締結時から請求時までにおける事実
(5)	責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効に該当する可能性がある場合	第18条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）に該当する事実の有無

3. 本条2.の確認をするため、次の表の特別な照会や調査が不可欠な場合は、本条1.および2.にかかわらず、給付金の支払期限は、請求日の翌日から起算して、本表の支払期限の日数を経過する日とします。ただし、本表の(1)から(6)のうち2つ以上に該当する場合は、180日を経過する日とします。

特別な照会や調査		対象となる事項	支払期限
(1)	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	本条2.(1)から(4)の事項	90日
(2)	弁護士法（昭和24年法律第205号）およびその他の法令に基づく照会		180日
(3)	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定		
(4)	保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条2.(1)から(4)の事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会		
(5)	日本国外における調査		
(6)	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査		

4. 本条2.または3.による確認を行う場合、当社は、給付金の支払い*2の請求者*5にその旨を通知します。

5. 本条2.または3.による確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれ*3に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

5. 告知義務・解除・取消し・無効

第12条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込みの免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者*1は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師

備考

第11条 備考

*5 給付金の受取人が2人以上の場合はその代表者とします。

第12条 備考

*1 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

に口頭で告知してください。

第13条 （告知義務違反による解除）

1. 第12条（告知義務）により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたときは、当社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
2. 給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当社は、本条1.により保険契約を解除することができます。この場合は、給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。^{*1}ただし、給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がないことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 （告知義務違反による解除ができない場合）

1. 次のいずれかの場合は、当社は、第13条（告知義務違反による解除）による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際に、当社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者^{*2}が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でない告知をすることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結または復活の後、当社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じなかったとき
2. 本条1.(2)および(3)の場合において、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でない告知をしたと認められる場合は、当社は保険契約を解除することができます。

第15条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

備 考

第13条 備考

- *1 すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは免除した保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

第14条 備考

- *1 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において同じ。
- *2 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同じ。

(1)	詐取目的での事故 招致*1	保険契約者、被保険者*2 または給付金の受取人が、給付金*3 *4 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この保険契約の給付金*4 の請求に関し、その給付金の受取人*5 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*6 への関与	保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*7

2. 給付金の支払*4 事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができません。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払*4事由による悪性新生物診断給付金もしくは死亡給付金*8 の支払い*4 をしません。*9
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額の返

備 考

第15条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 死亡給付金については、被保険者を除きます。
- *3 死亡給付金については、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1.（4）のみに該当した場合で、本条1.（4）に該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その死亡給付金受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。
- *9 すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

戻金を保険契約者に支払います。*10

第16条 （詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第17条 （不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第18条 （責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知前または告知の時から保険契約の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とします。
2. 本条1. の場合、すでに払い込まれた保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時から保険契約の責任開始期の前日までに被保険者が悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 保険料の払込み

第19条 （保険料の払込み）

1. 第2回以後の保険料の払込みにおける保険料期間*1、払込期月*2 および猶予期間*3 は、払込方法（回数）により、次の表のとおりです。

払込方法（回数）	保険料期間	払込期月	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日から次の月単位の応当日の前日までの期間	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで

備考

第15条 備考

- *10 本条1.（4）により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して本条2.により死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない死亡給付金に対応する解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 備考

- *1 保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。
- *2 保険料期間に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。
- *3 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

年払	契約日の年単位の応当日から次の年単位の応当日の前日までの期間	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで*4
半年払	契約日の半年単位の応当日から次の半年単位の応当日の前日までの期間	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	

2. 保険契約者は、本条1. により第2回以後の保険料を保険料払込期間中、払込期月内に払い込んでください。
3. 月払の保険契約が悪性新生物診断給付金額の減額等によって当社所定の月払の取扱範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

第20条 （保険料の払込方法（経路））

1. 保険料の払込方法（経路）は次のとおりです。

口座振替扱	当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
送金扱	当社指定の金融機関等の当社指定口座に送金することにより払い込む方法
団体扱	所属団体を通じて払い込む方法*1
集団扱	所属集団を通じて払い込む方法*2
クレジットカード扱	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法*3

2. 本条1. により保険契約者が選択した払込方法（経路）で払込期月内に保険料の払込みができないときは、その保険料についてのみ、猶予期間内に当社所定の方法により払い込んでください。
3. 本条1. の送金扱以外の払込方法（経路）が選択されている保険契約について、当社所定の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、当社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、変更の手続きが完了するまでの間の保険料については、当社所定の方法により払い込んでください。

第21条 （保険料の前納および一括払）

1. 年払または半年払の契約において、保険契約者は、将来の保険料を当社所定の範囲内で前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。
 - (1) 前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
 - (2) 保険料の前納期間の満了時に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者*1 に払い戻します。
2. 月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を、当月分を含めて3か月から12か月分まで一括で払い込むことができます。この場合、当社所定の割引率で計算した一括払保険料を払い込む

備 考

第19条 備考

- *4 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までをいいます。

第20条 備考

- *1 所属団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。
 *2 所属集団と当社との間に集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。
 *3 当社所定の保険契約である場合に限りです。

第21条 備考

- *1 給付金の支払いの際は、給付金の受取人とします。

てください。

7. 失効・復活

第22条 （保険契約の失効）

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、この猶予期間満了の日の翌日が保険料払込期間満了後のときで、かつ、保険料払込期間満了の日までの保険料がすべて払い込まれているときは、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第23条 （失効した保険契約の復活）

1. 保険契約が効力を失った日から起算して1年以内は、保険契約者は、当社所定の書類を提出し、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときは復活することはできません。
2. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに延滞保険料*1を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復活日とします。
 - (1) 延滞保険料を受け取った時
 - (2) 告知が行われた時
3. 本条2. の定めにかかわらず、復活日が保険期間の始期から起算して90日以内の場合は、第2条（当社の責任開始期）に定める責任開始日か復活日のいずれか遅い日から保険契約上の責任を負います。

8. 保険契約の消滅時等の取扱い

第24条 （保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）

1. 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等*1が生じた場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料*2を保険契約者*3に払い戻します。
 - (2) その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料は次の表のとおり取り扱います。*4

備考

第23条 備考

*1 復活する日までに保険料期間が到来する未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第24条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。以下、本条において同じ。
1. 解約または解除による消滅（悪性新生物診断給付金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 被保険者の死亡による消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
 3. 保険料払込みの免除事由の発生による保険料払込みの免除
- *2 悪性新生物診断給付金額の減額の際には、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。
- *3 この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人とします。
- *4 第1回保険料についても、これに準じて取り扱います。

①	月払契約	保険料*2 の払戻しはありません。
②	年払契約・半年払契約	保険契約の消滅等の事由が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料があるときは、これを保険契約者*3 に払い戻します。*5

2. 保険料の前納または一括払を行った場合で、保険契約の消滅等が生じたときは、前納保険料または一括払保険料の残額があるときは、これを保険契約者*3 に払い戻します。
3. 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときは、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込保険料*6 を給付金から差し引きます。
 - (2) 保険料払込みの免除事由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。

9. 保険契約者の住所等の変更

第25条 （保険契約者の住所等の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、当社に通知してください。
2. 本条1. の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとして扱います。

10. 保険契約の解約・解約返戻金

第26条 （保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第27条 （解約返戻金）

1. 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約返戻金はありません。
2. 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、悪性新生物診断給付金額に10%を乗じた額とします。
3. 次の表の事項に関する解約返戻金の計算をする場合、次の表の判定基準日が、保険料払込期間に属するときには、この保険契約の解約返戻金はありません。

事項	判定基準日
第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）による解除	解除の通知が保険契約者*1 に到達した日
第22条（保険契約の失効）による失効	保険料払込猶予期間満了の日の翌日
第26条（保険契約の解約）による解約	当社所定の書類が当社の本店に到達した日
第29条（悪性新生物診断給付金額の減額）による減額	同日

備考

第24条 備考

- *5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、未経過保険料は払い戻しません。
- *6 本条1. (2)②の未経過保険料部分を除いた保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第27条 備考

- *1 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金の受取人として扱います。

4. 解約返戻金は、その請求に必要な当社所定の書類*2 を提出して請求してください。当社は、請求日*3 の翌営業日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

第28条 （債権者等による解約の効力と給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 債権者等*1 による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 本条1. にかかわらず、給付金の受取人*2 が、保険契約者の同意を得て、本条1. の解約の効力が生じるまでの間に、解約時支払額*3 を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知した*4 ときは、本条1. の解約はその効力を生じません。
3. 本条1. の解約の通知が当社に到達した日以後、本条1. の解約の効力が生じまたは本条2. により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に死亡給付金の支払事由の発生により保険契約が消滅した場合は、当社は、支払う給付金等の金額を限度に解約時支払額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約内容の変更

第29条 （悪性新生物診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、悪性新生物診断給付金額を減額することができます。*1 ただし、減額後の悪性新生物診断給付金額は当社所定の金額以上とします。
2. 悪性新生物診断給付金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その後の保険料を改めます。

第30条 （保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更）

保険契約者は、当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）を変更することができます。*1

備 考

第27条 備考

- *2 請求権者であることを証する書類、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *3 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。

第28条 備考

- *1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 特約の給付金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- *3 本条1. の解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第29条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第30条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第31条 （当社への通知による給付金の受取人の変更）

1. 死亡給付金の対象となる保険契約については、保険契約者*1 は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡給付金の受取人を変更することができます。*2
2. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。
3. 本条1. の通知が当社に到達する前に変更前の死亡給付金の受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金の受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 悪性新生物診断給付金の受取人は、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人の場合は、被保険者の同意を得た上で、悪性新生物診断給付金の受取人を保険契約者に変更することができます。

第32条 （遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 第31条（当社への通知による給付金の受取人の変更）によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 本条1. の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条1. および2. による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知*1 しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第33条 （死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱い）

1. 死亡給付金の支払事由の発生以前に、死亡給付金受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した死亡給付金受取人の変更に当たっていない場合は、次の者を死亡給付金の受取人とします。
 - (1) その死亡した死亡給付金受取人の法定相続人
 - (2) 本条1. (1)により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人*1
2. 本条1. により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分にかかわらず均等とします。

第34条 （保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。*1
2. 本条1. の承継をしたときは、保険証券に表示します。

備 考

第31条 備考

- *1 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
- *2 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第32条 備考

- *1 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第33条 備考

- *1 法定相続人がいないときは、本条1. (1)により死亡給付金受取人となった者のうち生存している者を死亡給付金受取人とします。

第34条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第35条 （保険契約者または死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 本条1.の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、当社が保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

12. 被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理

第36条 （被保険者の年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに本条1.の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第37条 （被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲内であったとき
その年齢に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
 - (2) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき
保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

13. 契約者配当金

第38条 （契約者配当金）

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

14. 保険契約の更新

第39条 （保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2までに当社に到着した場合は更新しません。
2. 保険契約が更新された場合は、次の表のとおり取り扱います。

備 考

第39条 備考

- *1 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

更新後の 保険契約	保険期間	更新前の保険契約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	悪性新生物診断給付金額	更新前の保険契約の悪性新生物診断給付金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後の保険契約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数） および（経路）	更新前の保険契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	更新時の普通保険約款

3. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込みの取扱いは、次の第2回以後保険料の定めに基づきます。
- (1) 第19条（保険料の払込み）
 - (2) 第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い） 1. および3.
4. 次の定めについては、更新前と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（当社の責任開始期）
 - (2) 第5条（悪性新生物診断給付金の支払い）
 - (3) 第7条（保険料払込みの免除）
 - (4) 第14条（告知義務違反による解除ができない場合）
 - (5) 第18条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第40条 （保険契約を更新できない場合等）

1. 第39条（保険契約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は更新できません。
 - (1) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 保険料払込期間が保険期間より短いとき
2. 第39条（保険契約の更新） 3. の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
3. 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当社は、更新後の保険契約を解除することができます。
4. 更新時に当社がこの保険種類の契約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の保険契約に変更して更新されることがあります。

15. 時効

第41条 （時効）

給付金、解約返戻金、その他この保険契約に基づく支払金の支払いまたは保険料払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

備考

第39条 備考

*3 第40条（保険契約を更新できない場合等） 1. (1)により短期の保険期間に変更して更新するときを除きます。

第40条 備考

*1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

16. 被保険者の業務の変更、転居および旅行

第42条 （被保険者の業務の変更、転居および旅行）

保険契約の継続中に次の事由が生じた場合でも、当社は保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- (1) 被保険者が従事する業務を変更したとき*1
- (2) 被保険者が転居したとき
- (3) 被保険者が旅行をしたとき

17. 管轄裁判所

第43条 （管轄裁判所）

この保険契約における給付金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、当社の本店または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支店*2の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18. 保険期間を有期から終身へ変更する特則

第44条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前契約*1の保険期間が満了する満了する月の前月の末日*2までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）への変更をすることができます。*3
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 変更日における被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (2) 変更前契約が契約日*4より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後契約*5	保険期間	終身
	悪性新生物診断給付金額	変更前契約の悪性新生物診断給付金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	変更前契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	変更時の普通保険約款

4. 変更後契約の第1回保険料の払込みについては、次の第2回以後保険料の取扱いに準じます。

備 考

第42条 備考

- *1 第15条（重大事由による解除）1.（4）に該当する場合を除きます。

第43条 備考

- *1 給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
 *2 同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店とします。

第44条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前の保険契約をいいます。以下同じ。
 *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
 *3 変更前契約の保険期間満了の日の翌日に変更後契約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
 *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
 *5 保険期間を終身に変更した後の保険契約をいいます。以下同じ。

- (1) 第19条（保険料の払込み）
- (2) 第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い） 1. および3.
- 5. 次の定めについては、変更前契約と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（当社の責任開始期）
 - (2) 第5条（悪性新生物診断給付金の支払い）
 - (3) 第7条（保険料払込みの免除）
 - (4) 第14条（告知義務違反による解除ができない場合）
 - (5) 第18条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第45条 （保険期間を有期から終身へ変更できない場合の取扱い）

- 1. 第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用） 1. および2. の定めにかかわらず、次の場合は、当社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 変更前契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
- 2. 変更後契約の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）による保険期間の変更は行われなかったものとし、変更後契約は変更前契約の保険期間満了時にさかぼって消滅します。
- 3. 変更前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当社は、変更後契約を解除することができます。
- 4. 第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用） 1. の定めにかかわらず、変更日に当社がこの保険期間を終身とする無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）の締結を取り扱っていない場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。^{*1}

19. 悪性新生物無事故給付金特則

第46条 （用語の意味）

この特則において使用される「本則」とは、主契約^{*1}におけるこの特則以外の部分をいいます。

第47条 （悪性新生物無事故給付金特則の締結）

- 1. 保険契約者は、本則の契約日または更新日に、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特則を本則に付加して締結することができます。
- 2. この特則を、本則の締結の際に本則に付加する場合は、本則とあわせて被保険者の選択を行います。本則の更新日に本則に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第48条 （悪性新生物無事故給付金特則の責任開始期）

この特則の責任開始期については、この特則を本則に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 本則の締結の際にこの特則を付加する場合
本則の責任開始期と同一とします。
- (2) 本則の更新日にこの特則を付加する場合
当社が保険契約者からの特則付加の申込みを承諾した場合は更新日からこの特則における責任を負い、これをこの特則の責任開始期とします。

備 考

第45条 備考

^{*1} 変更前契約は、変更日に当社所定の他の同種類の保険契約へ変更されることがあります。

第46条 備考

^{*1} 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第49条 （悪性新生物無事故給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり悪性新生物無事故給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特則の保険期間満了時に生存し、かつ、この特則の保険期間中に第5条（悪性新生物診断給付金の支払い）1. に定める悪性新生物診断給付金が支払われなかったとき
支払額	悪性新生物無事故給付金額
受取人	保険契約者

2. 悪性新生物無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中の悪性新生物診断給付金の請求を受け、当社がこれを支払う場合は、支払われた悪性新生物無事故給付金を差し引いて悪性新生物診断給付金を支払います。ただし、悪性新生物診断給付金が悪性新生物無事故給付金に不足する場合は、保険契約者は、その不足する金額を当社に返還してください。
3. 第51条（悪性新生物無事故給付金の自動すえ置き）1. により悪性新生物無事故給付金がすえ置かれていた場合で、その保険期間中の悪性新生物診断給付金の請求があり、当社がこれを支払うこととしたとき、その悪性新生物無事故給付金は、支払事由に該当しなかったものとして取り扱います。
4. 悪性新生物無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第50条 （悪性新生物無事故給付金特則の保険料払込みの免除）

1. 第7条（保険料払込みの免除）1.により、本則の保険料払込みが免除された場合は、主契約の取扱いに準じてこの特則の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間とが異なる場合で、本則の保険料払込期間経過後のときは第7条（保険料払込みの免除）1. の定めに基づいて、この特則の保険料の払込みを免除します。

第51条 （悪性新生物無事故給付金の自動すえ置き）

1. 悪性新生物無事故給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率および方法による利息をつけて自動的にすえ置きます。
2. すえ置かれた悪性新生物無事故給付金は、保険契約者から請求があったとき、または本則が消滅したとき^{*1} に保険契約者に支払います。ただし、本則が死亡給付金の支払いにより消滅する時は、すえ置かれた悪性新生物無事故給付金^{*2} は、死亡給付金とともに本則の死亡給付金受取人に支払います。

第52条 （責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

被保険者が告知前または告知の時からこの特則の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合の取扱いは、第18条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）に準じます。

第53条 （悪性新生物無事故給付金特則の保険期間および保険料払込期間）

この特則の保険期間および保険料払込期間は、本則の保険期間の満了する日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

第54条 （悪性新生物無事故給付金特則の保険料の払込み）

1. この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 本則の保険料が払い込まれ、この特則の保険料が払い込まれない場合は、この特則は、猶予期間満了時から将来に向って解約されたものとして扱います。

備 考**第51条 備考**

- *1 本則が更新される場合を除きます。
- *2 本則が消滅した時に支払事由が生じた悪性新生物無事故給付金を含みます。

3. この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間が異なる場合は、本則の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特則の保険料は、本則の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、本則の保険料払込期間の満了日の属する月の末日まで一括して前納してください。
4. 本条3. の場合は、保険料の払込み、前納および猶予期間についての取扱いは、第19条（保険料の払込み）および第21条（保険料の前納および一括払）に準じます。
5. 本条3. に定める前納が行われなかった場合は、この特則は、本則の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

第55条 （悪性新生物無事故給付金特則の失効）

本則が効力を失った場合は、この特則も同時に将来に向けて効力を失います。

第56条 （失効した悪性新生物無事故給付金特則の復活）

1. 本則の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 当社は、本条1. によって請求された特則の復活を承諾した場合は、第23条（失効した保険契約の復活）に準じてこの特則の復活の取扱いをします。

第57条 （悪性新生物無事故給付金特則が消滅した場合等の特則保険料の取扱い）

この特則の消滅等^{*1}が発生した場合における、この特則の保険料についての取扱いは、第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）に準じます。

第58条 （悪性新生物無事故給付金特則の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。^{*1}

第59条 （悪性新生物無事故給付金特則の解約返戻金）

1. この特則の解約返戻金はありません。
2. 本則が解約その他の事由によって消滅し、この特則が消滅したときもこの特則の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第60条 （悪性新生物無事故給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、悪性新生物無事故給付金額を減額することができます。ただし、減額後の悪性新生物無事故給付金額は、当社所定の金額以上とします。^{*1}
2. 本条1. によって悪性新生物無事故給付金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

備 考

第57条 備考

*1 次のいずれかをいいます。

1. 本則またはこの特則の解約または解除によるこの特則の消滅（悪性新生物無事故給付金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
2. 本則が被保険者の死亡により消滅したことによるこの特則の消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
3. 本則の保険料払込みの免除事由が生じたことによるこの特則の保険料払込みの免除
4. 被保険者が責任開始期以後のこの特則の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき

第58条 備考

*1 その解約の請求に必要な当社所定の書類を請求してください。

第60条 備考

*1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第61条 （主契約の内容変更に伴う悪性新生物無事故給付金特則の取扱い）

本則の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特則はそのまま有効に継続します。

第62条 （悪性新生物無事故給付金特則の更新）

1. この特則の保険期間が満了する場合、この特則はその保険期間の満了の日の翌日に更新して継続される*1 ものとし、この日を更新日とします。*2 ただし、保険契約者のこの特則を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*3 までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特則が更新された場合は、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特則	保険期間	更新前のこの特則の保険期間と同一。更新されたこの特則の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	悪性新生物無事故給付金額	更新前のこの特則の悪性新生物無事故給付金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特則の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	本則の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	更新時の特則

3. 更新後のこの特則の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする本則の保険料とともに払い込んでください。この場合、本則の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間のほか、第54条（悪性新生物無事故給付金特則の保険料の払込み）2. の取扱いに準じます。
4. 次の定めについては、更新前のこの特則の保険期間と更新後のこの特則の保険期間とは継続されたものとします。
 - （1）第48条（悪性新生物無事故給付金特則の責任開始期）
 - （2）第50条（悪性新生物無事故給付金特則の保険料払込みの免除）
 - （3）第52条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第63条 （悪性新生物無事故給付金特則を更新できない場合等）

1. 第62条（悪性新生物無事故給付金特則の更新）1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は更新できません。
 - （1）更新後のこの特則の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき
 - （2）更新後のこの特則の保険期間満了の日が本則の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - （3）この特則の保険期間満了の日が本則の保険料払込期間の満了の日をこえるとき
 - （4）本則の保険料の払込みが免除されているとき
2. 更新時に当社がこの特則の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特則により更新されることがあります。

第64条 （本則の定めの特則の準用）

この特則に別段の定めのない場合は、本則に準じて取扱います。

備 考**第62条 備考**

- *1 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 この特則の保険期間満了の日と本則の保険期間満了の日が同一の場合で、本則が第39条（保険契約の更新）1. により更新されるときは、この特則は、保険期間の満了の日の翌日に本則と同時に更新されます。
- *3 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

上皮内新生物診断給付金特約条項（2014） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	25
第1条 特約の締結	25
第2条 特約の責任開始期	25
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	25
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	25
3. 上皮内新生物の定義・診断確定	25
第4条 上皮内新生物の定義および診断確定	25
4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	26
第5条 上皮内新生物診断給付金の支払い	26
第6条 特約保険料払込みの免除	27
第7条 上皮内新生物診断給付金の支払いの請求手続き	27
第8条 上皮内新生物診断給付金の支払時期および支払い等に必要な確認	27
5. 告知義務・解除	27
第9条 告知義務および告知義務違反による解除	27
第10条 重大事由による解除	28
第11条 責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物の診断確定による無効	29
6. 特約保険料の払込み	29
第12条 特約保険料の払込み	29
7. 失効・復活	29
第13条 特約の失効	29
第14条 失効した特約の復活	29
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	30
第15条 特約の解約	30
第16条 特約の解約返戻金	30
第17条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	30
第18条 特約の消滅とみなす場合	30
第19条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	30
9. 契約内容の変更	30
第20条 上皮内新生物診断給付金額の減額	30
第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	30
第22条 悪性新生物診断給付金受取人の変更	30
10. 特約の契約者配当	31
第23条 特約の契約者配当	31
11. 特約の更新	31
第24条 特約の更新	31
第25条 特約を更新できない場合等	32
12. 主約款の準用	32
第26条 主約款の定め準用	32
13. 特則	32
第27条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	32
第28条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	33

上皮内新生物診断給付金特約条項（2014）

（平成27年4月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*1の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時から起算して90日を経過した日の翌日からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*1 および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 上皮内新生物の定義・診断確定

第4条 （上皮内新生物の定義および診断確定）

1. この特約において「上皮内新生物」とは、別表21に定めるものをいいます。また、「悪性新生物」とは、別表18に定めるものをいいます。

備 考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

2. 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1 の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 （上皮内新生物診断給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり上皮内新生物診断給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期*1 以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき
支払額	上皮内新生物診断給付金額*2
受取人	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

2. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前に上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていたときは、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
3. 本条1. の支払事由に該当して上皮内新生物診断給付金が支払われた場合、その上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した最後の診断日（以下本条において「前回の上皮内新生物診断給付金の支払事由該当日」といいます。）から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合は、本条1. にかかわらず、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
4. 被保険者が前回の上皮内新生物診断給付金の支払事由該当日から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由が新たに該当した後、次のいずれかに該当した場合は、該当したその日に新たな上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したものとみなして上皮内新生物診断給付金を支払います。
- (1) 前回の上皮内新生物診断給付金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所*3 における入院*4 をしているとき
 - (2) 前回の上皮内新生物診断給付金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所における入院を開始したとき
 - (3) 前回の上皮内新生物診断給付金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の

備考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *2 本条1. の上皮内新生物診断給付金額の変更があった場合は、各日現在の上皮内新生物診断給付金額を基準とします。
- *3 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。以下、本条において同じ。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限ります。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *4 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3 に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。

保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所における通院*5をしたとき

5. 主契約の悪性新生物診断給付金およびこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、悪性新生物診断給付金の支払事由の原因となった疾病と上皮内新生物診断給付金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたときは、本条1.にかかわらず次に定めるとおり取り扱います。

(1)	上皮内新生物診断給付金を支払う前に、悪性新生物診断給付金の支払請求を受けたとき	悪性新生物診断給付金を支払い、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
(2)	上皮内新生物診断給付金を支払った後に、悪性新生物診断給付金の支払請求を受けたとき	悪性新生物診断給付金額から上皮内新生物診断給付金額を差し引いた金額を悪性新生物診断給付金として支払います。*6

第6条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款*1により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第7条 （上皮内新生物診断給付金の支払いの請求手続き）

1. 上皮内新生物診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または上皮内新生物診断給付金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 上皮内新生物診断給付金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1を提出して、上皮内新生物診断給付金を請求してください。

第8条 （上皮内新生物診断給付金の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による上皮内新生物診断給付金の支払いは、主約款の「給付金の支払時期および支払等に必要な確認」に関する定めに基づきます。

5. 告知義務・解除

第9条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款

備 考

第5条 備考

- *5 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所（患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。
- *6 この場合、すでに支払った上皮内新生物診断給付金は、悪性新生物診断給付金の支払事由が生じたときに、悪性新生物診断給付金として支払ったものとみなします。

第6条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第7条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに基づきます。

第10条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人が、上皮内新生物診断給付金*2 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この特約の上皮内新生物診断給付金*2 の請求に関し、上皮内新生物診断給付金の受取人*3 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*4 への関与	保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または上皮内新生物診断給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*5

2. 上皮内新生物診断給付金*2 の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による上皮内新生物診断給付金の支払いをしません。*6

3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人に通知します。

備 考

第10条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *4 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *5 例えば、保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに上皮内新生物診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第11条 （責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物の診断確定による無効）

1. 主契約が、主約款の「責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効」の定めにより無効となった場合は、この特約も無効とします。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料については、主約款の「責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効」の定めに基づいて取扱います。
2. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに上皮内新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
3. 本条1. の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
4. 本条の適用がある場合は、第9条（告知義務および告知義務違反による解除）および第10条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 特約保険料の払込み**第12条 （特約保険料の払込み）**

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間*1 の定めに基づきます。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活**第13条 （特約の失効）**

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに基づいて、この特約の復活の取扱いをします。

備 考**第12条 備考**

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月*2内に払い込まなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

3. 本条2. の定めにかかわらず、第2条（特約の責任開始期）に定める責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、同条に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第15条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第18条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第17条 （債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続）

債権者等*1 によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第18条 （特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

第19条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

この特約の消滅等*1 が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

9. 契約内容の変更

第20条 （上皮内新生物診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって上皮内新生物診断給付金額を減額することができます。*1
ただし、減額後の上皮内新生物診断給付金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、上皮内新生物診断給付金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

第22条 （悪性新生物診断給付金受取人の変更）

上皮内新生物診断給付金の受取人を、主契約の悪性新生物診断給付金受取人以外の者に変更することはできません。

備 考

第17条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第19条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（上皮内新生物診断給付金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第20条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

10. 特約の契約者配当

第23条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新

第24条 （特約の更新）

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、その保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*¹ ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*² までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一* ³ 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	上皮内新生物診断給付金額	更新前のこの特約の上皮内新生物診断給付金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*⁴
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - この特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
- 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取扱います。
 - 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。

備 考

第24条 備考

- *¹ この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *² 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *³ 次の場合を除きます。
 - 第25条（特約を更新できない場合等）1.（1）および（2）により短期の保険期間に変更して更新するとき
 - 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- *⁴ 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じて取扱います。

6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（上皮内新生物診断給付金の支払い）
 - (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第11条（責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物の診断確定による無効）
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第25条 （特約を更新できない場合等）

1. 第24条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の準用

第26条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第27条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約^{*1} の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2} までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする上皮内新生物診断給付金特約（2014）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約^{*3} へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日^{*4} より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

備 考

第25条 備考

- *1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第27条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。

変更後特約	保険期間	終身
	上皮内新生物診断給付金額	変更前特約の上皮内新生物診断給付金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
- (1) 変更後特約の給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（上皮内新生物診断給付金の支払い）
 - (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第11条（責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物診断確定による無効）

第28条 （保険期間を有期から終身へ変更する特約が適用できない場合）

1. 第27条（保険期間を有期から終身へ変更する特約の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第27条（保険期間を有期から終身へ変更する特約の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする上皮内新生物診断給付金特約（2014）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更されることがあります。

備考

第27条 備考

- ^{*5} 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

悪性新生物初回診断一時金特約条項（2014） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	35
第1条 特約の締結・責任開始期	35
第2条 特約の責任開始期	35
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	35
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	35
3. 悪性新生物の定義・診断確定	35
第4条 悪性新生物の定義および診断確定	35
4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	36
第5条 悪性新生物初回診断一時金の支払い	36
第6条 特約保険料払込みの免除	36
第7条 悪性新生物初回診断一時金の支払いの請求手続き	36
第8条 悪性新生物初回診断一時金の支払時期および支払い等に必要な確認	36
5. 告知義務・解除	37
第9条 告知義務および告知義務違反による解除	37
第10条 重大事由による解除	37
第11条 責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効	38
6. 特約保険料の払込み	38
第12条 特約保険料の払込み	38
7. 失効・復活	38
第13条 特約の失効	38
第14条 失効した特約の復活	38
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	39
第15条 特約の解約	39
第16条 特約の解約返戻金	39
第17条 債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続	39
第18条 特約の消滅とみなす場合	39
第19条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	39
9. 契約内容の変更	39
第20条 悪性新生物初回診断一時金額の減額	39
第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	40
第22条 悪性新生物初回診断一時金受取人の変更	40
10. 特約の契約者配当	40
第23条 特約の契約者配当	40
11. 特約の更新	40
第24条 特約の更新	40
第25条 特約を更新できない場合等	41
12. 主約款の準用	41
第26条 主約款の定め準用	41
13. 特則	41
第27条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	41
第28条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	42

悪性新生物初回診断一時金特約条項（2014）

（平成27年4月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 特約の締結・責任開始期

1. 保険契約者は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時から起算して90日を経過した日の翌日からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*¹ および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 悪性新生物の定義・診断確定

第4条 （悪性新生物の定義および診断確定）

1. この特約において「悪性新生物」とは、別表18に定めるものをいいます。

備 考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

2. 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 （悪性新生物初回診断一時金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり悪性新生物初回診断一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期*1以後のこの特約の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき
支払額	悪性新生物初回診断一時金額
受取人	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

2. 本条1.の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていたときは、悪性新生物初回診断一時金を支払いません。
3. 悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合は、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。

第6条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款*1により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。ただし、悪性新生物と診断確定されたことにより主契約の保険料の払込みが免除された場合を除きます。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第7条 （悪性新生物初回診断一時金の支払いの請求手続き）

1. 悪性新生物初回診断一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または悪性新生物初回診断一時金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 悪性新生物初回診断一時金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1を提出して、悪性新生物初回診断一時金を請求してください。

第8条 （悪性新生物初回診断一時金の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による悪性新生物初回診断一時金の支払いは、主約款の「給付金の支払時期および支払等に必要な確認」に関する定めに従います。

備考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。

第6条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第7条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

5. 告知義務・解除

第9条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第10条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が、悪性新生物初回診断一時金*2を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この特約の悪性新生物初回診断一時金*2の請求に関し、悪性新生物初回診断一時金の受取人*3が詐欺行為*1をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる一時金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*4への関与	保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*5

2. 悪性新生物初回診断一時金*2の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による悪性新生物初回診断一時金の支払いをしません。*6

3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険

備考

第10条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *4 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *5 例えば、保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに悪性新生物初回診断一時金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人に通知します。

第11条 （責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効）

1. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
2. 本条1. の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者が悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第9条（告知義務および告知義務違反による解除）および第10条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 特約保険料の払込み

第12条 （特約保険料の払込み）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間*1 の定めに従います。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活

第13条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱

備 考

第12条 備考

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月*2 内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

いをします。

3. 本条2. の定めにかかわらず、第2条（特約の責任開始期）に定める責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、同条に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第15条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第18条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第17条 （債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続）

債権者等^{*1} によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第18条 （特約の消滅とみなす場合）

- 次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 悪性新生物初回診断一時金が支払われたとき

第19条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

この特約の消滅等^{*1} が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

9. 契約内容の変更

第20条 （悪性新生物初回診断一時金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって悪性新生物初回診断一時金額を減額することができます。^{*1} ただし、減額後の悪性新生物初回診断一時金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、悪性新生物初回診断一時金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

備 考

第17条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第19条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（悪性新生物初回診断一時金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 悪性新生物初回診断一時金の支払事由の発生によるこの特約の消滅
 3. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第20条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第21条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

第22条 （悪性新生物初回診断一時金受取人の変更）

悪性新生物初回診断一時金の受取人を、主契約の悪性新生物診断給付金受取人以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当**第23条 （特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新**第24条 （特約の更新）**

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、その保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1 ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一*3。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	悪性新生物初回診断一時金額	更新前のこの特約の悪性新生物初回診断一時金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*4
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - この特約の悪性新生物初回診断一時金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
- 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、

備 考**第24条 備考**

- *1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 次の場合を除きます。
 - 第25条（特約を更新できない場合等）1.（1）および（2）により短期の保険期間に変更して更新するとき
 - 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- *4 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じて取扱います。

次のとおりとします。

- (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（悪性新生物初回診断一時金の支払い）
 - (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第11条（責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効）
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第25条 （特約を更新できない場合等）

1. 第24条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき*1
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき*1
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の準用

第26条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第27条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約*1 の保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする悪性新生物初回診断一時金特約（2014）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約*3 へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

備考

第25条 備考

- *1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第27条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。

- (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 (3) 変更前特約が契約日*4 より2年以上経過しているとき
 3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	悪性新生物初回診断一時金額	変更前特約の悪性新生物初回診断一時金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法 (回数) および (経路)	主契約の保険料の払込方法 (回数) および (経路) と同一
	特約条項	変更時の特約条項

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*5
 5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 (1) 変更後特約の給付金の支払事由
 (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
 6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 (1) 第2条（特約の責任開始期）
 (2) 第5条（悪性新生物初回診断一時金の支払い）
 (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
 (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
 (5) 第11条（責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効）

第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合）

1. 第27条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
 2. 第27条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする悪性新生物初回診断一時金特約（2014）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更されることがあります。

備 考

第27条 備考

- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
 *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

がん先進医療特約条項（2014） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	44
第1条 特約の締結	44
第2条 特約の責任開始期	44
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	44
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	44
3. がんの定義・診断確定	44
第4条 がんの定義および診断確定	44
4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	45
第5条 がん先進医療給付金の支払い	45
第6条 特約保険料払込みの免除	46
第7条 がん先進医療給付金の支払いの請求手続き	46
第8条 がん先進医療給付金の支払時期および支払い等に必要な確認	46
5. 告知義務・解除	46
第9条 告知義務および告知義務違反による解除	46
第10条 重大事由による解除	46
第11条 責任開始期前のがん診断確定による無効	47
6. 特約保険料の払込み	47
第12条 特約保険料の払込み	47
7. 失効・復活	48
第13条 特約の失効	48
第14条 失効した特約の復活	48
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	48
第15条 特約の解約	48
第16条 特約の解約返戻金	48
第17条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	48
第18条 特約の消滅とみなす場合	48
第19条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	49
9. 契約内容の変更	49
第20条 がん先進医療給付金受取人の変更	49
10. 特約の契約者配当	49
第21条 特約の契約者配当	49
11. 特約の更新	49
第22条 特約の更新	49
第23条 特約を更新できない場合等	50
12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更	50
第24条 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	50
13. 主約款の準用	51
第25条 主約款の定め準用	51
14. 特則	51
第26条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	51
第27条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	52

がん先進医療特約条項（2014）

（平成27年4月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条（特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時から起算して90日を経過した日の翌日からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*¹ および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. がんの定義・診断確定

第4条（がんの定義および診断確定）

1. この特約において「がん」とは、別表18に定める悪性新生物および別表21に定める上皮内新生物をいいます。

備 考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といいます。以下同じ。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1 の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 （がん先進医療給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおりがん先進医療給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす療養*1 を受けたとき （1）この特約の責任開始期*2 以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること （2）先進医療*3 による療養であること
支払額	先進医療による療養に係わる技術料*5 と同額
支払通算限度	2,000万円*6
受取人	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

2. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にかんと診断確定されていたときは、がん先進医療給付金を支払いません。

備 考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。なお、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。以下同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 「先進医療」とは、公的医療保険制度*4 の法律の規定に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
- *4 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
- （1）健康保険法
 - （2）国民健康保険法
 - （3）国家公務員共済組合法
 - （4）地方公務員等共済組合法
 - （5）私立学校教職員共済法
 - （6）船員保険法
 - （7）高齢者の医療の確保に関する法律
- *5 公的医療保険制度*4 の法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療による療養に係る技術料以外の費用は含まれません。
- *6 すでに支払ったがん先進医療給付金の金額とこれから支払うがん先進医療給付金の金額との合計額が2,000万円をこえる場合は、その合計額が2,000万円となる金額を支払額とします。

第6条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款*¹により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第7条 （がん先進医療給付金の支払いの請求手続き）

1. がん先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん先進医療給付金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. がん先進医療給付金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類*¹を提出して、がん先進医療給付金を請求してください。

第8条 （がん先進医療給付金の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約によるがん先進医療給付金の支払いは、主約款の「給付金の支払時期および支払等に必要な確認」に関する定めに従います。

5. 告知義務・解除

第9条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第10条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	* ¹ 詐取目的での事故招致	保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人が、この特約のがん先進医療給付金* ² を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致* ¹ をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為* ¹	この特約のがん先進医療給付金* ² の請求に関し、がん先進医療給付金の受取人* ³ が詐欺行為* ¹ をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
		保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき

備考

第6条 備考

- *¹ 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第7条 備考

- *¹ 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第10条 備考

- *¹ 未遂を含みます。
 *² 保険料払込みの免除を含みます。
 *³ 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。

(4)	反社会的勢力*4への関与	① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者またはがん先進医療給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*5

2. がん先進医療給付金*2の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん先進医療給付金の支払いをしません。*6

3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人に通知します。

第11条 （責任開始期前のがん診断確定による無効）

1. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
2. 本条1.の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第9条（告知義務および告知義務違反による解除）および第10条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 特約保険料の払込み

第12条 （特約保険料の払込み）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年

備 考

第10条 備考

- *4 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *5 例えば、保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでにがん先進医療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。

3. 本条2. の場合、次のとおりとします。

(1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間*1 の定めに基づきます。

(2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活

第13条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

3. 本条2. の定めにかかわらず、第2条（特約の責任開始期）に定める責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、同条に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第15条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。

2. 第18条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第17条 （債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続）

債権者等*1 によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に基づきます。

第18条 （特約の消滅とみなす場合）

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(2) この特約のがん先進医療給付金の支払いが、支払通算限度の2,000万円に達したとき

備 考

第12条 備考

*1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月*2内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

*2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第17条 備考

*1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第19条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

1. この特約の消滅等*1が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
2. 本条1. にかかわらず、払込期月に対応するこの特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までががん先進医療給付金の支払事由が生じたときは、未払込保険料をがん先進医療給付金から差し引きます。*2

9. 契約内容の変更**第20条 （がん先進医療給付金受取人の変更）**

がん先進医療給付金の受取人を、主契約の悪性新生物診断給付金受取人以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当**第21条 （特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新**第22条 （特約の更新）**

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、その保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1 ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一*3。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

備 考**第19条 備考**

- *1 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅
 2. この特約のがん先進医療給付金の支払通算限度の到達によるこの特約の消滅
 3. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除
- *2 がん先進医療給付金が未払込保険料に不足するときは、猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第22条 備考

- *1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 次の場合を除きます。
1. 第23条（特約を更新できない場合等）1.（1）および（2）により短期の保険期間に変更して更新するとき
 2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*4}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
- (1) この特約のがん先進医療給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
5. 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5. (1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（がん先進医療給付金の支払い）
 - (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第11条（責任開始期前のがん診断確定による無効）
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第23条 （特約を更新できない場合等）

1. 第22条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第24条 （公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約のがん先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の

備 考

第22条 備考

- ^{*4} 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じて取扱います。

第23条 備考

- ^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

改正に適した内容に変更することがあります。

2. 本条 1. によりこの特約のがん先進医療給付金の支払事由を変更するときは、当社は、この変更日*1 の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

13. 主約款の準用

第25条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

14. 特則

第26条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約*1 の保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん先進医療特約（2014）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約*3 へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日*4 より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*5
5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) 変更後特約のがん先進医療給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（特約の責任開始期）

備考

第24条 備考

- *1 この特約のがん先進医療給付金の支払事由を変更する日をいいます。

第26条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第12条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

- (2) 第5条（がん先進医療給付金の支払い）
- (3) 第6条（特約保険料払込みの免除）
- (4) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）
- (5) 第11条（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第27条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合）

1. 第26条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第26条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とするがん先進医療特約（2014）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更されることがあります。

がん入院・手術特約条項（2014） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	54
第1条 特約の締結	54
第2条 特約の責任開始期	54
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	54
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	54
3. がんの定義・診断確定	54
第4条 がんの定義および診断確定	54
4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	55
第5条 がん入院給付金の支払い	55
第6条 がん手術給付金の支払い	55
第7条 特約保険料払込みの免除	56
第8条 給付金の支払いの請求手続き	56
第9条 給付金の支払時期および支払い等に必要な確認	56
5. 告知義務・解除	57
第10条 告知義務および告知義務違反による解除	57
第11条 重大事由による解除	57
第12条 責任開始期前のがん診断確定による無効	58
6. 特約保険料の払込み	58
第13条 特約保険料の払込み	58
7. 失効・復活	58
第14条 特約の失効	58
第15条 失効した特約の復活	58
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	59
第16条 特約の解約	59
第17条 特約の解約返戻金	59
第18条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	59
第19条 特約の消滅とみなす場合	59
第20条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	59
9. 契約内容の変更	59
第21条 がん入院給付金日額の減額	59
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	60
第23条 給付金受取人の変更	60
10. 特約の契約者配当	60
第24条 特約の契約者配当	60
11. 特約の更新	60
第25条 特約の更新	60
第26条 特約を更新できない場合等	61
12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更	61
第27条 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	61
13. 主約款の準用	61
第28条 主約款の定め準用	61
14. 特則	62
第29条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	62
第30条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	62

がん入院・手術特約条項（2014）

（平成27年4月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - （1）主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - （2）主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- （1）主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - （2）主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時から起算して90日を経過した日の翌日からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*¹ および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. がんの定義・診断確定

第4条 （がんの定義および診断確定）

1. この特約において「がん」とは、別表18に定める悪性新生物および別表21に定める上皮内新生物をいいます。

備 考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1 の資格を持つ者によってなされるものとし、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 （がん入院給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおりがん入院給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき （1）この特約の責任開始期*1 以後にがんと診断確定されたこと （2）診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること （3）病院または診療所*2 における入院*3 であること
支払額	がん入院給付金日額×入院日数
受取人	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

2. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合は、がん入院給付金を支払いません。
3. 被保険者の入院中にがん入院給付金日額が変更されたときは、がん入院給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. 被保険者が本条1. の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合は、満了時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなしてがん入院給付金を支払います。

第6条 （がん手術給付金の支払い）

1. この特約において支払う給付金は次のとおりです。

備 考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *2 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限り、）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *3 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限り、）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*2 に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。

支払事由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき （１）この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術*1 *2 であること （２）別表20に定めるいずれかの種類の手術であること （３）病院または診療所*3 における手術であること
支払額	手術1回につき、がん入院給付金日額×20
受取人	主契約の悪性新生物診断給付金受取人

2. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときは、がん手術給付金は支払いません。
3. 被保険者の入院中にがん入院給付金日額が変更されたときは、がん手術給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. 被保険者が時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合は、本条1. にかかわらず、当社は1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。

第7条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款*1 により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第8条 （給付金の支払いの請求手続き）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1 を提出して、給付金を請求してください。

第9条 （給付金の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による給付金の支払いは、主約款の「給付金の支払時期および支払い等に必要な確認」に関

備 考

第6条 備考

- *1 「手術」とは器機、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺、神経ブロック、輸血、血液照射、骨髄移植、さい帯血移植および術中術後自己血回収術は除きます。
- *2 診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
- *3 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限りです。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設

第7条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

する定めに準じます。

5. 告知義務・解除

第10条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに準じます。

第11条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができません。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者、被保険者またはこの特約の給付金の受取人が、給付金*2 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この特約の給付金*2 の請求に関し、給付金の受取人*3 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*4 への関与	保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*5

2. 給付金*2 の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができません。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払いをしません。*6

備 考

第11条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *4 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *5 例えば、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されているその他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。

第12条 （責任開始期前のがん診断確定による無効）

1. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
2. 本条1. の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 特約保険料の払込み

第13条 （特約保険料の払込み）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間*1 の定めに従います。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活

第14条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱

備 考

第13条 備考

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月*2 内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

いをします。

3. 本条2. の定めにかかわらず、第2条（特約の責任開始期）に定める責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、同条に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第16条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第17条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第19条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第18条 （債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続）

債権者等^{*1} によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第19条 （特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

第20条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

1. この特約の消滅等^{*1} が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
2. 本条1. にかかわらず、払込期月に対応するこの特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに給付金の支払事由が生じたときは、未払込保険料を給付金から差し引きます。^{*2}

9. 契約内容の変更

第21条 （がん入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってがん入院給付金日額を減額することができます。^{*1} ただし、減額後のがん入院給付金日額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、がん入院給付金日額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

備 考

第18条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第20条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（がん入院給付金日額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除
- *2 給付金が未払込保険料に不足するときは、猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第21条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第22条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

第23条 （給付金受取人の変更）

給付金の受取人を、主契約の悪性新生物診断給付金受取人以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当**第24条 （特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新**第25条 （特約の更新）**

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、その保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*¹ ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*² までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一* ³ 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	がん入院給付金日額	更新前のこの特約のがん入院給付金日額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*⁴
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - この特約の給付金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
- 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払

備 考**第25条 備考**

- *¹ この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *² 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *³ 次の場合を除きます。
 - 第26条（特約を更新できない場合等）1.（1）および（2）により短期の保険期間に変更して更新するとき
 - 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- *⁴ 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条（特約保険料の払込み）4. に準じて取扱います。

込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取扱います。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.(1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。

6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。

- (1) 第2条（特約の責任開始期）
- (2) 第5条（がん入院給付金の支払い）
- (3) 第6条（がん手術給付金の支払い）
- (4) 第7条（特約保険料払込みの免除）
- (5) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）
- (6) 第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）

7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第26条 （特約を更新できない場合等）

1. 第25条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき*1
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき*1
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第27条 （公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約の給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 本条1. によりこの特約の給付金の支払事由を変更するときは、当社は、この変更日*1 の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

13. 主約款の準用

第28条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備 考

第26条 備考

- *1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第27条 備考

- *1 この特約の給付金の支払事由を変更する日をいいます。

14. 特則

第29条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約*1 の保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん入院・手術特約（2014）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約*3 へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - （1）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - （2）変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - （3）変更前特約が契約日*4 より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	がん入院給付金日額	変更前特約のがん入院給付金日額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*5
5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - （1）変更後特約の給付金の支払事由
 - （2）主契約の保険料払込みの免除事由
 - （3）主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - （1）第2条（特約の責任開始期）
 - （2）第5条（がん入院給付金の支払い）
 - （3）第6条（がん手術給付金の支払い）
 - （4）第7条（特約保険料払込みの免除）
 - （5）第10条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - （6）第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第30条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合）

1. 第29条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - （1）主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - （2）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 - （3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき

備考

第29条 備考

- *1 保険期間を終身に变更前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に变更后のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第13条（特約保険料の払込み）4. に従います。

2. 第29条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用） 1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とするがん入院・手術特約（2014）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約に変更されることがあります。

がん死亡保障特約条項（2014） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	65
第1条 特約の締結	65
第2条 特約の責任開始期	65
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	65
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	65
3. がんの定義・診断確定	65
第4条 がんの定義および診断確定	65
4. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除	66
第5条 特約がん死亡保険金の支払い	66
第6条 特約がん死亡保険金の支払方法の選択	66
第7条 特約保険料払込みの免除	66
第8条 特約がん死亡保険金の支払いの請求手続き	66
第9条 特約がん死亡保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	67
5. 告知義務・解除	67
第10条 告知義務および告知義務違反による解除	67
第11条 重大事由による解除	67
第12条 責任開始期前のがん診断確定による無効	68
6. 特約保険料の払込み	68
第13条 特約保険料の払込み	68
7. 失効・復活	69
第14条 特約の失効	69
第15条 失効した特約の復活	69
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	69
第16条 特約の解約	69
第17条 特約の解約返戻金	69
第18条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	69
第19条 特約の消滅とみなす場合	69
第20条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	70
9. 契約内容の変更	70
第21条 特約がん死亡保険金額の減額	70
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	70
第23条 当社への通知による特約がん死亡保険金の受取人の変更	70
第24条 遺言による特約がん死亡保険金の変更	70
第25条 特約がん死亡保険金の受取人が死亡した場合の取扱い	71
第26条 特約がん死亡保険金の受取人の代表者	71
10. 特約の契約者配当	71
第27条 特約の契約者配当	71
11. 特約の更新	71
第28条 特約の更新	71
第29条 特約を更新できない場合等	72
12. 主約款の準用	72
第30条 主約款の定め準用	72
13. 特則	72
第31条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	72
第32条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	73

がん死亡保障特約条項（2014）

（平成27年4月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*1の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時から起算して90日を経過した日の翌日からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*1 および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. がんの定義・診断確定

第4条 （がんの定義および診断確定）

1. この特約において「がん」とは、別表18に定める悪性新生物および別表21に定める上皮内新生物をいいます。

備 考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といいます。以下同じ。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師*1の資格を持つ者によってなされるものとし、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 （特約がん死亡保険金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり特約がん死亡保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期*1以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約がん死亡保険金額
受取人	特約がん死亡保険金受取人

2. 本条1.の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合は、特約がん死亡保険金を支払いません。
3. 被保険者が責任開始期以後の保険期間中に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡したと当社が認めた場合は、特約がん死亡保険金を支払います。

第6条 （特約がん死亡保険金の支払方法の選択）

保険契約者*1は、特約がん死亡保険金の一時支払いにかえて、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。*2 *3

第7条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款*1により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第8条 （特約がん死亡保険金の支払いの請求手続き）

1. 特約がん死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約がん死亡保険金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。

備 考

第4条 備考

- *1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第5条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。

第6条 備考

- *1 特約がん死亡保険金の支払事由発生後はその特約の受取人とします。
- *2 すえ置支払いの場合の保険金額または年金支払いの場合の年金額は、当社所定の金額以上とします。
- *3 すえ置支払いの場合のすえ置く期間または年金支払いの場合の年金支払期間は、当社所定の範囲内とします。

第7条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

2. 特約がん死亡保険金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1 を提出して特約がん死亡保険金を請求してください。
3. 団体*2 が保険契約者および特約がん死亡保険金の受取人となる事業保険契約の場合の、この特約のがん死亡保険金の請求に必要な書類に関する取扱いは、主約款に準じます。

第9条 （特約がん死亡保険金の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による保険金の支払いは、主約款の「給付金の支払時期および支払等に必要な確認」の定めに従います。

5. 告知義務・解除

第10条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第11条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者または特約がん死亡保険金の受取人が、特約がん死亡保険金*2 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この特約の特約がん死亡保険金*2 の請求に関し、特約がん死亡保険金の受取人*3 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる保険金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*4 への関与	<p>保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金*2 の受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>① 反社会的勢力に該当すると認められること</p> <p>② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p>④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p>

備考

第8条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由に該当したことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。

第11条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *4 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*5
-----	------------------	---

2. 特約がん死亡保険金の支払*2 事由が生じた後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払*2 事由による特約がん死亡保険金*6 を支払いません。*7
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除したときは、特約がん死亡保険金のすえ置支払いを選択した後は、返戻金*8 を特約がん死亡保険金受取人に支払います。
5. 本条4. にかかわらず、本条1. (4)によりこの特約を解除した場合で、特約がん死亡保険金の一部の受取人に対して本条2. の定めを適用し特約がん死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約がん死亡保険金に対応する部分については本条4. の定めを適用し、その部分の返戻金を特約がん死亡保険金受取人に支払います。

第12条 （責任開始期前のがん診断確定による無効）

1. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
2. 本条1. の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の定めは適用しません。

6. 特約保険料の払込み

第13条 （特約保険料の払込み）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。

備考

第11条 備考

- *5 例えば、保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されているその他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 本条1. (4)のみに該当した場合で、本条1. (4)に該当したのが特約がん死亡保険金の受取人のみであり、その受取人が特約がん死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約がん死亡保険金のうち、その特約がん死亡保険金受取人に支払われるべき特約がん死亡保険金をいいます。
- *7 すでに特約がん死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *8 すえ置いた特約がん死亡保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。

さい。

3. 本条2. の場合、次のとおりとします。

(1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間*1 の定めに従います。

(2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活

第14条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

3. 本条2. の定めにかかわらず、第2条（特約の責任開始期）に定める責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、同条に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第16条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。

2. 第19条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第18条 （債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続）

債権者等*1 によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に従います。

第19条 （特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

備 考

第13条 備考

*1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月*2 内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

*2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第18条 備考

*1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第20条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

この特約の消滅等*1 が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに準じます。

9. 契約内容の変更**第21条 （特約がん死亡保険金額の減額）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって特約がん死亡保険金額を減額することができます。*1 ただし、減額後の特約がん死亡保険金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、特約がん死亡保険金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

第23条 （当社への通知による特約がん死亡保険金の受取人の変更）

1. 保険契約者*1 は、特約がん死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、特約がん死亡保険金の受取人を変更することができます。*2
2. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。
3. 本条1. の通知が当社に到達する前に変更前の特約がん死亡保険金の受取人に特約がん死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約がん死亡保険金の受取人から特約がん死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第24条 （遺言による特約がん死亡保険金の変更）

1. 第23条（当社への通知による特約がん死亡保険金の受取人の変更）によるほか、保険契約者は、特約がん死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、特約がん死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条1. の特約がん死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条1. および2. による特約がん死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知*1 しなければ、これを当社に対抗することができません。

備 考**第20条 備考**

*1 次のいずれかをいいます。

1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（特約がん死亡保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
2. この特約のがん死亡保険金の支払事由の発生によるこの特約の消滅
3. 主契約の被保険者の死亡による消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
4. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第21条 備考

*1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第23条 備考

- *1 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
- *2 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第24条 備考

*1 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

4. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第25条 （特約がん死亡保険金の受取人が死亡した場合の取扱い）

1. 特約がん死亡保険金の支払事由の発生以前に、特約がん死亡保険金の受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した特約がん死亡保険金受取人の変更を行っていない場合は、次の者を特約がん死亡保険金の受取人とします。

(1) その死亡した特約がん死亡保険金の受取人の法定相続人

(2) 本条1. (1)により特約がん死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人*1

2. 本条1. により特約がん死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分にかかわらず均等とします。

第26条 （特約がん死亡保険金の受取人の代表者）

1. 特約がん死亡保険金の受取人が2人以上の場合は、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約がん死亡保険金の受取人を代理するものとします。

2. 本条1. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が特約がん死亡保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約がん死亡保険金の受取人に対しても効力を生じます。

10. 特約の契約者配当

第27条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新

第28条 （特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、その保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1 ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2 までに当社に到着した場合は更新しません。

2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一*3 *4 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	特約がん死亡保険金額	更新前のこの特約の特約がん死亡保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

備 考

第25条 備考

*1 法定相続人がいないときは、本条1. (1)により特約がん死亡保険金の受取人となった者のうち生存している者を特約がん死亡保険金の受取人とします。

第28条 備考

*1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。

*2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

*3 第29条（特約を更新できない場合等）1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するときを除きます。

*4 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに基づきます。
 - (1) この特約の特約がん死亡保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
5. 本条2.のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（特約がん死亡保険金の支払い）
 - (3) 第7条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2.にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第29条（特約を更新できない場合等）

1. 第28条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の準用

第30条（主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第31条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約^{*1}の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に申し出て、当

備 考

第28条 備考

- ^{*5} 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条（特約保険料の払込み）4.に準じて取扱います。

第29条 備考

- ^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第31条 備考

- ^{*1} 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん死亡保障特約（2014）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約*3へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日*4より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更が行われた場合、変更日を責任開始期とします。
4. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	特約がん死亡保険金額	変更前特約の特約がん死亡保険金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

5. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*5
6. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) 変更後特約の特約がん死亡保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由
7. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（特約がん死亡保険金の支払い）
 - (3) 第7条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (5) 第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第32条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合）

1. 第31条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第31条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とするがん死亡保障特約（2014）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更されることがあります。

備考

第31条 備考

- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第13条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

リビング・ニーズ特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	76
第1条 特約の締結	76
第2条 特約の責任開始期	76
2. 特約保険金の支払い	76
第3条 特定状態保険金の支払い	76
第4条 特定状態保険金の支払いに関する補則	77
第5条 特定状態保険金の支払いに関するその他の事項	77
3. 特約保険金の請求手続き	77
第6条 特定状態保険金の支払いの請求手続き	77
第7条 特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	77
4. 告知義務・解除	78
第8条 告知義務および告知義務違反による解除	78
第9条 重大事由による解除	78
5. 特約保険料の払込み	78
第10条 特約保険料	78
6. 特約の失効・復活	78
第11条 特約の失効	78
第12条 失効した特約の復活	78
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	78
第13条 特約の解約	78
第14条 特約の解約返戻金	78
第15条 特約の消滅とみなす場合	78
8. 特約の復旧	78
第16条 特約の復旧	78
9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い	78
第17条 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い	78
10. 主約款の準用	79
第18条 主約款の定めを準用	79
11. 特則	79
第19条 主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則	79
第20条 主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則	79
第21条 主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則	80
第22条 主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則	80
第23条 主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則	81
第24条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則	82
第25条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則	82
第26条 主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い	83
第27条 定期保険等に付加した場合の特則	83
第28条 終身保険等に付加した場合の特則	84
第29条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則	84
第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	84
第31条 逡減定期保険等に付加した場合の特則	85
第32条 収入保障保険等に付加した場合の特則	86
第33条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則	86
第34条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則	87
第35条 主契約にがん死亡保障特約(2014)等が付加されている場合の特則	88
第36条 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	88
第37条 低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11)に付加した場合の特則	89

第38条 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012)等に付加した場合の特則……………90

リビング・ニーズ特約条項

(平成27年4月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約*1の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社が保険契約者からの特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。

2. 特約保険金の支払い

第3条 (特定状態保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり、特定状態保険金を支払います。

(1) 支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
(2) 支払額	主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日*1から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額
(3) 受取人	被保険者*2
(4) 免責事由*3	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 本条1.(1)支払事由にかかわらず、特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合は、当社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 年払契約で、特定状態保険金の請求日の翌月の契約日の応当日から次の年単位の契約日の応当日の前日までの期間が6か月間をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、当社は、当社所定の方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下同じ。
*2 特定状態保険金の受取人は、本条4.の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
*3 支払事由に該当しても特定状態保険金を支払わない場合をいいます。

4. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人*4 および主契約の満期保険金受取人*5 が保険契約者である場合は、本条 1. にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。*6

第4条 (特定状態保険金の支払いに関する補則)

1. 特定状態保険金を支払った場合は、次の表に定めるところによります。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
(1)	主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
(2)	主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。この場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

2. 特定状態保険金を支払うときに主約款*1 の定めによる保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第5条 (特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
2. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われたときは、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、特定状態保険金を支払いません。

3. 特約保険金の請求手続き

第6条 (特定状態保険金の支払いの請求手続き)

特定状態保険金の受取人は、当社所定の請求*1 に必要な書類*2 を提出して特定状態保険金を請求してください。

第7条 (特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による特定状態保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払等に必要な確認」の定めに従います。

備考

第3条 備考

- *4 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- *5 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- *6 保険契約者から申出があったときは、被保険者を特定状態保険金の受取人とします。

第4条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第6条 備考

- *1 第3条(特定状態保険金の支払い) 1.(2)による主契約の保険金額の指定を含みます。
- *2 請求権者であることを証する書類、特定状態保険金の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

4. 告知義務・解除

第8条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第9条 （重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除の取扱いは、主約款の「重大事由による解除」の定めに従います。

5. 特約保険料の払込み

第10条 （特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

6. 特約の失効・復活

第11条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第13条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第14条 （特約の解約返戻金）

この特約の解約返戻金はありません。

第15条 （特約の消滅とみなす場合）

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

8. 特約の復旧

第16条 （特約の復旧）

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第15条（特約の消滅とみなす場合）(3)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い

第17条 （主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い）

特定状態保険金の支払いに際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに従って、主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用します。

10. 主約款の準用

第18条 (主約款の定め)の準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

11. 特則

第19条 (主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

主契約に特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が主契約または平準定期保険特約等*1 に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項(2015)等*2 に定める所定の割合を乗じて得た金額
- (2) 当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第20条 (主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	平準定期保険特約 優良体平準定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 特定疾病保障定期保険特約
---------------	---

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約等*1 の保険金額を加えます。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約および平準定期保険特約等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じます。
- (4) 平準定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*2 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。
- (5) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

備 考

第19条 備考

- *1 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、逦減定期保険特約、逦増定期保険特約または収入保障特約をさします。
- *2 特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約をさします。

第20条 備考

- *1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 次の場合を除きます。
 1. それぞれの特約条項の定めにより満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合
 2. 優良体平準定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に平準定期保険特約に自動変更が可能な場合

第21条 (主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡減定期保険特約 優良体逡減定期保険特約
---------------	-------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1. (2)に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約等*1 の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約等の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日*2 における保険金額とします。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い) 1. (3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項) に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	逡減定期保険特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 逡減定期保険特約等は、指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 逡減定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*3 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第22条 (主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡増定期保険特約
---------------	----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1. (2)に定める主契約の保険金額に逡増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

備 考

第21条 備考

*1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。

*2 応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。

*3 次の場合を除きます。

1. 逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約の更新が可能な場合
2. 優良体逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約に自動変更が可能な場合

- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における遡増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	遡増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における遡増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 遡増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア.の場合、遡増定期保険特約の特約基本保険金額は、遡増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 遡増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*1 前1年以内である場合は、本特約は適用しません。

第23条 （主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特約）

1. 本特約は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	収入保障特約 優良体収入保障特約
---------------	---------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額に収入保障特約等*1の年金の現価を加えます。この場合、収入保障特約等の年金の現価は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に特約遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき特約遺族年金の現価*2 とします。
- (2) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。この場合、特約基本年金月額を指定することにより、指定保険金額を指定するものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の全部が指定保険金額として指定された場合	収入保障特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		ア. 指定保険金額に対応する収入保障特約等の特約基本年金

備考

第22条 備考

- *1 遡増定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に遡増定期保険特約の更新が可能な場合を除きます。

第23条 備考

- *1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。
*2 第1回の年金の支払いを含みます。

②	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の一部が指定保険金額として指定された場合	月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア. の場合、収入保障特約等の特約基本年金月額是指定保険金額に対応する特約基本年金月額を差し引いた金額に改められます。
---	--	--

(4) 収入保障特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*³ 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第24条 (主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	配偶者定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1. (1)により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 主契約の保険金額*¹ または逡減定期保険特約等*² の特約基本保険金額が改められるとき*³ でも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

第25条 (主契約に子ども定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	子ども定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1. (1)により主契約が消滅したときは、子ども定期保険特約は消滅したものとみなし、子ども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 主契約の保険金額*¹ または逡減定期保険特約等*² の特約基本保険金額が改められるとき*³ でも、子ども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

備 考

第23条 備考

*³ 次の場合を除きます。

1. 収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の更新が可能な場合
2. 優良体収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の自動変更が可能な場合

第24条 備考

- *¹ 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *² 逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約または逡増定期保険特約をさします。
- *³ 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1. (2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2. (3)、第21条(主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2. (3)または第22条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 2. (3)に準じます。

第25条 備考

- *¹ 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *² 逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約または逡増定期保険特約をさします。
- *³ 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1. (2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2. (3)、第21条(主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2. (3)または第22条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 2. (3)に準じます。

第26条 (主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い)

第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1.(1)により主契約が消滅したときまたは主契約の保険金額*1 もしくは通減定期保険特約等*2 の特約基本保険金額が改められる*3 ときは、次の表のとおり取り扱います。

(1)	入院給付金または療養給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いに準じます。
(2)	介護年金または介護給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態の取扱いに準じます。
(3)	入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある当社所定の特約	主契約の保険金額*1 または通減定期保険特約等*2 の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

第27条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 通増定期保険 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	--

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了(満了の日の翌日に更新または自動変更が可能な主契約を除きます。)前

3. 本条2.のほか、この特約を通増定期保険に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2.および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次の表のとおりとします。

	特定状態保険金の指定範囲	取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

備考

第26条 備考

- *1 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *2 通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約または通増定期保険特約をさします。
- *3 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1.(2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)2.(3)、第21条(主契約に通減定期保険特約等が付加されている場合の特則)2.(3)、第22条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則)2.(3)に準じます。

②	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	ア. 主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第28条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第15条(特約の消滅とみなす場合)(2)	主契約	主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分

第29条 (5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険
-----	-----------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了(満了の日の翌日に更新が可能な主契約を除きます。)前

第30条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合は、次のとおり取扱います。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	平準定期保険特約 優良体平準定期保険特約 逓減定期保険特約 優良体逓減定期保険特約 逓増定期保険特約 生存給付金付定期保険特約
--------	--

	特定疾病保障定期保険特約 収入保障特約 優良体収入保障特約
--	-------------------------------------

(2) この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）4.	主契約の死亡保険金受取人*4および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の死亡給付金受取人*4および主契約の年金受取人*5
第3条（特定状態保険金の支払い）備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。
第3条（特定状態保険金の支払い）備考*5	満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。	年金の一部の受取人である場合を含みます。
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	平準定期保険特約条項等*1 に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約遺族年金または特約高度障害年金

(3) 第15条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している本条2.（1）に定める特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。

(4) 次の定め適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

- ① 第20条（主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則）
- ② 第21条（主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則）
- ③ 第22条（主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則）
- ④ 第23条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則）

第31条（逡減定期保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	逡減定期保険 優良体逡減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

備考

第30条 備考

- *1 平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逡減定期保険特約条項、優良体逡減定期保険特約条項、逡増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項、収入保障特約条項または優良体収入保障特約条項をさします。

②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第32条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、主契約の基本年金月額または年金月額のうち、指定年金月額^{*1} に対応する、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価^{*2} とします。

(2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）および第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. に準じるほか、次の表のとおり読み替えて取り扱います。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）4.	主契約の死亡保険金受取人*4 および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の遺族年金受取人*4
第3条（特定状態保険金の支払い）備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。
第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）1.（1）および（2）	保険金額	年金月額 ^{*1}
	指定保険金額	指定年金月額 ^{*1}
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	死亡保険金または高度障害保険金	遺族年金または高度障害年金
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）2.	保険金	年金
第6条（特定状態保険金の支払いの請求手続き）備考*1	第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）による主契約の保険金額の指定	第32条（収入保障保険等に付加した場合の特則）2.（1）による主契約の基本年金月額または年金月額の指定

第33条 (平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則)

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が、主契約とともに更新され、かつ、主契約に指定代

備考

第32条 備考

*1 特定状態保険金の受取人が指定した基本年金月額または年金月額をいいます。

*2 第1回の年金の支払いを含みます。

理請求人特約が付加されていないときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条(5)により変更した指定代理請求人*1が請求に必要な書類および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (2) 本条(1)により当社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- (3) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(4)①については次の表のとおり読み替えます。*2

読み替え前の語句	読み替え後の語句
保険契約者または被保険者の故意	保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意

- (4) 第8条(告知義務および告知義務違反による解除)または第9条(重大事由による解除)により当社が主契約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。また、第9条(重大事由による解除)により、主約款の「重大事由による解除」の定めによる場合は、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (5) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。*3
- (6) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合は、次のとおり取り扱います。
- ① この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人とします。
- ② この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。
- (7) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
- ① この特約と主契約の指定代理請求人は、同一人とします。
- ② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。

第34条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)
平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、次の表のとおり取り扱います。

備考

第33条 備考

- *1 指定代理請求人(変更後を含みます。)は、次の範囲内の者を指定してください。以下、本条において同じ。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- *2 指定代理請求人による故意の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
- *3 保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類を提出してください。指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。
- *4 指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

更新または特約中途付加の内容		取扱い
(1)	平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が主契約とともに更新される場合、または中途付加される場合	第3条（特定状態保険金の支払い）3.の定めを適用します。
(2)	平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合	第3条（特定状態保険金の支払い）3.の定めは適用しません。

第35条 （主契約にがん死亡保障特約（2014）等が付加されている場合の特則）

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	がん死亡保障特約（2014） がん死亡保障特約（10）
---------------	--------------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額にがん死亡保障特約（2014）等*1 の保険金額を加えます。
- (2) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日*2 における主契約およびがん死亡保障特約（2014）等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	がん死亡保障特約（2014）等は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. がん死亡保障特約（2014）等は指定保険金額に対応する特約保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア.の場合、がん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額は、がん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額から指定保険金額に対応する特約保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) がん死亡保障特約（2014）等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*3 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第36条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10）
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

備 考

第35条 備考

- *1 本条1. の特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *3 特約条項の規定により満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合を除きます。

(1) この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等*1 に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	がん死亡保障特約（2014） がん死亡保障特約（10）
--------	--------------------------------

(2) 第2条（特約の責任開始期）を次のとおり読み替えます。

<p>第2条（特約の責任開始期）</p> <p>この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとなります。</p> <p>(1) 主契約の締結の際にがん死亡保障特約（2014）等*2 と同時にこの特約を付加する場合 主契約の責任開始期と同一とします。</p> <p>(2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合 当社が保険契約者からがん死亡保障特約（2014）等の特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負います。</p> <p>(3) がん死亡保障特約（2014）等の責任開始期の前日までこの特約を主契約に付加する場合で、当社が特約付加の申込を承諾したとき 本条(2)にかかわらず、がん死亡保障特約（2014）等に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。</p>
--

(3) 次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）1.（1）	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき	被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
第3条（特定状態保険金の支払い）4.	主契約の死亡保険金受取人および主契約の満期保険金受取人	「主契約の悪性新生物診断給付金受取人」または「主契約のがん診断給付金受取人」
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	がん死亡保障特約条項（2014）等に定める特約がん死亡保険金

(4) 第15条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加しているがん死亡保障特約（2014）等が消滅したときも、この特約は消滅します。

(5) 第35条（主契約にがん死亡保障特約（2014）等が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

第37条（低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）
-----	-----------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、主契約の死亡給付金の全額とします。

(2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）に準じるほか、次のとおりとします。

備考

第36条 備考

*1 本条1. の主契約をさします。以下、本条において同じ。

*2 本条2.（1）の特約をさします。以下、本条において同じ。

- ① 特定状態保険金が支払われた場合は、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ② 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人*1 および介護一時金の受取人が保険契約者である場合は、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。
- ③ 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- ④ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受け、その介護一時金または死亡給付金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
- ⑤ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金が支払われた場合は、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- ⑥ 特定状態保険金を支払った後、特定状態保険金の支払前に支払事由に該当していた介護一時金の請求があった場合は、当社は介護一時金から特定状態保険金を差し引いた金額を介護一時金の受取人に支払います。
- ⑦ 特定状態保険金を支払うときに主約款の定めによる契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からその元利金を差し引きます。
- ⑧ 特定状態保険金の受取人は、本条2.（2）②の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第38条 （引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012） 無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- （1）無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）については、主契約の契約日から起算して2年以内の特定状態保険金の請求はできません。
- （2）第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- （3）特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 主契約は、指定保険金額に対応する基本保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改めます。

備 考

第37条 備考

- *1 死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

(4) 次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	死亡保険金または高度障害保険金	災害死亡保険金または死亡保険金

指定代理請求人特約条項 目次

第1条	特約の締結	93
第2条	特約の対象となる保険金等	93
第3条	指定代理請求人による保険金等の請求	93
第4条	指定代理請求人の指定および変更	93
第5条	解除の通知	94
第6条	特約の解約	94
第7条	主約款の定め の 準用	94
第8条	主約款等の代理請求不適用に関する特則	95
第9条	保険金等の一時支払に関する特則	95
第10条	契約者配当金に関する特則	95
第11条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則	95
第12条	医療保険またはがん保険に付加した場合の特則	95

指定代理請求人特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

この特約は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者*²の同意および当社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、次に定めるとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

第3条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

1. 第2条(特約の対象となる保険金等)に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。*¹
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると当社が認めた場合
2. 本条1.により当社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けずとも、当社は、これを支払いません。
3. 事実の確認*²に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。
4. 本条にかかわらず、次のいずれかに該当する者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
 - (1) 故意に保険金等の支払事由*³を生じさせた者
 - (2) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者

第4条 (指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の表の範囲内で指定代理請求人を指定してください。*¹ただし、請求時においてもその者が次の表の(1)または(2)の範囲内の者であることを必要とします。

備 考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 当社所定の請求に必要な書類およびその事情を示す書類を提出してください。
- *2 当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときを含みます。
- *3 保険料の払込免除事由を含みます。

第4条 備考

- *1 指定代理請求人は1人とします。

(1)	① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2
(2) *3	① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

2. 本条1. の指定代理請求人が指定されていない場合*4 または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

(1)	死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人*5	
(2)	本表(1)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の戸籍上の配偶者*5
(3)	本表(1)または(2)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の3親等内の親族*5

3. 本条1. および2. にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条1. および2. に定める範囲内で、指定代理請求人を変更*6 することができます。*7

4. 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。

5. 本条3. の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第5条 (解除の通知)

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主約款*1 または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。

第6条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備 考

第4条 備考

- *2 兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母。
- *3 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
- *4 指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に本条1. (1)または(2)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。
- *5 請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。
- *6 指定代理請求人を指定しない変更を含みます。
- *7 当社所定の請求に必要な書類を提出してください。

第5条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 （主約款等の代理請求不適用に関する特則）

この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の取扱い*1は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第9条 （保険金等の一時支払に関する特則）

指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の定めは適用しません。

第10条 （契約者配当金に関する特則）

被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

第11条 （5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の指定および変更）における、被保険者の同意を得る取扱いは適用しません。

(2) 次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（特約の対象となる保険金等）	(1)	被保険者	保険契約者
	(2)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除	保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）
	(3)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金	契約者配当金
第4条（指定代理請求人の指定および変更）1. および2.		被保険者	保険契約者

第12条 （医療保険またはがん保険に付加した場合の特則）

この特約を医療保険またはがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条（特約の締結）	被保険者	主たる被保険者
第2条（特約の対象となる保険金等）		
第4条（指定代理請求人の指定および変更）1. および2.		

備考

第8条 備考

*1 次の取扱いをさします。

1. 指定代理請求人に関する取扱い
2. 介護年金受取人の代理人に関する取扱い
3. 入院給付金等の代理請求に関する取扱い

5年ごと利差配当付年金払特約条項 目次

第1条	特約の締結	97
第2条	年金基金の設定	97
第3条	年金支払日	97
第4条	基本年金額の計算	97
第5条	年金の種類および型	97
第6条	年金の支払い	98
第7条	年金の分割支払い	98
第8条	年金の一括払	98
第9条	年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認	99
第10条	特約の解約、減額等の取扱い	99
第11条	特約の消滅	99
第12条	相続人の代表者	99
第13条	特約の更新	99
第14条	契約者配当準備金の積立て	99
第15条	契約者配当金の割当て	100
第16条	契約者配当金の支払い	100
第17条	年齢の計算	100
第18条	年齢または性別の誤りの処理	100
第19条	時効	101
第20条	主約款の定め準用	101
第21条	収入保障保険等に付加した場合の特則	101
第22条	重大事由による解除	101
【未払年金の現価】		103

5年ごと利差配当付年金払特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約の締結については次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約*1の契約日以後は保険契約者の申出により締結します。
 - (2) 保険金等*2の支払事由が生じた後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険金等を支払った後は、この特約は締結しません。

第2条 (年金基金の設定)

1. 年金基金設定日*1に、当社所定の範囲内で、保険金等*2の全部または一部を年金基金に充当して設定されます。*3
2. 年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条 (年金支払日)

1. 年金支払開始日*1は、年金基金設定日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条 (基本年金額の計算)

1. 第2条(年金基金の設定)の定めにより年金基金が設定されたときは、年金基金に充当された金額をもとに、年金基金設定日における当社所定の率により年金額を定めます。(以下「基本年金額」といいます。)
2. 基本年金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加はなかったものとして取り扱います。

第5条 (年金の種類および型)

年金の種類および型は次の表のとおりとします。

年金の種類	(1) 確定年金 (2) 保証期間付終身年金
年金の型	毎年の年金額が基本年金額と同額の定額型とします。

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約または主契約に付加された他の特約において支払われる保険金または給付金をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 保険金等の支払事由が生じた時または保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時とします。以下同じ。
- *2 保険金等とともに支払われる金銭を含みます。
- *3 保険金等の受取人は、当社所定の範囲内で、年金基金を追加することができます。

第3条 備考

- *1 第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

第6条 (年金の支払い)

1. 当社は、年金の種類により次の表のとおり年金を年金受取人に支払います。

支払事由	(1) 確定年金の場合 年金支払期間中、年金を支払います。 (2) 保証期間付終身年金の場合 年金受取人が年金支払日に生存しているときは、年金を支払います。
年金額	第4条（基本年金額の計算）および第5条（年金の種類および型）によって定められた年金額
年金受取人	年金基金に充当された保険金等の受取人*1 *2

2. 年金受取人が死亡したときの取扱いは、年金の種類により次に定めるところによります。

(1) 確定年金の場合

年金受取人が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

(2) 保証期間付終身年金の場合

年金受取人が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

3. 本条1.にかかわらず、保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金設定日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第7条 (年金の分割支払い)

1. 年金受取人から請求があったときは、当社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金の分割支払いは取り扱いません。
2. 本条1により、年金額を分割して支払うときは、当社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第8条 (年金の一括払)

1. 年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金の種類により次の表のとおり未払年金の一括払を請求することができます。

(1) 請求時期	① 確定年金の場合 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前 ② 保証期間付終身年金の場合 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前
(2) 支払額	① 確定年金の場合 残余年金支払期間の未払年金の現価*1 ② 保証期間付終身年金の場合 残余保証期間の未払年金の現価

2. 本条1.(1)②および(2)②により年金の一括払が行われたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に年金受取人が生存しているときは、年金を継続して支払います。

(2) 年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死

備 考**第6条 備考**

*1 保険金の受取人が2人以上の場合は、その代表者としてします。

*2 保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合は、その法人の指定した者を年金受取人としてします。

第8条 備考

*1 年金の一括払を行ったときは、この特約は消滅します。

亡時にこの特約は消滅します。

(3) 年金の一括払をした場合は、年金証書に表示します。

第9条 (年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認)

1. 年金を請求するときは、年金受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1を提出してください。
2. この特約年金の支払時期および支払い等に必要な確認については、主約款*2の定めに基づいて取扱います。

第10条 (特約の解約、減額等の取扱い)

1. 保険契約者は、年金基金設定日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 年金基金設定日以後は、次の取扱いは行いません。
 - (1) 基本年金額の減額
 - (2) 契約者貸付
 - (3) 年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更

第11条 (特約の消滅)

次のいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
- (2) 保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

第12条 (相続人の代表者)

1. 年金受取人が死亡したときで、年金受取人の法定相続人が2人以上の場合は、代表者1人を定めてください。*1
2. 本条1.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第13条 (特約の更新)

主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されたものとします。

第14条 (契約者配当準備金の積立て)

当社は、年金基金設定日の直後の事業年度末において年金基金の責任準備金および運用利率に基づく運用益が当社の予定した利率*1に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、当社所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち当社所定の方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

備 考

第9条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類とその他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第12条 備考

- *1 代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

第14条 備考

- *1 基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。

第15条 (契約者配当金の割当て)

1. 当社は、第14条（契約者配当準備金の積立て）によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の年金基金を設定したこの特約に対して、当社所定の方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、本条1.（3）に該当する保険契約については本条1.（2）に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。
 - （1）次の事業年度中に年金基金設定日の5年ごとの応当日が到来するこの特約
 - （2）年金の種類が確定年金で次の事業年度中に年金支払期間が満了するこの特約または次の事業年度中に年金受取人の死亡により消滅するこの特約*1
 - （3）次の事業年度中に第8条（年金の一括払）1.（1）①および（2）①の年金の一括払により消滅するこの特約*1
2. 本条1. のほか、年金基金設定日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第16条 (契約者配当金の支払い)

1. 当社は、第15条（契約者配当金の割当て）1.（1）によって割り当てた契約者配当金に基づき、当社所定の方法により計算した金額を、次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日にこの特約が有効に継続している場合に限り、次の方法で分配します。
 - （1）次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日から当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに支払います。
 - （2）本条1.（1）によって支払う契約者配当金は、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
2. 当社は、第15条（契約者配当金の割当て）1.（2）および（3）によって割り当てた契約者配当金に基づき当社所定の方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。*1
3. 当社は、本条1. および2. のほか、本条1. に該当したこの特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、当社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
4. 第15条（契約者配当金の割当て）2. によって割り当てた契約者配当金は、当社の定めるところにより支払います。

第17条 (年齢の計算)

1. 保証期間付終身年金において、年金受取人の年齢は、年金基金設定日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 年金基金設定後の年金受取人の年齢は、本条1. の年齢に、年金基金設定日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第18条 (年齢または性別の誤りの処理)

1. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

備 考

第15条 備考

- *1 本条1.（1）に該当するこの特約を除きます。

第16条 備考

- *1 年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

年金基金設定日における実際の年齢の範囲	取扱い
当社所定の範囲内	実際の年齢に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1
当社所定の範囲外	年金の種類を確定年金に変更してください。*1

2. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1
3. 本条1. および2. において、すでに支払った年金がある場合は、その支払った年金額と実際の年齢または性別に基づいて計算した年金額との過不足を精算します。

第19条 (時効)

年金その他この特約に基づく諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

第20条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第21条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. この特約を次の主契約に付加した場合は、遺族年金または高度障害年金の受取人の申出によって、遺族年金または高度障害年金の未支払分の現価の一時支払いが選択されたときに限って取り扱います。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険
-----	--

2. 本条1. によって、この特約の年金支払いを行う場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条(特約の締結)1.(2)	保険金等	年金の未支払分の現価

第22条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	反社会的勢力*1への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
-----	--------------	---

備 考

第18条 備考

- *1 当社所定の金額以上の年金額に変更してください。

第22条 備考

- *1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)	本表(1)と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)と同等の重大な事由があるとき*2
-----	-------------	---

2. 年金基金設定日以後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後の年金の支払いをしません。*3
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、当社は、第8条(年金の一括払)に定める一括払の請求を受け付けたものとして計算した支払額を保険契約者に支払います。

備 考

第22条 備考

- *2 例えば、この保険契約の保険契約者、被保険者または年金受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *3 すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求します。

【未払年金の現価】

(基本年金額1,000円について)

被保険者の死亡日 または 年金の一括払の請求日	3年確定年金	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
	定額型	定額型	定額型	定額型
	円	円	円	円
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	2,006	3,957	8,604	12,939
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	1,010	2,988	7,700	12,096
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	—	2,006	6,784	11,241
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	—	1,010	5,855	10,374
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	—	—	4,912	9,495
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	—	3,957	8,604
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	—	2,988	7,700
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	—	2,006	6,784
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	—	1,010	5,855
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4,912
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3,957
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	2,988
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2,006
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1,010

(注) 上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。

特別条件付保険特約条項（2015） 目次

1. 特別条件の適用	105
第1条 特別条件の適用	105
2. 特別条件	105
第2条 特別条件	105
3. 特約の解約返戻金	107
第3条 特約の解約返戻金	107
4. 復活の制限	108
第4条 復活の制限	108
第5条 復活の制限に関する特則	108
5. 主約款および特約条項の規定の適用除外	108
第6条 主約款および特約条項の規定の適用除外	108

特別条件付保険特約条項（2015）

(平成27年4月2日制定)

1. 特別条件の適用

第1条（特別条件の適用）

次の表のいずれかの場合に、主契約*¹の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約*²に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日* ³
主契約の契約日後に主特約* ² を付加する際	主特約* ² の責任開始日* ³

2. 特別条件

第2条（特別条件）

1. この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、次のうちいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款*¹または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

- ア. 死亡したこと
- イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと
- ウ. 高度障害状態になったこと
- エ. 介護一時金の支払事由に該当したこと

② 本条1.(1)①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表4に定める感染症により、死亡し、高度障害状態または介護一時金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{支払金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額} \times \text{次の表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

$$\text{支払金額} = (\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額} - \text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}) \times \text{次の表の経過期間に応じた割合} + \text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}$$

保険金等の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

(2) 給付金削減支払法

- ① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。
- ア. 入院したこと
 - イ. 手術をしたこと
 - ウ. 入院したのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 本条1.(2)①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表4に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{給付金の基準とする金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額} \times \text{本条1.(1)②の表の経過期間に応じた割合}$$

(3) 特別保険料領収法

- ① 主契約または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
- ② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

- ① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表6に定める身体部位または特定疾病*2のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表4に定める感染症によるときは、給付金を支払います。
- ア. 入院をしたこと
 - イ. 手術を受けたこと
 - ウ. 入院をしたのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

(5) 特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

備考

第2条 備考

*2 医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

① 視力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態^{*3}のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金^{*4}の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表4に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア．両眼の視力を全く永久に失ったもの

イ．1眼の視力を全く永久に失ったもの

ウ．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表4に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア．両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ．1耳の聴力を全く永久に失ったもの

ウ．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

(6) 年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主契約または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条1.(1)または(5)に準じて取り扱います。

3. 特約の解約返戻金

第3条 (特約の解約返戻金)

第2条(特別条件)1.(3)の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。
- (2) 主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。
- (3) 主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
 - ① 保険料の自動振替貸付
 - ② 契約者貸付

備考

第2条 備考

*3 主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。

*4 名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

4. 復活の制限

第4条 （復活の制限）

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内とします。

第5条 （復活の制限に関する特則）

1. 本則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険（2013） 無解約返戻金型医療保険（08） 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険（11） 医療保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（復活の制限）	2年以内	当社所定の期間内（1年以内で定めます。）

5. 主約款および特約条項の規定の適用除外

第6条 （主約款および特約条項の規定の適用除外）

1. この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

2. この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとみなう次の変更等 (1) 主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 (2) 特約の付加 (3) 特則の適用	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき

保険料口座振替特約条項 目次

第1条	特約の締結	110
第2条	責任開始期および契約日の特則	110
第3条	保険料率	110
第4条	保険料の払込み	111
第5条	保険料口座振替ができなかった場合の取扱い	111
第6条	諸変更	111
第7条	特約の消滅	111
第8条	主約款の定め準用	112
第9条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	112
第10条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	112

保険料口座振替特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
2. この特約を締結するには、次の条件を満たすものとします。
 - (1) 指定口座*¹ が、提携金融機関*² に設置してあること
 - (2) 保険契約者が、提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座*³ へ保険料の口座振替を委任していること

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

1. 第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款*¹ の定めにかかわらず、第4条(保険料の払込み)1. に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日*² とし、この日を契約日とします。
2. 月払の契約の締結の際にこの特約を付加する場合、主約款および本条1. にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
3. 本条2. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*³
4. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条2. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

1. この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。
2. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険料率を適用します。
 - (1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき
当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - (2) 保険料の振替貸付が行われたとき

備 考

第1条 備考

- *1 保険契約者の指定する口座をいいます。以下同じ。
- *2 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。
- *3 当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合は、当該金融機関の口座とします。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 (保険料の払込み)

1. 保険料は、振替日*1 *2 に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
2. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できません。
3. 保険契約者は、振替日の前日までに、払込保険料相当額を指定口座に預け入れてください。
4. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第5条 (保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)

1. 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を猶予期間内に当社の指定する払込方法(経路)により払い込んでください。この場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)1.の取扱いは適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、次の表のとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。*1
(2) 年払契約または半年払契約の場合	振替月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。
(3) 本表の取扱いによる保険料の口座振替ができなかった場合	保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

第6条 (諸変更)

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合は、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条 (特約の消滅)

1. 次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料が前納されたとき
 - (3) 保険料が一括払込みされたとき

備 考**第4条 備考**

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の当社の定めた日とします。
- *2 当社の定めた日とします。ただし、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第5条 備考

- *1 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、払込期月の過ぎた1か月分保険料について払込みがあったものとします。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

- (4) 保険料の払込みが不要となったとき
 (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 (6) 第1条（特約の適用）2. に定める条件に該当しなくなったとき
2. 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったときは、この特約は消滅しません。

第8条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第9条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（責任開始期および契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第10条 （責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱いによるものとし、第2条（責任開始期および契約日の特則）、第9条（無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）は適用しません。
- (2) 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条（保険料の払込み）1.および責任開始期に関する特約条項の取扱いにかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとし、
- (3) 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日^{*1}に口座振替ができなかった場合^{*2}は、第5条（保険料口座振替ができなかった場合の取扱い）1.および本条(2)の取扱いにかかわらず、次の表のとおり取り扱います。

① 月払契約の場合	月払契約の場合、第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 ^{*3}
② 年払契約または半年払契約の場合	第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
③ 本表①または②による口座振替ができなかった場合 ^{*2}	保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

備 考

第10条 備考

- *1 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
- *2 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
- *3 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合は、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとし、

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） 目次

第1条	特約の締結	114
第2条	責任開始期の特則	114
第3条	保険料の払込み	114
第4条	保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い	114
第5条	特約の失効	115
第6条	主約款および特約の定め準用	115
第7条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等に付加した場合の特則	115

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成27年4月2日改正）

第1条 （特約の締結）

1. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。
 - (1) 当社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもっている場合
 - (2) 本条1.(1)の口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合
2. 保険契約者は、本条1.により保険料の振替を行う口座（以下「指定口座」といいます。）を指定してください。

第2条 （責任開始期の特則）

- 第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款*1の定めにかかわらず、第3条（保険料の払込み）
1. に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日*2とします。

第3条 （保険料の払込み）

1. この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日*1（以下「振替日*2」といいます。）に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
2. 本条1.の場合、指定口座から振り替えられた保険料が実際に当社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合は、保険料の払込みがなかったものとします。

第4条 （保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）

1. 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を団体等が定める次のいずれかの方法*1により払い込んでください。

保険料の払込み方法	責任開始期の取扱い
(1) 当社の指定する払込方法により払い込む方法	第2条（責任開始期の特則）の定めは適用しません。
(2) 第1回保険料の口座振替ができなかった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法	第2条（責任開始期の特則）の定めにかかわらず、振り替えられた日を当社の責任開始期とします。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、その保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

備考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。
- *2 振替日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 本条1.(2)による取扱いは、契約年齢に変更が生じない場合に限りです。

3. 本条2. の保険料については、団体等の定めにより、次のとおり取り扱うことがあります。

(1) 月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
(2) 年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。

第5条 （特約の失効）

次の場合は、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が指定口座を解約したとき
- (2) 団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

第6条 （主約款および特約の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款、団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の定め準用して取扱います。

第7条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（責任開始期の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

備 考

第4条 備考

*2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項 I 目次

第1条	特約の締結	117
第2条	契約日の特則	117
第3条	保険料率	117
第4条	保険料の払込み	118
第5条	保険料の一括払	118
第6条	猶予期間	118
第7条	特約の失効	118
第8条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	119

団体扱特約条項Ⅰ

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - (1) 保険契約者がその団体から給与*1の支払いを受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。)であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
2. 本条1.の条件を満たす場合は、主約款*2のほかこの特約を締結して団体年払、半年払、または月払の取扱いをします。
3. 本条1.(2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
4. 本条1.の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

1. 主契約*1の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日*2の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 本条1.にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*3
3. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1.にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

1. この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の表のとおりとします。

(1) 団体保険料率Aを適用する場合	<ol style="list-style-type: none"> ① その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるとき ② その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき ③ その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき ④ その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても本条1.(1)①から③のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
--------------------	--

備 考

第1条 備考

- *1 役員報酬を含みます。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

(2) 団体保険料率 B を適用する場合	団体が本条 1. (1)の①から④のいずれにも該当しない場合
-------------------------	--------------------------------

2. 団体保険料率 A を適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条 1. (1)に定める人数未満に減少し、その後 6 か月を経過しても、その定める人数にもどらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率 B に変更します。

第 4 条 (保険料の払込み)

1. 第 1 回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
2. 第 2 回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 本条 1. および 2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第 5 条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率 B が適用されるときは、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が 3 か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第 6 条 (猶予期間)

1. 第 2 回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払定期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払定期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第 1 回保険料の払込みについて本条 2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第 1 回保険料の払込みについて本条 2. に準じます。

第 7 条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第 1 条 (特約の締結) (1) および (2) に定める人数未満に減少し、その後 3 か月*1 を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき

備 考

第 6 条 備考

*1 契約日の応当日が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合は、それぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日まで。

第 7 条 備考

*1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後 6 か月とします。

2. 本条 1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第 8 条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条 1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第 2 条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第1条	特約の締結	121
第2条	契約日の特則	121
第3条	保険料率	121
第4条	保険料の払込み	121
第5条	保険料の一括払	122
第6条	猶予期間	122
第7条	特約の失効	122
第8条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	122

団体扱特約条項Ⅱ

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
- 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*1} のほかこの特約を締結して年払、半年払または月払の取扱いをします。
- 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
- 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主契約^{*1} の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2} の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払い込みのあった日とします。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付

備考

第1条 備考

*1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

し、個々の領収証は発行しません。

第5条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第6条 (猶予期間)

1. 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法 (回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

第7条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結) 1.(1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月*1を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第8条 (無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	---

備 考

第6条 備考

*1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第7条 備考

*1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

集団扱特約条項 目次

第1条	特約の締結	125
第2条	契約日の特則	125
第3条	保険料率	125
第4条	保険料の払込み	125
第5条	保険料の前納または一括払	126
第6条	一括保険証券	126
第7条	保険契約の復活	126
第8条	保険期間の変更	126
第9条	特約の解約	126
第10条	特約の消滅	126
第11条	この特約を付加した保険契約の更新	126
第12条	この特約を付加した保険契約の自動変更	126
第13条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	127

集团扱特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、官公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集团（以下「集团」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集团またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約について、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 集团の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
 - 集团またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
 - その集团に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数とが名寄せ合算して10名以上あるとき
- 本条1.の条件を満たす場合は、主約款^{*1}のほかこの特約を締結して集团扱をします。
- 集团扱を行う場合は、当社は、集团代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 集团扱を行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*1}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1.にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*2}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1.にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する保険契約の保険料率は、集团扱保険料率とします。

第4条 (保険料の払込み)

- 保険料の払込方法は集团を通じて同一とします。
- 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月に集团代表者を經由して払い込んでください。
- 本条2.の保険料は、集团代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 保険料が払い込まれた場合は、当社は集团代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。
- 保険料の払込方法が月払の場合は、第2回以後の保険料の払込みについては、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

備 考

第1条 備考

*1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*2 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

第5条 (保険料の前納または一括払)

この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

第6条 (一括保険証券)

当社は、個々の保険証券にかえて集团またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

第7条 (保険契約の復活)

この特約を付加した保険契約が失効した場合は、復活することができる期間は、主約款に定める保険契約の復活の取扱いにかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。

第8条 (保険期間の変更)

この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

第9条 (特約の解約)

保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

第10条 (特約の消滅)

1. 次の場合は、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者または被保険者がその所属集团から脱退したとき
 - (2) 集团扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結)1.(1)から(3)までに定める人数未満に減少し、その後6か月を経過して、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 当社と集团代表者との間に締結された集团扱協定が解除されたとき
2. 本条1.によってこの特約が消滅したときは、個人扱いの取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱いの取扱いへの変更が、当社所定の範囲をこえる場合は、変更の取扱いはしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込みに対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。
3. 本条2.の個人扱いの取扱いへの変更後の保険期間満了の日が、当社の定める範囲をこえる場合は、同一の保険期間への変更は行わず、短期の保険期間とする個人扱いの取扱いに変更します。^{*1}
4. 本条2.ならびに3.に定める個人扱いの取扱いへの変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法(回数)が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
5. 本条4.の未払込分の保険料の払込みについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

第11条 (この特約を付加した保険契約の更新)

この特約を付加した保険契約が更新される場合は、主約款の「保険契約の更新」の定めに従います。ただし、保険期間を変更して更新する取扱いはしません。

第12条 (この特約を付加した保険契約の自動変更)

この特約を付加した保険契約が自動変更される場合は、主約款の「保険契約の自動変更」の定めに従います。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱いはしません。

備 考**第10条 備考**

*1 この場合、当社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

第13条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第1条	特約の締結	129
第2条	責任開始期および契約日の特則	129
第3条	保険料率	129
第4条	保険料の払込み	129
第5条	他の保険料の払込方法（経路）への変更	130
第6条	特約の消滅	130
第7条	主約款の定め準用	130

保険料クレジットカード払特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
2. 本条1. のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 当社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとし、
4. 当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款^{*1} の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2} ^{*3} の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の定めに基づく保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、本条(1)にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*4}
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

1. この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 本条1. にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条 (保険料の払込み)

1. 第1回保険料^{*1} をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等

備 考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *4 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。

の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時*2 に、当社が第1回保険料を受け取ったものとします。

2. 本条1. の場合、当社が、保険契約の申込みを承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。
3. 第2回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の定めにかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当社の定めた日に、当社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うものとします。
5. 当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料*3 については、本条3.（第1回保険料の場合は本条1.）の取扱いは適用しません。
 - (1) 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 本条5. の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条 （他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第6条 （特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料が前納されたとき
 - (3) 保険料が一括払込みされたとき
 - (4) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
2. 本条1.（3）にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
3. 本条1.（6）から（8）までの場合、当社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。

第7条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

備 考

第4条 備考

- *2 当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時とします。
- *3 第1回保険料を含みます。

電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項 目次

第1条	特約の締結	132
第2条	保険契約の申込手続き	132
第3条	告知の手続き	132
第4条	契約年齢および性別の誤りの処理	133
第5条	主約款の定めへの準用	133
第6条	電磁的方法	133

電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. 保険契約者*¹ から、電子情報処理機器（パーソナルコンピュータおよびインターネット等に接続可能で情報処理ができる携帯電話端末機等の双方向において連絡および確認等ができ、電磁的方法による記録が可能な機器をいいます。以下同じ。）を用いて、当社所定の方法により、保険契約の申込みがあり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を締結します。
2. この特約の適用に際しては、次のすべてを満たすものとします。
 - (1) 保険契約者は、主契約*² の被保険者と同一人であること
 - (2) 保険料クレジットカード払特約を付加すること

第2条 (保険契約の申込手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みは、次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 当社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等を媒介とした電磁的方法により、保険契約の申込みの際に確認いただく契約情報に関する電子書面と保険契約の申込内容を入力する画面を保険契約者へ表示します。
- (2) 保険契約者は、電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に申込みに係る必要な情報を入力し、当社へ送信するものとします。
- (3) 当社は、本条(2)で保険契約者より送信されたものの受信をもって、保険契約の申込みの意思があったものとして取り扱います。この場合、当社は、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた旨を保険契約者へ送信します。
- (4) 当社は、保険契約の申込みの諾否については、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知に代えることがあります。
- (5) 携帯電話端末機を用いた保険契約の申込みを行う場合、保険契約者より当社所定の書面を提出いただく場合があります。

第3条 (告知の手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みを行う場合には、主約款等*¹ の定めにかかわらず、告知について、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約*² の締結の際、当社は保険金等の支払事由および保険料の払込免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち告知事項*³ を電磁的方法によって表示します。
- (2) 保険契約者は、電磁的方法により、告知事項を入力する画面に告知に係る必要な情報を入力し、当社へ送信するものとします。
- (3) 当社は、本条(2)で保険契約者より送信されたものの受信をもって、告知があったものとして取り扱います。

備 考

第1条 備考

- *1 保険契約者となる者を含みます。以下同じ。
- *2 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 主契約の普通保険約款および特約条項をいいます。以下同じ。
- *2 特約を含みます。
- *3 被保険者に告知を求める事項をいいます。以下同じ。

第4条 (契約年齢および性別の誤りの処理)

この特約の適用に際しては、主約款等に定める「契約年齢および性別の誤りの処理」の条項において次のとおり読み替えます。

読み替え前の語句	読み替え後の語句
保険契約申込書に記載された	電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に入力された

第5条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

第6条 (電磁的方法)

この特約における「電磁的方法」とは、次に掲げる場合に依りて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 当社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合
 - ① 当社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法
 - ② 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
 - ③ 保険契約者等ファイル*1 に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
 - ④ 当社の閲覧ファイル*2 に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
 - ① 保険契約者等ファイル*1 に、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
 - ② 保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法

備 考**第6条 備考**

- *1 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。
- *2 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。

責任開始期に関する特約条項 目次

第1条	特約の適用	135
第2条	責任開始期および契約日	135
第3条	第1回保険料の払込および猶予期間	135
第4条	第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合	135
第5条	第1回保険料が払い込まれないことによる無効	135
第6条	特約の解約	136
第7条	第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金	136
第8条	主約款の規定の準用	136
第9条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則	136
第10条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則	136
第11条	無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則	136

責任開始期に関する特約条項

(平成26年7月1日改正)

第1条 (特約の適用)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約には、この特約は付加されません。

第2条 (責任開始期および契約日)

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの（１）～（３）のとおり取り扱います。

- （１）保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- （２）契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- （３）前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条 (第1回保険料の払込および猶予期間)

第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に会社に払い込んでください。払込期間内に払込ができなかった場合は、猶予期間内に会社に払い込んでください。

第4条 (第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)

第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条 (第1回保険料が払い込まれないことによる無効)

第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2. 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条 (特約の解約)

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

第7条 (第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金)

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条 (無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)、無解約返戻金型がん療養保険(10)またはがん保険に付加した場合の特則)

この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)、無解約返戻金型がん療養保険(10)またはがん保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の(1)～(5)の取扱をし、第2条(責任開始期および契約日)の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- (2) 主契約の責任開始期は、前号に定める保険期間の始期に属する日から起算して90日を経過した日の翌日とします。
- (3) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、第1号に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が発生したときは、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (4) 前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。
- (5) 第3条(第1回保険料の払込および猶予期間)第1項中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。

第10条 (5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条(責任開始期および契約日)中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第11条 (無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)に付加した場合の特則)

この特約を無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合、または無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)に付加した場合には、第2条(責任開始期および契約日)第1号は、つぎのとおり読み替えます。

「保険契約の申込を受けた時を主契約の責任開始期(会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。)とし、その時の属する日(以下「責任開始日」といいます。)を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。」

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意に基づくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 対象となる高度障害状態

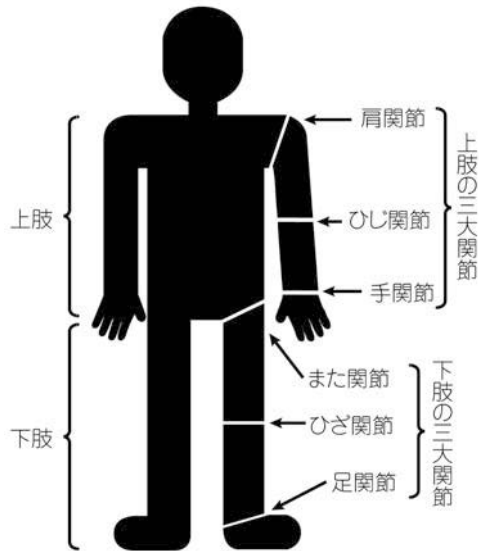
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの*1
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの*2 *3
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*4
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*5
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*5
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*5
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの*5

備 考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表3 対象となる身体障害の状態

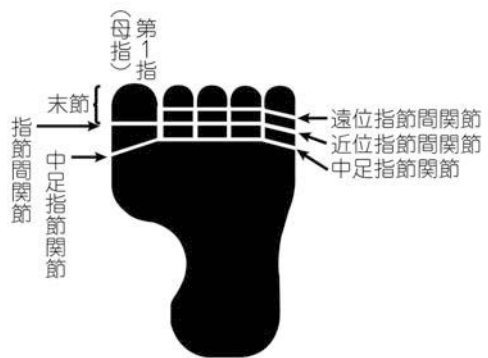
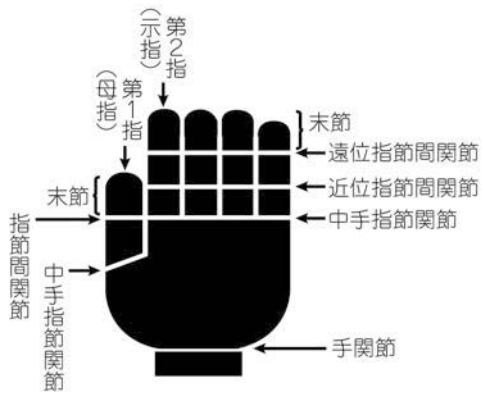
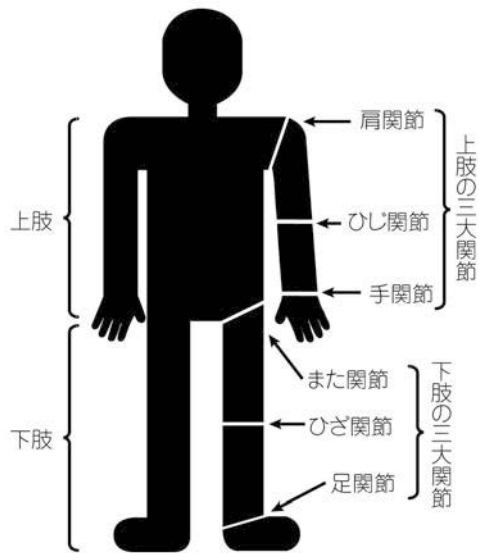
対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの*1
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの*2
- (3) 脊柱に著しい奇形*3 または著しい運動障害を永久に残すもの*4
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの*5 *6
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの*5 *6
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの*7
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの*8
- (8) 10足指を失ったもの*9

備 考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- *3 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- *4 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- *6 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- *7 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- *8 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- *9 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

身体部位および特定疾病の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	外傷に伴う合併症、後遺症

別表18 対象となる悪性新生物

「悪性新生物」とは、下記（１）および（２）をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

- （１）「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
真性赤血球増加症<多血症>	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
慢性骨髄増殖性疾患	D 47.1
本態性（出血性）血小板血症	D 47.3

- （２）上記（１）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表20 対象となる手術

対象となる手術は、下表のとおりとします。

手術の種類
1. がん根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）
2. その他のがん手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
4. がん温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
5. がん根治放射線照射（がんの治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

別表21 対象となる上皮内新生物

「上皮内新生物」とは、下記（１）および（２）をみたまものをいいます。なお、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌を含みます。

- （１）「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00～D07、D09

- （２）上記（１）において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード
／2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性